

平成23年8月

第177回国会（常会）
通過議案要旨集
（速報版）

衆議院調査局

目 次

第177回国会（常会）議案審議等概況.....	1
第177回国会（常会）議案審査経過	
閣法.....	3
衆法.....	13
参法.....	18
予算.....	21
条約.....	22
承認.....	24
承諾.....	25
決算・国有財産等.....	27
決議案.....	28
両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
内閣委員会.....	31
総務委員会.....	42
法務委員会.....	69
外務委員会.....	76
財務金融委員会.....	90
文部科学委員会.....	100
厚生労働委員会.....	106
農林水産委員会.....	120
経済産業委員会.....	133
国土交通委員会.....	141
環境委員会.....	154
安全保障委員会.....	162
予算委員会.....	163
決算行政監視委員会.....	179
議院運営委員会.....	185
災害対策特別委員会.....	186
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会.....	191
東日本大震災復興特別委員会.....	194
決議案	
本会議.....	203
委員会.....	207
通過議案概要一覧.....	221
決算等概要一覧.....	249
【参考】 閉会中審査議案概要一覧.....	251

会派の正式名称と略称は次のとおりです。

会派名	会派略称
民主党・無所属クラブ	民主
自由民主党・無所属の会	自民
公明党	公明
日本共産党	共産
社会民主党・市民連合	社民
みんなの党	みんな
国民新党・新党日本	国民
たちあがれ日本	日本
国益と国民の生活を守る会	国守
無所属	無

第177回国会（常会）議案審議等概況

1 会 期

平成23年1月24日から8月31日までの220日間

2 議案件数

閣 法	109件（成立 82件、継続 21件、参議院継続 1件、 審査未了 2件、撤回 3件）
衆 法	60件（成立 24件、継続 27件、審査未了 1件、 撤回 8件）
参 法	28件（成立 4件、継続 3件、参議院継続 7件、 参議院審査未了 2件、参議院未付託未了 9件、 参議院撤回 3件）
予 算	8件（成立）
条 約	19件（承認 15件、継続 4件）
承認を求めるの件	7件（承認 5件、継続 1件、撤回 1件）
承諾を求めるの件	13件（承諾 3件、継続 10件）
決 算 等	9件（本院議了 5件、継続 3件、審査未了 1件）
決 議 案	
本 会 議	6件（可決 3件、否決 2件、未了 1件）
委 員 会	11件（総務委員会 3件、厚生労働委員会、 農林水産委員会 2件、環境委員会、 決算行政監視委員会、災害対策特別委員会、 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委 員会、東日本大震災復興特別委員会）

第177回国会（常会）議案審査経過

〔閣法〕

太字は成立議案

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会			本会議			委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日		審議結果
174	政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第13号）（撤回承諾要求）	内閣	1/24				5/12	撤回承諾					
174	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第27号）（参議院送付）	安全保障	4/20	4/21	可決		4/22	可決	4/19	可決	4/20	可決	4/27 (28)
174	賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案（第174回国会内閣提出第36号、参議院送付）	国土交通	1/24					閉会中審査					
174	国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第41号）（参議院送付）	厚生労働	7/29	8/3	可決	有	8/4	可決	7/28	修正	7/29	修正	8/10 (93)
174	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）	経済産業	1/24					閉会中審査					
174	予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第54号、参議院送付）	厚生労働	1/24	7/8	修正	有	7/8	修正	7/14	可決	7/15	可決	7/22 (85)
174	環境影響評価法の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第55号、参議院送付）（参議院送付）	環境	4/15	4/19	可決	有	4/22	可決	4/14	可決	4/15	可決	4/27 (27)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
174	地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第174回国会内閣提出第56号、参議院送付)	総務	1/24	4/21	修正	有	4/22	修正	4/28	可決	4/28	可決	5/2 (37)
174	国と地方の協議の場に関する法律案(第174回国会内閣提出第57号、参議院送付)	総務	1/24	4/21	修正	有	4/22	修正	4/28	可決	4/28	可決	5/2 (38)
174	地方自治法の一部を改正する法律案(第174回国会内閣提出第58号、参議院送付)	総務	1/24	4/21	修正		4/22	修正	4/28	可決	4/28	可決	5/2 (35)
174	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、第174回国会閣法第60号)	厚生労働	1/24					閉会中 審 査					
176	郵政改革法案(内閣提出、第176回国会閣法第1号)	郵政改革	4/12					閉会中 審 査					
176	日本郵政株式会社法案(内閣提出、第176回国会閣法第2号)	郵政改革	4/12					閉会中 審 査					
176	郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第176回国会閣法第3号)	郵政改革	4/12					閉会中 審 査					
176	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第176回国会閣法第4号)	倫理選挙	1/24					閉会中 審 査					
176	地球温暖化対策基本法案(内閣提出、第176回国会閣法第5号)	環 境	1/24					閉会中 審 査					
176	民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第176回国会閣法第8号)(参議院送付)	法 務	4/20	4/26	可決		4/28	可決	4/19	可決	4/20	可決	5/2 (36)
176	独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(第176回国会閣法第9号)(参議院送付)	厚生労働	4/15	4/20	可決	有	4/22	可決	4/12	修正	4/15	修正	4/27 (26)
176	展覧会における美術品損害の補償に関する法律案(第176回国会閣法第14号)(参議院送付)	文部科学	3/25	3/25	可決		3/29	可決	3/24	修正	3/25	修正	4/4 (17)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
177	平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第1号)	財務金融	2/15				4/28	承諾 (注1)					
177	平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第1号)(内閣修正)			8/10	修正		8/11	修正	8/26	可決	8/26	可決	8/30 (106)
177	所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)	財務金融	2/15				6/10	承諾 (注2)					
177	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)(内閣修正)							閉会中 審査					
177	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第3号)	財務金融	3/18	3/22	可決		3/25	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (8)
177	地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)	総務	2/15				6/10	承諾 (注2)					
177	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)(内閣修正)							閉会中 審査					
177	地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)	総務	2/15	3/22	修正		3/22	修正	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (5)
177	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第6号)	総務	2/15	3/8	可決		3/10	可決	3/25	可決	3/29	可決	3/31 (3)
177	関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)	財務金融	3/18	3/22	可決		3/25	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (7)
177	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	財務金融	3/18	3/22	可決		3/25	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (10)
177	平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案(内閣提出第9号)(撤回承諾要求)	厚生労働	2/24				3/31	撤回 承諾					

(注1) 4月28日内閣から議案修正承諾要求書が提出され、同日本院承諾

(注2) 6月10日内閣から議案修正承諾要求書が提出され、同日本院承諾

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
177	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	厚生労働	4/12	4/15	可決		4/15	可決	4/19	可決	4/20	可決	4/27 (25)
177	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)	外 務	4/12	4/15	修正		4/15	修正	4/19	可決	4/20	可決	4/27 (22)
177	踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第12号)	国土交通	3/10	3/23	可決		3/25	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (6)
177	内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)	内 閣	3/22	3/25	可決	有	3/29	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (4)
177	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第14号)	法 務	3/24	3/30	可決		3/31	可決	4/14	可決	4/15	可決	4/22 (18)
177	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第15号)	文部科学	3/22	3/30	修正	有	3/31	修正	4/14	可決	4/15	可決	4/22 (19)
177	独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第16号)	文部科学	4/5	4/13	可決	有	4/15	可決	4/19	可決	4/20	可決	4/27 (23)
177	港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)	国土交通	3/22	3/25	可決	有	3/29	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (9)
177	農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第18号)	農林水産	5/23	5/31	可決	有	5/31	可決	6/7	可決	6/8	可決	6/15 (65)
177	都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第19号)	国土交通	3/29	4/15	可決	有	4/15	可決	4/19	可決	4/20	可決	4/27 (24)
177	高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第20号)	国土交通	4/14	4/20	可決	有	4/22	可決	4/26	可決	4/27	可決	4/28 (32)
177	防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第21号)	安全保障	5/18	5/27	可決		5/31	可決				閉会中 審 査	
177	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第22号)(内閣修正)(注)	厚生労働	8/29					閉会中 審 査					

(注) 4月28日内閣から修正申入書を受領した。

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
177	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案(内閣提出第23号)	厚生労働	4/19	4/27	修正	有	4/28	修正	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (47)
177	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)	厚生労働	4/19	4/27	可決	有	4/28	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (46)
177	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第25号)	経済産業	4/19	4/27	修正		4/28	修正	5/17	可決	5/18	可決	5/25 (48)
177	特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(内閣提出第26号)	経済産業	8/29					閉会中 審 査					
177	総合特別区域法案(内閣提出第27号)	内 閣	4/19	5/13	可決	有	5/17	可決	6/21	可決	6/22	可決	6/29 (81)
177	株式会社国際協力銀行法案(内閣提出第28号)	財務金融	4/18	4/19	可決	有	4/22	可決	4/28	可決	4/28	可決	5/2 (39)
177	森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第29号)	農林水産	3/22	3/30	修正	有	3/31	修正	4/14	可決	4/15	可決	4/22 (20)
177	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第30号)	農林水産	3/8	3/22	修正	有	3/22	修正	3/25	可決	3/29	可決	4/4 (16)
177	民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第31号)	法 務	4/12	4/26	可決	有	4/28	可決	5/26	可決	5/27	可決	6/3 (61)
177	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第32号)	国土交通	5/23	5/27	可決	有	5/31	可決	6/7	可決	6/8	可決	6/15 (66)
177	交通基本法案(内閣提出第33号)	国土交通	8/29					閉会中 審 査					
177	電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第34号)(参議院送付)	総 務	5/18	5/24	可決	有	5/26	可決	4/19	可決	4/20	可決	6/1 (60)
177	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第35号)(参議院送付)	総 務	5/18	5/24	可決	有	5/26	可決	4/19	可決	4/20	可決	6/1 (58)
177	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第36号)(参議院送付)	総 務	5/18	5/24	可決	有	5/26	可決	4/19	可決	4/20	可決	6/1 (59)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
177	水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第37号)(参議院送付)	環 境	5/27	6/10	可決	有	6/14	可決	5/26	可決	5/27	可決	6/22 (71)
177	平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第38号)	倫理選挙	3/16	3/17	可決		3/17	可決	3/17	可決	3/18	可決	3/22 (2)
177	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第39号)	内 閣	4/12	4/15	可決		4/22	可決	4/26	可決	4/27	可決	4/28 (31)
177	預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第40号)	財務金融	4/14	4/20	可決		4/22	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (45)
177	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第41号)	総 務	4/21	4/28	可決	有	4/30	可決	5/19	可決	5/20	可決	5/27 (56)
177	情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)	法 務	5/24	5/31	可決		5/31	可決	6/16	可決	6/17	可決	6/24 (74)
177	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第43号)(参議院送付)	内 閣	5/12	5/20	可決	有	5/24	可決	4/19	可決	4/20	可決	6/1 (57)
177	資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第44号)(参議院送付)	財務金融	5/10	5/13	可決	有	5/17	可決	4/21	修正	4/27	修正	5/25 (49)
177	特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第45号)(参議院送付)	経済産業	5/24	5/27	可決		5/31	可決	4/14	可決	4/15	可決	6/8 (63)
177	不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第46号)(参議院送付)	経済産業	5/24	5/27	可決		5/31	可決	4/14	可決	4/15	可決	6/8 (62)
177	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案(内閣提出第47号)(参議院送付)	国土交通	5/10	5/13	可決	有	5/17	可決	4/19	可決	4/20	可決	5/25 (54)
177	航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第48号)(参議院送付)	国土交通	5/10	5/13	可決	有	5/17	可決	4/19	可決	4/20	可決	5/25 (50)
177	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第49号)	総 務	8/2	8/11	可決	有	8/11	可決	8/26	可決	8/26	可決	8/30 (105)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
177	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第50号)	厚生労働	5/10	5/27	修正	有	5/31	修正	6/14	可決	6/15	可決	6/22 (72)
177	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(内閣提出第51号)	経済産業	7/14	8/23	修正	有	8/23	修正	8/25	可決	8/26	可決	8/30 (108)
177	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第52号)	経済産業	7/14	8/23	可決		8/23	可決	8/25	可決	8/26	可決	8/30 (109)
177	鉱業法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第53号)	経済産業	5/10	5/20	可決	有	5/24	可決	7/14	可決	7/15	可決	7/22 (84)
177	非訟事件手続法案(内閣提出第54号)(参議院送付)	法 務	5/10	5/18	可決		5/19	可決	4/26	可決	4/27	可決	5/25 (51)
177	家事事件手続法案(内閣提出第55号)(参議院送付)	法 務	5/10	5/18	可決		5/19	可決	4/26	可決	4/27	可決	5/25 (52)
177	非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第56号)(参議院送付)	法 務	5/10	5/18	可決		5/19	可決	4/26	可決	4/27	可決	5/25 (53)
177	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案(内閣提出第57号)	財務金融	4/20	4/22	可決		4/22	可決	4/26	可決	4/27	可決	4/27 (29)
177	地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第58号)	総 務	4/20	4/22	可決		4/22	可決	4/26	可決	4/27	可決	4/27 (30)
177	障害者基本法の一部を改正する法律案(内閣提出第59号)	内 閣	6/14	6/15	修正	有	6/16	修正	7/28	可決	7/29	可決	8/5 (90)
177	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第60号)	内 閣	8/29					閉会中 審 査					
177	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案(内閣提出第61号)	国土交通	4/26	4/27	可決		4/28	可決	4/28	可決	4/28	可決	4/29 (33)
177	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案(内閣提出第62号)	国土交通	4/26	4/27	可決		4/28	可決	4/28	可決	4/28	可決	4/29 (34)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
177	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(内閣提出第63号)	災害対策	4/29	4/30	可決		4/30	可決	5/2	可決	5/2	可決	5/2 (40)
177	平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(内閣提出第64号)	総務	4/29	4/30	可決		4/30	可決	5/2	可決	5/2	可決	5/2 (41)
177	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案(内閣提出第65号)	農林水産	4/29	4/30	可決	有	4/30	可決	5/2	可決	5/2	可決	5/2 (43)
177	東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案(内閣提出第66号)	農林水産	4/29	4/30	可決		4/30	可決	5/2	可決	5/2	可決	5/2 (44)
177	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出第67号)	財務金融	4/29	4/30	可決		4/30	可決	5/2	可決	5/2	可決	5/2 (42)
177	平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第68号)	倫理選挙	5/12	5/13	可決	有	5/17	可決	5/18	可決	5/20	可決	5/27 (55)
177	東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案(内閣提出第69号)	総務	5/23	5/26	可決	有	5/31	可決	6/7	可決	6/8	可決	6/15 (68)
177	東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(内閣提出第70号)(撤回承諾要求)	震災復興	5/20				6/9	撤回承諾					
177	内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第71号)	震災復興	5/20		審査 未了								
177	東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案(内閣提出第72号)	外務	5/19	5/25	可決		5/26	可決	5/31	可決	6/1	可決	6/8 (64)
177	東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第73号)	財務金融	5/31	6/8	可決	有	6/9	可決	6/21	可決	6/22	可決	6/29 (80)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
177	国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第74号)	内閣	8/29					閉会中 審査					
177	国家公務員の労働関係に関する法律案(内閣提出第75号)	内閣	8/29					閉会中 審査					
177	公務員庁設置法案(内閣提出第76号)	内閣	8/29					閉会中 審査					
177	国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第77号)	内閣	8/29					閉会中 審査					
177	国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案(内閣提出第78号)	総務	8/29					閉会中 審査					
177	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第79号)	法務	8/29					閉会中 審査					
177	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第80号)	法務	8/29					閉会中 審査					
177	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第81号)	農林水産	6/7	7/14	可決	有	7/15	可決	7/26	可決	7/27	可決	8/3 (89)
177	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第82号)	財務金融	6/13	6/15	可決		6/16	可決	6/21	可決	6/22	可決	6/30 (82)
177	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第83号)	総務	6/13	6/16	可決	有	6/16	可決	6/21	可決	6/22	可決	6/30 (83)
177	原子力損害賠償支援機構法案(内閣提出第84号)	震災復興	7/8	7/26	修正	有	7/28	修正	8/2	可決	8/3	可決	8/10 (94)
177	東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案(内閣提出第85号)	震災復興	7/28		審査 未了								
177	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第86号)	災害対策	7/19	7/20	可決		7/20	可決	7/25	可決	7/25	可決	7/29 (87)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
177	平成22年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出第87号）	財務金融	7/19	7/20	可決		7/20	可決	7/25	可決	7/25	可決	7/29 (88)
177	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（内閣提出第88号）	総 務	7/27	8/2	修正	有	8/2	修正	8/4	可決	8/5	可決	8/12 (98)
177	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第89号）	総 務	7/27	8/2	可決		8/2	可決	8/4	可決	8/5	可決	8/12 (96)
177	平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（内閣提出第90号）	厚生労働	8/22	8/23	可決		8/23	可決	8/25	可決	8/26	可決	8/30 (107)

〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
173	政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案(大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号)	倫理選挙	1/24					閉会中 審査					
173	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(高市早苗君外3名提出、第173回国会衆法第5号)	法 務	1/24					閉会中 審査					
173	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案(馳浩君外4名提出、第173回国会衆法第6号)	厚生労働	1/24	6/14	撤回 許可								
173	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案(井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号)	内 閣	1/24					閉会中 審査					
173	国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案(田村憲久君外5名提出、第173回国会衆法第12号)	厚生労働	1/24					閉会中 審査					
174	政党助成法の一部を改正する法律案(林幹雄君外4名提出、第174回国会衆法第2号)	倫理選挙	1/24					閉会中 審査					
174	教育公務員特例法の一部を改正する法律案(下村博文君外3名提出、第174回国会衆法第4号)	文部科学	1/24					閉会中 審査					
174	低炭素社会づくり推進基本法案(野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号)	環 境	1/24					閉会中 審査					
174	北海道観光振興特別措置法案(佐田玄一郎君外4名提出、第174回国会衆法第11号)	国土交通	1/24					閉会中 審査					
174	気候変動対策推進基本法案(江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号)	環 境	1/24					閉会中 審査					
174	公職選挙法の一部を改正する法律案(村田吉隆君外4名提出、第174回国会衆法第18号)	倫理選挙	1/24					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
174	国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案(小沢一郎君外4名提出、第174回国会衆法第20号)	議院運営	1/24	5/17	撤回 許可								
174	国際平和協力法案(中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号)	安全保障	1/24					閉会 中 審 査					
174	国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号)	安全保障	1/24					閉会 中 審 査					
174	津波対策の推進に関する法律案(二階俊博君外6名提出、第174回国会衆法第28号)	災害対策	1/24	6/9	撤回 許可								
174	スポーツ基本法案(森喜朗君外5名提出、第174回国会衆法第29号)	文部科学	1/24	6/1	撤回 許可								
174	死因究明推進法案(下村博文君外5名提出、第174回国会衆法第30号)	内 閣	1/24					閉会 中 審 査					
174	自衛隊法の一部を改正する法律案(小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号)	安全保障	1/24					閉会 中 審 査					
174	国家公務員法の一部を改正する法律案(井上信治君外6名提出、第174回国会衆法第32号)	内 閣	1/24					閉会 中 審 査					
174	離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案(武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第33号)	国土交通	1/24					閉会 中 審 査					
174	離島航路航空路整備法案(武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第34号)	国土交通	1/24					閉会 中 審 査					
174	農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案(加藤紘一君外4名提出、第174回国会衆法第35号)	農林水産	1/24					閉会 中 審 査					
176	国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案(後藤田正純君外4名提出、第176回国会衆法第4号)	財務金融	1/24	8/31	撤回 許可								
176	国家公務員法等の一部を改正する法律案(河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第5号)	内 閣	1/24					閉会 中 審 査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
176	幹部国家公務員法案（河野太郎君外 6 名提出、第176回国会衆法第 6 号）	内 閣	1/24				閉会中 審 査						
176	海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（古屋圭司君外 4 名提出、第176回国会衆法第12号）	文部科学	1/24	3/9	撤回 許可								
176	森林法の一部を改正する法律案(高市早苗君外16名提出、第176回国会衆法第16号)	農林水産	1/24	3/30	撤回 許可								
176	地下水の利用の規制に関する緊急措置法案（高市早苗君外13名提出、第176回国会衆法第17号）	国土交通	1/24				閉会中 審 査						
177	海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第 1 号）	審査省略					3/10	可決	3/24	可決	3/25	可決	4/1 (15)
177	地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第 2 号）	審査省略					3/17	可決	3/17	可決	3/18	可決	3/22 (1)
177	国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(城島光力君外 6 名提出、衆法第 3 号)	厚生労働	3/28	3/29	可決		3/29	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (14)
177	国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案(野田毅君外 3 名提出、衆法第 4 号)	財務金融	3/22	3/29	可決		3/29	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (12)
177	国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(石田真敏君外 4 名提出、衆法第 5 号)	総 務	3/22	3/29	可決		3/29	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (13)
177	お茶の振興に関する法律案(農林水産委員長提出、衆法第 6 号)	審査省略					3/31	可決	4/14	可決	4/15	可決	4/22 (21)
177	平成23年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額減額特例に関する法律案(議院運営委員長提出、衆法第 7 号)	審査省略					3/31	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (11)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
177	東日本大震災復興再生基本法案(石破茂君外4名提出、衆法第8号)	震災復興	5/20	6/9	撤回 許可								
177	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出、衆法第9号)	審査省略					5/31	可決	6/7	可決	6/8	可決	6/15 (67)
177	農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案(宮腰光寛君外6名提出、衆法第10号)	農林水産	5/30					閉会中 審査					
177	スポーツ基本法案(奥村展三君外16名提出、衆法第11号)	文部科学	5/31	6/1	可決		6/9	可決	6/16	可決	6/17	可決	6/24 (78)
177	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出、衆法第12号)	審査省略					6/9	可決	6/14	可決	6/15	可決	6/22 (70)
177	東日本大震災復興基本法案(東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第13号)	審査省略					6/10	可決	6/20	可決	6/20	可決	6/24 (76)
177	津波対策の推進に関する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第14号)	審査省略					6/10	可決	6/15	可決	6/17	可決	6/24 (77)
177	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第15号)	審査省略					6/10	可決	6/16	可決	6/17	可決	6/24 (73)
177	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第16号)	審査省略					6/14	可決	6/16	可決	6/17	可決	6/24 (79)
177	母体保護法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第17号)	審査省略					6/14	可決	6/16	可決	6/17	可決	6/24 (75)
177	東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案(法務委員長提出、衆法第18号)	審査省略					6/16	可決	6/16	可決	6/17	可決	6/21 (69)
177	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(小里泰弘君外10名提出、衆法第19号)	震災復興	7/28		審査 未了								
177	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第20号)	審査省略					7/14	可決	7/25	可決	7/25	可決	7/29 (86)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
177	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、衆法第21号)	審査省略					7/28	可決	8/4	可決	8/5	可決	8/12 (97)
177	東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第22号)	審査省略					7/28	可決	7/29	可決	8/3	可決	8/10 (92)
177	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(辻恵君外2名提出、衆法第23号)	法 務	8/8					閉会中 審 査					
177	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案(塩崎恭久君外5名提出、衆法第24号)	議院運営	8/29					閉会中 審 査					
177	国会法の一部を改正する法律案(塩崎恭久君外5名提出、衆法第25号)	議院運営	8/29					閉会中 審 査					
177	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第26号)	審査省略					8/11	可決	8/11	可決	8/12	可決	8/18 (99)
177	運輸事業の振興の助成に関する法律案(総務委員長提出、衆法第27号)	審査省略					8/11	可決	8/23	可決	8/24	可決	8/30 (101)
177	東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案(総務委員長提出、衆法第28号)	審査省略					8/11	可決	8/23	可決	8/24	可決	8/30 (102)
177	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案(環境委員長提出、衆法第29号)	審査省略					8/23	可決	8/26	可決	8/26	可決	8/30 (110)
177	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出、衆法第30号)	審査省略					8/23	可決	8/26	可決	8/26	可決	8/30 (104)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
177	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(野田毅君外2名提出、衆法第31号)	内閣	8/29				閉会中 審 査					
177	アレルギー疾患対策基本法案(江田康幸君外2名提出、衆法第32号)	厚生労働	8/29				閉会中 審 査					

〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
176	インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(佐藤正久君外1名提出、第176回国会参法第1号)										閉会中 審 査	
176	子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(松あきら君外5名提出、第176回国会参法第3号)										閉会中 審 査	
176	郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(中西健治君提出、第176回国会参法第4号)										閉会中 審 査	
176	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(山崎正昭君外3名提出、第176回国会参法第6号)								審査 未了			
177	国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案(林芳正君外4名提出、参法第1号)										審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
177	政治主導の確立のための国の行政機構の改革に関する法律案(小野次郎君提出、参法第2号)											審議 未了	
177	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(上野ひろし君提出、参法第3号)											審議 未了	
177	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(小野次郎君提出、参法第4号)									審査 未了			
177	東日本大震災復興の基本理念及び特別の行政体制に係る基本方針等に関する法律案(小野次郎君提出、参法第5号)											審議 未了	
177	雨水の利用の推進に関する法律案(加藤修一君外2名提出、参法第6号)											審議 未了	
177	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(林芳正君外7名提出、参法第7号)											閉会中 審 査	
177	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(林芳正君外7名提出、参法第8号)											閉会中 審 査	
177	平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案(佐藤正久君外9名提出、参法第9号)	震災復興	7/19	7/26	修正	有	7/28	修正	7/14	可決	7/15 7/29	可決 同意	8/5 (91)
177	原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案(松田公太君提出、参法第10号)											閉会中 審 査	
177	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(片山さつき君外4名提出、参法第11号)								7/11	撤回			
177	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(片山さつき君外6名提出、参法第12号)	震災復興	8/11					閉会中 審 査	7/28	修正	7/29	修正	
177	歯科口腔保健の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出、参法第13号)	厚生労働	7/27	7/29	可決		8/2	可決			7/27	可決	8/10 (95)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
177	災害甲慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（前川清成君外6名提出、参法第14号）								8/9	撤回			
177	東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（前川清成君外6名提出、参法第15号）								8/9	撤回			
177	東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案（磯崎陽輔君外5名提出、参法第16号）	総務	8/29					閉会中 審査	8/25	可決	8/26	可決	
177	国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案（小野次郎君提出、参法第17号）											審議 未了	
177	日本銀行法の一部を改正する法律案（桜内文城君提出、参法第18号）											審議 未了	
177	災害甲慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、参法第19号）	災害対策	8/10	8/23	可決		8/23	可決			8/10	可決	8/30 (100)
177	東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（災害対策特別委員長提出、参法第20号）	災害対策	8/10	8/23	可決		8/23	可決			8/10	可決	8/30 (103)
177	東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（橋本聖子君外6名提出、参法第21号）	文部科学	8/26					閉会中 審査	8/18	否決	8/22	可決	
177	エネルギー政策の見直し及びこれに関する原子力発電の継続についての国民投票に関する法律案（上野ひろし君提出、参法第22号）											審議 未了	
177	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（鶴保庸介君外2名提出、参法第23号）											閉会中 審査	
177	国会法の一部を改正する法律案（松田公太君提出、参法第24号）											審議 未了	

〔 予 算 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
177	平成23年度一般会計予算	予 算	1/24	2/28	可決		3/1 3/29	可決 (注)	3/29	否決	3/29	否決
177	平成23年度特別会計予算	予 算	1/24	2/28	可決		3/1 3/29	可決 (注)	3/29	否決	3/29	否決
177	平成23年度政府関係機関予算	予 算	1/24	2/28	可決		3/1 3/29	可決 (注)	3/29	否決	3/29	否決
177	平成23年度一般会計予算、平成23年度特別会計予算及び平成23年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議						3/1	否決				
177	平成23年度一般会計補正予算（第1号）	予 算	4/28	4/30	可決		4/30	可決	5/2	可決	5/2	可決
177	平成23年度特別会計補正予算（特第1号）	予 算	4/28	4/30	可決		4/30	可決	5/2	可決	5/2	可決
177	平成23年度政府関係機関補正予算（機第1号）	予 算	4/28	4/30	可決		4/30	可決	5/2	可決	5/2	可決
177	平成23年度一般会計補正予算（第2号）	予 算	7/15	7/20	可決		7/20	可決	7/25	可決	7/25	可決
177	平成23年度特別会計補正予算（特第2号）	予 算	7/15	7/20	可決		7/20	可決	7/25	可決	7/25	可決

(注) 憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
176	図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第176回国会条約第5号）	外 務	1/24	4/27	承認		4/28	承認	5/26	承認	5/27	承認
177	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	3/22	3/30	承認		3/31	承認	3/31	承認	3/31	承認
177	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	8/29					閉会中 審 査				
177	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	8/29					閉会中 審 査				
177	原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	外 務	8/29					閉会中 審 査				
177	社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	外 務	4/26	5/11	承認		5/12	承認	5/19	承認	5/20	承認
177	社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	外 務	4/26	5/11	承認		5/12	承認	5/19	承認	5/20	承認
177	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	外 務	5/12	5/20	承認		5/24	承認	6/14	承認	6/15	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
177	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第8号)	外 務	5/12	5/20	承認		5/24	承認	6/14	承認	6/15	承認
177	脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第9号)	外 務	5/12	5/20	承認		5/24	承認	6/14	承認	6/15	承認
177	脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第10号)	外 務	5/12	5/20	承認		5/24	承認	6/14	承認	6/15	承認
177	東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件(条約第11号)	外 務	7/26	7/29	承認		8/2	承認	8/9	承認	8/10	承認
177	1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する2009年6月15日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(条約第12号)	外 務	7/26	7/29	承認		8/2	承認	8/9	承認	8/10	承認
177	理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第13号)	外 務	7/26	7/29	承認		8/2	承認	8/9	承認	8/10	承認
177	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第14号)(参議院送付)	外 務	4/12					閉会中 審 査	3/31	承認	3/31	承認
177	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第15号)(参議院送付)	外 務	4/12	4/15	承認		4/15	承認	3/31	承認	3/31	承認
177	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第16号)(参議院送付)	外 務	4/12	4/15	承認		4/15	承認	3/31	承認	3/31	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
177	日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第17号)(参議院送付)	外 務	4/12	4/15	承認		4/15	承認	3/31	承認	3/31	承認
177	日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件(条約第18号)	外 務	4/26	5/11	承認		5/12	承認	5/19	承認	5/20	承認

〔 承 認 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
177	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第1号)(内閣修正)(注)	農林水産	5/23	5/31	承認		5/31	承認	6/7	承認	6/8	承認
177	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第2号)	総 務	3/23	3/24	承認	有	3/25	承認	3/31	承認	3/31	承認
177	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第3号)	国土交通	5/26	5/31	承認		6/9	承認	6/16	承認	6/17	承認
177	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第4号)	経済産業	5/31	7/15	承認		7/15	承認	7/22	承認	7/25	承認
177	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第5号)(撤回承諾要求)	震災復興	5/20				6/9	撤回 承諾				

(注)5月20日内閣から修正申入書を受領した。

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
177	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第6号)	内閣	8/29				閉会中 審査					
177	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第7号)	震災復興	6/9	6/10	承認		6/10	承認	6/20	承認	6/20	承認

〔 承 諾 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
173	平成20年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)(第173回国会、内閣提出)(参議院送付)	決算行政監視	2/16	3/25	承諾		3/29	承諾	2/14	承諾	2/16	承諾
173	平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第173回国会、内閣提出)(参議院送付)	決算行政監視	2/16	3/25	承諾		3/29	承諾	2/14	承諾	2/16	承諾
173	平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第173回国会、内閣提出)(参議院送付)	決算行政監視	2/16	3/25	承諾		3/29	承諾	2/14	承諾	2/16	承諾
174	平成21年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/24					閉会中 審査				
174	平成21年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/24					閉会中 審査				

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
174	平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/24					閉会 審 査				
174	平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/24					閉会 審 査				
177	平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)	決算行政監視	8/29					閉会 審 査				
177	平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	8/29					閉会 審 査				
177	平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	8/29					閉会 審 査				
177	平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	8/29					閉会 審 査				
177	平成22年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)	決算行政監視	8/29					閉会 審 査				
177	平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	8/29					閉会 審 査				

〔決算・国有財産等〕

< 決 算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
173	平成20年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/24	8/10	一部批難	8/11	議決	/
	平成20年度特別会計歳入歳出決算							
	平成20年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成20年度政府関係機関決算書							
176	平成21年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/24				閉会中審査	
	平成21年度特別会計歳入歳出決算							
	平成21年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成21年度政府関係機関決算書							

< 国有財産 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
173	平成20年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/24	8/10	是認	8/11	是認	/
173	平成20年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/24	8/10	是認	8/11	是認	
176	平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/24				閉会中審査	
176	平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/24				閉会中審査	

< NHK決算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
171	日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	総務	1/24	7/14	異議がない	7/15	異議がない	
174	日本放送協会平成20年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	1/24	7/14	異議がない	7/15	異議がない	
177	日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	8/29		審査未了			

〔決議案〕

< 本会議決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
177	議員石川知裕君の議員辞職勧告に関する決議案（逢沢一郎君外4名提出、決議第1号）	議院運営	2/8		審査未了		
177	予算委員長中井治君解任決議案（佐藤勉君外7名提出、決議第2号）	審査省略				2/28	否決
177	東日本大震災に関する決議案（川端達夫君外24名提出、決議第3号）	審査省略				4/22	可決
177	東日本大震災への国際的支援に対する感謝決議案（川端達夫君外24名提出、決議第4号）	審査省略				4/22	可決
177	日独交流150周年に当たり日独友好関係の増進に関する決議案（川端達夫君外15名提出、決議第5号）	審査省略				4/22	可決
177	菅内閣不信任決議案（谷垣禎一君外10名提出、決議第6号）	審査省略				6/2	否決

< 委員会決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
1	平成23年東北地方太平洋沖地震への対応及び地方税財政基盤の早期確立に関する件	総 務	3/22
2	東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する件	総 務	8/11
3	運輸事業の振興助成に関する件	総 務	8/11
4	独立行政法人地域医療機能推進機構の運営等に関する件	厚生労働	6/10
5	平成23年度畜産物価格等に関する件	農林水産	3/23
6	原発事故による牛肉からの放射性セシウムの検出に関する件	農林水産	8/ 3
7	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する件	環 境	8/23
8	福島第一原子力発電所事故の早期収束と原子力発電の安全確保に関する決議	決算行政監視	6/16
9	津波対策の推進に関する件	災害対策	6/ 9
10	東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する件	倫理選挙	7/28
11	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する件	震災復興	8/ 9

両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、地方公共団体が、地域の実情に即した事業又は事務をよりの確に実施することができるようにすることを目的として、地方公共団体に対する複数の補助金等を内閣府に一括して計上することを可能にするため、内閣府の所掌事務に関する規定について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣府の所掌事務として、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関することを規定すること。
- 二 この法律は、平成23年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に伴い、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務に要する経費に充てるための交付金（以下「地域自主戦略交付金等」という。）を交付するに当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 平成23年東北地方太平洋沖地震による被害の甚大性・広域性にかんがみ、平成24年度以降の地域自主戦略交付金等の取扱いについては、国と地方の協議を通じ、その存続の是非についても検討すること。
- 二 地域自主戦略交付金等については、当該交付金等の創設によって地方税財源の充実確保に向けた議論が後退することのないよう留意するとともに、将来的には、国から地方への税源移譲や地方交付税の充実・強化等に資するものとする。
- 三 地域自主戦略交付金等の配分に係る客観的指標の策定に当たっては、地方公共団体の意見を十分反映しつつ、公平で透明性の高いものとする。
- 四 地域自主戦略交付金等に係る交付要綱の作成に当たっては、当該交付金等の目的が地方の自由度の拡大であることにかんがみ、国による事前の関与をできる限り排除するとともに、国及び地方公共団体双方の事務の簡素化を図ること。
- 五 市町村向け補助金等の一括交付金化については、平成23年度に創設される地域自主戦略交付金等の執行状況を踏まえ、市町村と十分な協議を行うこと

とし、その協議結果に基づいて当該一括交付金化の是非を判断するものとする。

六 今後の補助金等の一括交付金化に当たっては、補助金総額の削減手段との疑念を持たれることのないよう、適正な執行に必要な予算総額を確保すること。

総合特別区域法案（内閣提出第27号）要旨

本案は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、基本理念、総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、総合特別区域計画の作成及び認定、当該認定を受けた同計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 総合特別区域基本方針の策定

政府は、閣議決定により、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「総合特別区域基本方針」という。）を定めなければならないこと。

二 総合特別区域の指定等

1 内閣総理大臣は、地方公共団体の申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域について、国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域として指定することができること。

2 指定申請をしようとする一定の地方公共団体又は指定を受けた地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の整備等に関する提案をすることができること。

三 国と地方の協議会

内閣総理大臣、内閣総理大臣の指定する国務大臣及び指定地方公共団体の長は、総合特別区域ごとに、新たな規制の特例措置等の整備等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

四 総合特別区域計画の認定

指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画又は地域活性化総合特別区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとし、内閣総理大臣は、当該計画が総合特別区域基本方針等に適合すると認めるときは、関係行

政機関の長の同意を得て、その認定をするものとする。

五 認定総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

認定を受けた総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置として、規制の特例措置、課税の特例、総合特区支援利子補給金の支給、財産の処分の制限に係る承認の手続の特例等について定めること。

六 総合特別区域推進本部の設置

総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする総合特別区域推進本部を置くこと。

七 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 総合特別区域については、我が国の現下の財政事情等に鑑み、「選択と集中」の観点を最大限に活かすため、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選して指定を行い、国と地域の政策資源を集中させること。

二 総合特別区域の指定に当たっては、当該指定が恣意的にならないよう、総合特別区域基本方針において具体的な指定基準を定めるとともに、有識者による客観的評価を活用するなど、指定審査過程の透明性を確保すること。

三 総合特別区域制度の運用に当たっては、民間等からの提案制度、総合特別区域協議会の活用等により、地域の住民、事業者、NPOなどの民間主体の創意工夫が最大限活かされるよう努めるとともに、これらの民間主体が総合特別区域における取組に主体的に参画できるよう十分配慮すること。

四 関係各府省庁は、総合特別区域における政策課題とその解決方向を地域と共有し、地域の責任ある戦略が実現するよう、内閣官房・内閣府と緊密に連携し、積極的に対応すること。

五 国際戦略総合特別区域における企業誘致等に当たっては、国際競争力の強化に資する他の関連制度との窓口をワンストップ化するなど、関連制度間の密接な連携による相乗効果をうみ出しながらグローバル企業等の誘致を推進すること。

六 新たな規制の特例措置等に関する提案があった場合には、国と地方の協議

会等において、その提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等の一層の充実・強化を図ること。

- 七 総合特区通訳案内士制度については、地域における訪日外国人旅行者ニーズを踏まえ、通訳案内士法に基づく通訳案内士及び外客誘致促進法に基づく地域限定通訳案内士を補完することが必要な場合において、特定の観光資源や限定エリア等、地域の特性に応じたきめ細かなサービスを提供するものとし、特区自治体が的確な研修を行うことを担保することにより、そのサービス水準の低下を防ぐこと。また、総合特区通訳案内士が通訳案内士法に基づく通訳案内士及び外客誘致促進法に基づく地域限定通訳案内士とは別途の制度であることについてユーザーに的確に周知することにより、通訳案内士制度に対する信頼が損なわれるようなことがないよう万全を期すこと。
- 八 構造改革特別区域制度については、総合特別区域制度との連携が十分に図られるよう、必要な体制整備に努めるとともに、これまでの実績や課題について、地域からの意見を踏まえつつ必要な検証を行い、地域にとって使い勝手のよいものとなるよう見直しを行うこと。
- 九 本法に規定する課税の特例に関する租税特別措置法上の取扱いについては、与野党における税制改正に関する協議の動向を踏まえ、別途検討を行うこと。
- 十 東日本大震災による被害の甚大性に鑑み、当該被災地域の復旧復興を強力かつ効果的に支援するため、総合特別区域制度とは別に、大胆な規制・制度の特例と税制・財政・金融等各種の支援措置等を総合的かつ集中的に講ずる新たな特区制度の創設について検討を行い、早急に必要な措置を講ずること。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）要旨

本案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、電話転送サービス事業者を規制対象の事業者に加えるとともに、規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 顧客宛ての又は顧客からの電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者を規制対象の事業者（以下「特定事業者」という。）に加えることとすること。
- 二 取引時の確認事項の追加等

1 特定事業者は、顧客等との間で、一定の取引（2の取引を除く。）を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項及び(一)から(三)までに掲げる事項（司法書士等にあつては、本人特定事項）の確認を行わなければならないこととすること。

(一) 取引を行う目的

(二) 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容

(三) 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者があつては、その者の本人特定事項

2 特定事業者は、顧客等との間で、次に掲げる取引を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項及び1(一)から(三)までに掲げる事項並びに当該取引が一定額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況（司法書士等にあつては、本人特定事項）の確認を行わなければならないこととすること。

(一) その相手方が、関連する他の取引の際に行われた1又は2の確認（以下「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引

(二) 関連取引時確認が行われた際に、当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引

(三) 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等

三 本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則を強化することとすること。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとすること。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）（参議院送付）要旨

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、民間事業者による提案制度の創設、公共施設等運営権に係る制度の創設、民間資金等活用事業推進会議の設置等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 公共施設等に、賃貸住宅並びに船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星

(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)を追加すること。

- 二 民間事業者が、公共施設等の管理者等に対して、実施方針を策定することを提案できる制度を創設すること。
- 三 公共施設等運営権に係る制度を創設し、民間事業者が、公共施設等の利用料金を自らの収入として収受することを含む、公共施設等の運営等を行うことができることとするとともに、公共施設等運営権を抵当権の目的とすることができること。
- 四 内閣府に、特別の機関として、内閣総理大臣を会長とする民間資金等活用事業推進会議を設置し、関係行政機関相互の調整等の事務をつかさどること。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 我が国の厳しい財政的制約や東日本大震災の甚大な被害が存在する中、必要な社会資本整備を効率的に実現するため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等(以下「PFI事業」という。)を十分活用すること。
- 二 地方公共団体等におけるPFI事業の活用をより一層推進するため、政府は、実務上のノウハウが地方公共団体等の職員に十分理解されるよう、必要な支援策を講じること。
- 三 公共施設等の対象に、賃貸住宅並びに船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星を追加することに伴い、PFI事業の一層の活用が図られるよう努めること。
- 四 民間事業者による提案制度の運用に当たっては、民間事業者が経営上のノウハウの漏出をおそれ、萎縮することのないようにするための対策を検討すること。
- 五 公共施設等運営事業の活用にあたっては、事業の需要予測等を厳格に行い、事業の収益性を確保するよう、公共施設等の管理者等が事業の適正を期すこと。また、制度の運用状況を検証し、不適切な運用が生じている場合には、改善のための必要な措置を講ずること。
- 六 公共施設等運営権を最大限活用するため、金融機関からの円滑な融資、民間事業者による提案等民間の創意工夫の活用、必要に応じた国や地方公共団

体からの円滑な職員派遣等につき適切な措置を講ずること。また、国や地方公共団体が保有する社会資本の実態等の把握につき必要な措置の検討を行うこと。

七 民間資金等活用事業推進会議については、民間資金等活用事業推進委員会が設置されていることを踏まえ、行政の簡素化の観点から、その設置の意義について検討して年内に結論を得ること。

八 民間事業者への公務員の派遣等に当たっては、民間事業者の必要性を十分踏まえて実施するものとし、公務員の新たな天下りの手段との疑念をもたれないよう、その運用に万全を期すこと。

障害者基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）要旨

本案は、障害者の権利に関する条約（仮称）の発効等の障害者の権利の保護に関する国際的動向等を踏まえ、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 本法の目的として、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを掲げること。

二 障害者の定義を、障害（身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。また、社会的障壁の定義を、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとする。

三 一に規定する社会の実現を図るため、1から3に掲げる基本原則を定めること。

1 全て障害者は、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと及び言語（手話を含む。）その他の意思疎通の手段についての選択の機会が確保されること等。

2 障害者に対して、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為を禁止する観点から、社会的障壁の除去について必要かつ合理

的な配慮がされなければならないこと等。

3 一に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならないこと。

四 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策として、障害者が医療、介護の給付等を身近な場所で受けられるよう必要な施策を講ずること、障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮すること等を定めること。また、障害者である子どもが身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講ずること、選挙等において障害者が円滑に投票できるよう投票所の施設又は設備の整備等必要な施策を講ずること等の規定を新たに設けること。

五 内閣府に置かれた中央障害者施策推進協議会を障害者政策委員会へと改組し、同委員会は、新たに障害者基本計画の実施状況の監視等の事務をつかさどること。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

(修正要旨)

一 目的の規定において、「等しく基本的人権を享有する個人として尊重される」を「等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」に改めること。

二 定義の規定において、「精神障害」に「発達障害」が含まれる旨を括弧書で明記すること。

三 医療、介護等の規定において、障害者の自立のための支援の例示として、「保健」を明記すること。

四 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

五 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならないこと。

六 バリアフリー化の推進が図られるべき「交通施設」に、車両、船舶、航空機等の移動施設が含まれることを括弧書で明記すること。

七 障害者が他人との意思疎通を図ることができるようにする等のために国及び地方公共団体が講じなければならない施策の例示として、「障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣」を明記すること。

八 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

九 文化的諸条件の整備等の規定において、「文化」を「文化芸術」に改めること。

十 国及び地方公共団体は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならないこと。

十一 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進を図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならないこと。

十二 国は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 国及び地方公共団体は、視覚障害者、聴覚障害者その他の意思疎通に困難がある障害者に対して、その者にとって最も適当な言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段の習得を図るために必要な施策を講ずること。

二 国及び地方公共団体は、子どもの発達に対して、障害の有無にかかわらず、将来の自立に向けて個の特性に応じた一貫した支援がなされるべきものであるとの観点から、障害に気付いてから就労に至るまでの一貫した支援を可能とする体制整備を行うこと。

三 国及び地方公共団体は、発達障害児について、将来の自立と社会参加のため、特性や能力に応じた中等・高等教育を受けられるよう、必要な環境の整備を図ること。

四 国及び地方公共団体は、障害原因の軽減や根本治療についての再生医療に関する研究開発を推進するとともに、障害者が再生医療を受ける機会を確保するために必要な措置を講ずること。

五 国は、地方公共団体が実施する障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策並びに民間の団体が障害者の自立及び社会参加の支援等に関して行う

活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

六 国は、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況等を勘案し、救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。

七 国は、東日本大震災による障害者に係る被害の実態等を踏まえ、災害その他非常の事態の場合において障害者の生命又は身体の安全の確保が図られるよう、障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第12号）要旨

本案は、特定非営利活動の一層の健全な発展を図り活力ある社会を実現するため、特定非営利活動法人の認証制度について、その活動分野を拡大し、所轄庁を変更し、認証制度の柔軟化及び簡素化並びに特定非営利活動法人に対する信頼性向上のための措置を拡充するとともに、国税庁長官による全国一律の認定制度を改め、都道府県知事等が地域の実情に応じて認定する制度の創設等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 法第2条別表に掲げる特定非営利活動の活動分野に、「観光の振興を図る活動」、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」及び「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」を追加すること。

二 認証制度の見直し

- 1 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事等とすること。
- 2 定款変更の際の届出のみで足りる事項の拡大等を行うこと。
- 3 特定非営利活動法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」を損益計算書に準じた「活動計算書」に改める等の措置を講ずること。

三 認定制度及び仮認定制度の導入

- 1 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができるものとし、

認定の基準及び欠格事由等について規定すること。

2 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができるものとし、仮認定の基準及び欠格事由等について規定すること。

3 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人について所要の監督規定を整備すること。

四 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民に高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

五 この法律は、一部の規定を除き、平成24年4月1日から施行すること。

六 この法律の施行後3年を目途として、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【総務委員会】

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第174回国会内閣提出第56号、参議院送付）要旨

本案は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、内閣府本府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを規定している関係41法律を改正する等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 地域主権戦略会議の設置（内閣府設置法の一部改正）

1 内閣府の所掌事務として、次のものを規定すること。

- (一) 地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどること。
- (二) 地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務をつかさどること。

2 内閣府に、重要政策に関する会議として、地域主権戦略会議を置くこと。

3 地域主権戦略会議の所掌事務

内閣総理大臣又は地域主権改革担当大臣の諮問（地域主権改革担当大臣の諮問は掌理する事務に係るものに限る。）に応じた地域主権改革に関する基本的な方針その他の地域主権改革に関する重要事項についての調査審議等を行うこと。

二 地方分権改革推進計画に基づく義務付け・枠付けの見直し（関係41法律の一部改正）

地方分権改革推進委員会第三次勧告で示された、義務付け・枠付けの見直しの三つの重点事項である「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」のうち、地方要望に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画に基づき、関係41法律の改正を行うこと。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

四 検討

- 1 政府は、本案による内閣府設置法の改正規定の施行後3年以内に、地域主権改革の進捗状況その他経済社会情勢等を勘案し、地域主権改革を更に進める観点から、地域主権戦略会議の所掌事務等について検討を加え、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、本案による改正後の児童福祉法第24条の12等の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(修正要旨)

一 題名の修正

題名を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に改めること。

二 内閣府設置法の修正

- 1 「地域主権改革」の用語を削除すること。
- 2 地域主権戦略会議に係る規定を削除すること。

三 施行期日の修正等

施行期日が平成23年4月1日とされている改正規定の施行期日を平成24年4月1日に改めるとともに、これに伴う所要の規定の整備を行うこと。

四 地方分権改革推進委員会の勧告に即した措置の実施に関する規定の追加

政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる社会の実現のため、政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一 地方の自主・自立に向けて、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の見直し、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題について、国と地方が多面的・総合的に協議しつつ、共通認識の下に、その解決のため早急な取組を強力に進めること。
- 二 基礎自治体への権限移譲等については、その実現に向けて速やかに取り組むとともに、権限移譲等に伴い必要となる財政措置を同時に行うこと。
- 三 国の出先機関の抜本の見直しについては、国と地方の役割分担の観点から事務・権限の見直しを進めるとともに、事務・権限を地方公共団体に移譲す

る場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮すること。あわせて、国の権限に属する事務を出先機関を通じて行う場合には、可能な限り、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

四 施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。

五 国と地方の協議の場については、国と地方の代表者による真摯な意見交換を行い、国と地方の関係が対等・協力の関係となることに資するため、地方の意向を尊重して議案を幅広く選定するとともに、政策の企画立案及び実施に地方が参画する機会を確保するよう積極的に開催すること。

六 国と地方の協議の場の臨時の参加者や分科会の構成員については、自然条件、社会経済条件、団体規模等において多様性を有している地方公共団体の実情が適切に反映されるよう配慮すること。

七 地方の基本的な在り方を検討するに当たっては、国と地方の協議の場をはじめとする法律に定める組織の最大限の活用を図ること。

国と地方の協議の場に関する法律案（第174回国会内閣提出第57号、参議院送付）要旨

本案は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行う国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）に関し、その構成及び運営、協議の対象その他所要の事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 構成等

協議の場は、国側は、内閣官房長官、内閣府設置法第25条の2第2項に規定する地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣及び国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者、地方側は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長のそれぞれの全国的連合組織の代表者で構成すること。また、協議の場の議長は、国務大臣又は全国的連合組織の指定する地方公共団体の長若しくは議会の議長を臨時に協議の場に参加させることができるものとするとともに、内閣総理大臣は、いつでも

協議の場に出席し発言できるものとする。

二 協議の対象

協議の場において協議の対象となる事項は、国と地方公共団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項及び経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の施策に関する事項で地方自治に影響を及ぼすと考えられるもののうち、重要なものとする。

三 招集等

内閣総理大臣は、毎年度、協議の場の議長が協議の場に諮って定める回数、協議の場を招集するものとする。ただし、内閣総理大臣は、協議の必要があると認めるときは、臨時に協議の場を招集することができるものとする。

四 国会への報告

協議の場の議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の場における協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出しなければならないものとする。

五 協議の結果の尊重

協議の場において協議が調った事項については、議員及び協議の場に参加した者は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

六 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(修正要旨)

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の修正に伴い、「地域主権改革」の用語の削除等所要の修正を行うこと。

(附帯決議)

地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる社会の実現のため、政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一 地方の自主・自立に向けて、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の見直し、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題について、国と地方が多面的・総合的に協議しつつ、共通認識の下に、その解決のため早急な取組を強力に進めること。

二 基礎自治体への権限移譲等については、その実現に向けて速やかに取り組

むとともに、権限移譲等に伴い必要となる財政措置を同時に行うこと。

- 三 国の出先機関の抜本の見直しについては、国と地方の役割分担の観点から事務・権限の見直しを進めるとともに、事務・権限を地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮すること。あわせて、国の権限に属する事務を出先機関を通じて行う場合には、可能な限り、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。
- 四 施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。
- 五 国と地方の協議の場については、国と地方の代表者による真摯な意見交換を行い、国と地方の関係が対等・協力の関係となることに資するため、地方の意向を尊重して議案を幅広く選定するとともに、政策の企画立案及び実施に地方が参画する機会を確保するよう積極的に開催すること。
- 六 国と地方の協議の場の臨時の参加者や分科会の構成員については、自然条件、社会経済条件、団体規模等において多様性を有している地方公共団体の実情が適切に反映されるよう配慮すること。
- 七 地方の基本的な在り方を検討するに当たっては、国と地方の協議の場をはじめとする法律に定める組織の最大限の活用を図ること。

地方自治法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第58号、参議院送付）要旨

本案は、地方公共団体の組織及び運営について、地方分権の推進を図るため、地方議会の議員定数設定の自由化、共同設置が可能な機関の範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するために必要な改正を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 議会制度の充実に関する事項

議会の議員定数の人口段階別の上限数に係る制限を廃止するとともに、法定受託事務に係る事件についても、議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件とすることができるものとする。

二 行政機関等の共同設置に関する事項

普通地方公共団体は、協議により規約を定めて、議会の事務局若しくはその内部組織、行政機関、普通地方公共団体の長の内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織又は普通地方公共団体の議会の事務を補助する職員を置くことができるものとする。

三 全部事務組合等の廃止に関する事項

全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団を廃止するものとする。

四 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

市町村の基本構想に関する規定を削除するとともに、総務大臣又は都道府県知事への内部組織に関する条例の制定又は改廃の届出並びに予算、決算及び条例の制定又は改廃の報告を要しないものとする。また、広域連合の広域計画の地方公共団体の長への送付、公表及び総務大臣又は都道府県知事への提出並びに財産区の財産を処分する場合等の都道府県知事への同意を要する協議を要しないものとする。

五 直接請求に関する事項

直接請求の代表者の資格について、選挙人名簿に選挙権を有しなくなったこと等の表示をされている者、選挙人名簿から抹消された者及び選挙管理委員会の委員又は職員である者を制限の対象とする規定を設けること。また、直接請求のための署名の自由と公正を確保するため、地位を利用して署名運動をした国又は地方公共団体の公務員等に対する罰則を設けること。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、一のうち議決事件の範囲の拡大に関する規定については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)に定める法人税法第2条の改正規定が平成22年10月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整理すること。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)要旨

一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 地方交付税の総額の特例等

- (一) 平成23年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う等の加算額1兆8,150億円、平成23年度における法定加算額7,562億円及び臨時財政対策のための特例加算額3兆8,154億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額1,000億円及び同特別会計借入金利子支払額4,361億円を控除した額とすること。
- (二) 平成24年度及び平成25年度の地方交付税の総額について、それぞれ2,150億円を加算すること。
- (三) 平成24年度から平成38年度までの地方交付税の総額について、1,103億円を加算すること。
- (四) 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、平成23年度から平成62年度までの間において償還すること。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

- (一) 平成23年度から平成25年度までの間における措置として「雇用対策・地域資源活用推進費」を設けること。
- (二) 平成23年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。
- (三) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

3 特別交付税制度の改正

- (一) 地方交付税総額における特別交付税の割合を、6%から4%（平成23年度にあっては5%）に改め、普通交付税に移行すること。
- (二) 特別交付税の額の決定について、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けること。

二 地方財政法の一部改正

平成23年度から平成25年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができること。

三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

平成23年度における子ども手当の支給等に伴い地方特例交付金制度を改正すること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成23年4月1日から施行すること。

(修正要旨)

一 特別交付税の割合の引下げの凍結

地方交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引き下げる改正の実施を3年間凍結するものとする。

二 単位費用の改定

一に伴い、平成23年度分の普通交付税に係る基準財政需要額の算定に用いる地域振興費の単位費用を、道府県については人口1人につき761（政府原案では989）、市町村については人口1人につき2,230（政府原案では3,190）に改定するものとする。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、地方公共団体が行う公害防止対策事業に係る国の負担割合の引上げ等の財政上の特別措置を引き続き行うため、法律の適用期限を延長するほか、対象事業の見直しを行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

一 対象事業の見直し

対象事業から、廃棄物の処理施設の設置の事業等を除くこと。

二 期限の延長等

法律の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること及び所要の経過措置を整備すること。

三 施行期日

この法律の施行期日を平成23年4月1日とすること。ただし、法律の適用期限に関する規定については、公布日施行とすること。

電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）（参議院送付）要旨

本案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、周波数の再編を迅速に行うことを可能とするため特定基地局の開設計画の認定に関する所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこと。

二 携帯電話基地局等の特定基地局を新規に開設しようとする者が既存の無線局の周波数変更等に要する費用を負担することによって早期に特定基地局の開設ができるよう、当該費用の負担に関する事項を開設指針の規定事項及び開設計画の記載事項に追加すること。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附 帯 決 議)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 今後の電波利用料の見直しに際しては、電波の利用状況等の環境の変化に応じ、負担の公平確保を旨として予算規模及び料額の算定に当たること。また、電波利用料の用途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、一層の適正化を図ること。

二 特定基地局の開設計画の認定に当たっては、審査における終了促進措置の位置付けを明確にするなど、その公平性、透明性を確保すること。また、周波数の移行に当たっては、利用者に混乱を来さないよう適切な措置を講じること。

三 周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待される一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増等多くの課題があることから、電波が国民共有の財産であることに鑑み、国民全体の便益を考慮して、幅広く意見を聴取し、慎重に検討を行うこと。

四 電気通信市場における消費者の利益及び通信産業の発展にとって公正競争の確保が非常に重要であることに鑑み、今後の検討に備えて、今回の法改正によって講じられる機能分離の効果等の推移を注視するとともに、電気通信市場における規制の在り方等について、引続き検討を行うこと。

五 ブロードバンド・ゼロ地域についてはほぼ解消されたものの、今後も情報通信分野における地域間格差の解消に向け、更に取り組むとともに、我が国の経済及び地域の活性化を図るため、情報通信技術の利活用を積極的に推進すること。

六 情報通信施設は重要なライフラインの一つであることに鑑み、東日本大震災の被災地における情報通信設備の復旧・復興に万全を期すこと。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、情報通信設備の信頼性向上のための適切な措置を講じるとともに、災害等に関する情報が地域住民に正確かつ速やかに伝わるよう、自治体等の情報通信設備の整備に適切な支援を行うこと。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）（参議院送付）要旨

本案は、電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通

信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を緩和しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 電気通信事業法の一部改正

- 1 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務付けること。
- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該設備の設置、管理及び運営等の業務を行う専任の部門を置く等接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備を義務付けること。

二 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が地域電気通信業務を営むために保有する設備等を活用して行う電気通信業務等に係る現行の認可制を事前届出制に改めること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(付帯決議)

50頁参照

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第36号） （参議院送付）要旨

本案は、現下の経済情勢を踏まえつつ電気通信基盤の整備の促進を引き続き行っていくため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設整備事業を見直すほか、独立行政法人情報通信研究機構が行う利子助成業務を廃止しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成23年5月31日までとされている法の廃止期限を平成28年5月31日まで5年間延長すること。
- 二 整備促進措置の対象である高度通信施設について、遠隔教育又は遠隔医療に用いられる電気通信設備を追加すること。
- 三 独立行政法人情報通信研究機構が行う、高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業に係る利子助成業務を廃止すること。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(付帯決議)

50頁参照

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）要旨

本案は、地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者に対する一定の給付措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地方議会議員の年金制度に関する規定を削除すること。
- 二 制度廃止時において既に地方議会議員を退職している者に係る給付の経過措置として、退職年金の給付事由が生じている者については、制度廃止前の退職年金の給付を行うこと。
- 三 制度廃止時において地方議会議員である者等に係る給付の経過措置として、退職年金の受給資格を満たす者は、制度廃止前の退職年金の支給と掛金及び特別掛金の総額の100分の80に相当する額の退職一時金の支給のうちいずれかを選択できること。また、退職年金の受給資格を満たさない者については、掛金及び特別掛金の総額の100分の80に相当する額の退職一時金を給付すること。
- 四 退職年金については、年額が200万円を超える場合には、超える額の100分の10に相当する額を引き下げること。また、退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額との合計額が700万円を超える場合には、超える額の2分の1に相当する額の支給を停止するとともに、最低保障額を廃止すること。
- 五 制度廃止の方針決定後の平成23年1月以降に給付事由が生じた退職一時金については、同月分から平成23年5月分までの掛金及び特別掛金の全額を算入すること。
- 六 制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用は、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担すること。また、地方議会議員共済会は、当該給付を行うため存続するものとし、業務が全て終了したときに解散すること。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、平成23年6月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 本法の施行に当たっては、年金受給権者及び現職の地方議会議員に対し十分な説明を行う等制度の円滑な廃止に向け最大限の配慮を行うこと。
- 二 地方議会議員年金制度の廃止後、概ね1年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと。また、検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。
- 三 旧退職年金をはじめとする年金給付については、公的年金制度全体を通ずる変更が行われるような場合を除き、安定的な給付が行われるよう最大限の配慮を行うこと。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第49号）要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関連法律を改正する等の所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基礎自治体への権限移譲

住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の権限を市町村へ移譲することとし、地域主権戦略大綱において示された項目について、関連法律（47法律）の改正を行うこと。

二 義務付け・枠付けの見直し

地方公共団体の自主性及び自立性を高めるため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けを見直すこととし、地域主権戦略大綱において示された項目その他所要の事項について、関連法律（160法律）の改正を行うこと。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

四 検討

- 1 政府は、本案による地方財政法の一部改正に係る規定の施行後3年を経

過した場合において、本案による改正後の地方財政法の規定の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自律性を高める観点から、地方公共団体の地方債の発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、本案による改正後の児童福祉法第21条の5の15等の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。
- 二 地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。
- 三 地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たっては、国等が地方の寄附等を前提とする不適切な施策展開を図ることや地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないよう、各府省等の遵守を継続的に監視するための措置を含む十分な担保措置を講ずるとともに、地方公共団体が不適切と考える国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設けるなど、国と地方の財政秩序を乱す事態が発生しないよう万全を期すること。
- 四 基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずること。
- 五 基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図る

こと。

特に、国の出先機関の見直しについては、国と地方の役割分担の観点から早急に国の事務・権限の見直しを進め、これを地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮して移譲を行うこととするとともに、これを引き続き出先機関を通じて行う場合にも、可能な限り、各府省の縦割りとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）要旨

本案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 個人住民税の住宅や家財等に係る損失の雑損控除を平成23年度住民税において適用することを可能とするとともに、繰越可能期間を5年とすること。
- 二 被災家屋の所有者等が代替家屋を取得した場合や被災家屋の敷地の所有者等が代替地を取得した場合に、平成33年3月31日までの間の取得に対しては、当該被災家屋の床面積相当分等について不動産取得税を課さないようにする特例措置を講ずること。
- 三 滅失・損壊した自動車の所有者等が代替自動車を平成26年3月31日までの間に取得した場合の自動車取得税を非課税とするとともに、代替自動車等に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税及び軽自動車税を非課税とする特例措置を講ずること。
- 四 揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置を停止すること。
- 五 固定資産税及び都市計画税について、津波により区域の全部若しくは大部分において家屋が滅失・損壊し、又は土地について従前の使用ができなくなった区域として市町村長が指定した区域内に所在する家屋及び土地に対しては、平成23年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする措置等を講ずること。
- 六 その他
 - 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
 - 2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（内閣提出第64号）要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設けるとともに、同年度分として交付すべき普通交付税及び特別交付税の総額の特例を設けようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の特例として、1,200億円を加算すること。
- 二 平成23年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案（内閣提出第69号）要旨

本案は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となっていることに対処するため、特定の無線局区分の周波数の使用の期限及び当該周波数を使用する無線局の免許の有効期間を延長する等の電波法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 岩手県、宮城県又は福島県において、平成24年7月24日を限度として地上アナログ放送局の周波数の使用の期限を延長することができる等の措置を講ずること。
- 二 一で延長された期間について、当該地上アナログ放送局の免許人は電波利用料の納付を要しないこととするとともに、その期間の運用に要する費用を電波利用料により助成できることとすること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

本年7月24日の地上デジタル放送への移行を目前にして東日本大震災が発生し、岩手・宮城・福島の各県において、甚大な被害を受け、地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となったことを踏まえた本特例法案による措置の趣旨に鑑み、政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 地上デジタル放送への移行が周波数の有効活用に資するものであるとともに、放送が災害時等における貴重な情報源であることを踏まえ、移行が完了した地域から人員を派遣し、被災自治体との緊密な連携等を行うなど、共聴施設の改修や被災者世帯における受信設備のデジタル化の支援等にあらゆる対策を講じ、被災3県における地上放送の完全デジタル化の早期実現に尽力すること。
- 二 アナログ放送を引き続き行う期間については、被災3県それぞれの復旧・復興状況と地域住民の意向に配慮して決定するとともに、当該期間の周知を徹底すること。
- 三 アナログ放送を継続する放送局に対して行う無線局運用に要する費用の助成に当たっては、放送施設の復旧・整備等も含めた支援策を検討すること。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第83号）要旨

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引下げ並びに個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 個人住民税の寄附金税額控除の適用対象の見直し及び適用下限額の引下げを行うこと。
- 二 個人住民税の上場株式等の配当所得等に係る軽減税率の適用期限を2年延長すること。
- 三 罰則の見直しを行うこと。
- 四 税負担軽減措置等の整理合理化を行うこと。
- 五 航空機燃料譲与税の譲与割合を、平成25年度までの間、9分の2とする特例措置を講ずること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 平成23年度の地方税制の改正が年度開始後3月を経過した時点で実施されるという異例の事態となったことに鑑み、改正内容の迅速的確な周知を図ること。この場合、東日本大震災の被災地においては行政機能が著しく低下し

ていることを踏まえ、特段の配慮を行うこと。

なお、東日本大震災の被災地の復旧・復興に当たっては、東日本大震災に係る地方税法の一部を改正する法律の円滑な施行と併せ、地方公共団体の条例による減免措置を被災者の実情に合わせきめ細かく講ずることが極めて重要であることを踏まえ、適時適切な助言に努めること。

二 寄附金税制については、国民の東日本大震災による被災者支援への貢献に向けた熱意の高まりを踏まえ、早急に改正内容の周知徹底を図り、制度の活用を促進すること。

なお、特定非営利活動法人の認定に係る権限の都道府県知事等への移譲により、団体間で特定非営利活動法人の認定に合理性を欠く差異が生じないよう、その運用につき適切な助言に努めること。

三 個人住民税の扶養控除の在り方は、個人の価値観やライフスタイル、家族構成、家族関係に広範な影響を与えるものであることを踏まえ、その見直しは十分慎重に行うこと。

四 航空機燃料譲与税の平成26年度以降の譲与割合については、平成26年度以降の航空機燃料税の取扱いと関係団体の財政状況等を踏まえ、財源の安定的な確保の観点から引き続き検討すること。

五 今後の地方税制の見直しに当たっては、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差是正を図る観点に立って、国、地方を通ずる税体系の抜本的な見直しと国、地方間の税源配分の見直しなどを行い、速やかに偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。特に、消費税の国と地方の間の配分については、国と地方の協議の場等を通じ、地方側と十分な協議を行い、これを踏まえて対処すること。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（内閣提出第88号）要旨

本案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めようとするもので、

その主な内容は次のとおりである。

一 避難住民に係る事務処理の特例

- 1 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策本部長による警戒区域の設定等の指示の対象となった区域をその区域に含む市町村であって、あらかじめ当該市町村の長の意見を聴いた都道府県の知事の意見を聴いた上で総務大臣が指定する避難元の市町村又は当該市町村の区域を包括する都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、総務大臣への届出及び総務大臣による告示等の手続を経て、避難先団体が処理することとすることができることとする。
- 2 避難先団体が処理することとされた事務に要する経費は、原則として避難先団体が負担することとし、国は、避難先団体が負担する経費について、必要な財政上の措置を講ずることとする。

二 住所移転者に係る措置

- 1 総務大臣が指定する避難元の市町村及び当該市町村の区域を包括する都道府県は、当該市町村の区域外に住所を移転した者のうち申出をしたものに対し、当該市町村又は都道府県に関する情報を提供するものとするとともに、当該市町村の区域への訪問の事業その他当該市町村の住民との交流を促進するための事業の推進等を講ずるよう努めるものとする。
- 2 1の施策について意見を聴くため、当該市町村は、条例で定めるところにより、住所を移転した者のうち申出をしたものから選任した者で構成される住所移転者協議会を置くことができることとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 所要の経過措置を規定すること。

(修正要旨)

国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、その要因が解消されるまでの間、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、この法律の規定に基づく避難住民に係る措置に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）被災地の市町村を始め東日本大震災に伴い、住民の住所地市町村の区域外への避難を余儀なくされている市町村が多数存在していることを踏まえ、被災市町村住民に対する行政サービスの停廃を招くことのないよう、本法の趣旨に即し、最大限の配慮を行うとともに、被災地市町村の行政サービスの補完に努めること。
- 二 避難住民の届出については、避難住民の置かれている状況を踏まえ、避難先団体による受付を認めるなど、その便宜が図られるよう努めること。
- 三 避難住民に係る事務処理の特例制度の円滑な実施を図るため、指定市町村の指定や特例事務の届出、告示等の事務が可能な限り迅速に行われるよう努めること。
- 四 本法により国の財政上の措置を講ずるに当たっては、対象団体の実情を十分に踏まえ、必要かつ十分なものとする。
- 五 福島原発事故被災地への避難者の帰還を促進するため、指定市町村の特定住所移転者に係る施策の実施を支援するとともに、福島原発事故の早期収束と放射能汚染された周辺環境の復元、地域経済の復興と雇用の確保等の施策の展開に最大限の配慮を行うこと。
- 六 東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置を講ずるに当たっては、指定市町村以外の指定都道府県内の市町村の住民のうち福島原発事故災害の発生を受けて当該市町村の区域外に自主的に避難している住民の実態を早急に把握し、適切な対応に努めること。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第89号）要旨

本案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講じ、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地方税法の改正に関する事項

- 1 警戒区域設定指示の対象となった区域内に所在する家屋又はその敷地の用に供されていた土地の所有者等がこれに代わる家屋又は土地を取得した場合、当該警戒区域内の家屋の床面積相当分又は家屋の敷地の用に供されていた土地の面積相当分について不動産取得税を課さないようにする特例措置を講ずること。
 - 2 警戒区域設定指示の対象となった区域内にある自動車について用途の廃止等をした場合には、平成23年3月11日に遡って自動車税又は軽自動車税を課さないものとする措置を講ずること。また、当該用途の廃止等をした自動車に代わる自動車を取得した場合、自動車取得税を非課税とするとともに、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税又は軽自動車税を非課税とする特例措置を講ずること。
 - 3 固定資産税及び都市計画税について、警戒区域設定指示等の対象となった区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案して市町村長が指定した区域内に所在する家屋及び土地に対しては、平成23年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする措置を講ずること。
- 二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の改正に関する事項

平成23年度において、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための固定資産税の課税免除の措置等による減収額を埋めるため、地方債を起こすことができるものとする特例措置等を講ずること。

三 その他

- 1 政府は、必要に応じ、原子力災害の状況等を勘案し、東日本大震災の原子力災害の被災者等に係る税負担軽減措置や減収補填の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 この法律は、公布の日から施行すること。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案（石田真敏君外4名提出、衆法第5号）要旨

本案は、平成23年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成23年4月1日後となる場合に備え、国民生活等の混乱

を回避するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成23年3月31日に期限の到来する事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税及び事業所税に係る税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に同年6月30日まで延長すること。なお、事業所税に係る税負担軽減措置等については、期限延長に伴う所要の規定の整備を行うこと。
- 二 この法律は、平成23年4月1日から施行すること。ただし三については地方税法等の一部を改正する法律等の公布の日から施行すること。
- 三 地方税法等の一部を改正する法律等について所要の規定の整備を行うこと。

運輸事業の振興の助成に関する法律案（総務委員長提出、衆法第27号）要旨

本案は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 運輸事業振興助成交付金の交付

- 1 都道府県は、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする一般社団法人であって当該都道府県の区域を単位とするもの及び当該都道府県の区域内において当該事業を営む地方公共団体に対し、当該事業の振興を助成するための交付金（以下「運輸事業振興助成交付金」という。）を交付するよう努めなければならないものとする。
- 2 運輸事業振興助成交付金の額は、平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を基準とするものとする。

二 運輸事業振興助成交付金の使途

- 1 運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、当該運輸事業振興助成交付金の額を、旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業、輸送サービスの改善に関する事業、環境対策及び地球温暖化対策の推進に関する事業その他の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業の振興に資する事業として政令で定めるものに充てなければならないものとする。

- 2 運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、都道府県の規則で定めるところにより、当該運輸事業振興助成交付金を充てて行った事業の実績その他の事項を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

三 財政上の措置

運輸事業振興助成交付金の交付に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、都道府県に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行するものとする。
- 2 国は、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 その他所要の規定を整備するものとする。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案（総務委員長提出、衆法第28号）要旨

本案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する特定経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長しようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 地方債の特例

平成23年度において旧合併特例法第11条の2第1項の規定により地方債を起すことができる合併市町村であって東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をその区域とするものに対する旧合併特例法第11条の2第1項の規定の適用については、同項中「10年度」とあるのは、「15年度」とすること。

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）要旨

本件は、日本放送協会の平成23年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第37条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成23年度収支予算等について、「受信料収入の増加と事業支出の伸びの抑制により3年ぶりの黒字予算を編成しており、また、テレビ放送の完全デジタル化への取組を徹底するものとなっているなど、妥当なものと認められる」としたうえで、その実施に当たっては、「国民・視聴者の目線に立って、抜本的な経営改革を進めつつ、放送番組の充実に努めるとともに、新しいメディア環境への対応を促進することで、公共放送に対する国民・視聴者の要望に十分にこたえることを期待する」等とされている。

一 収支予算

- (1) 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ140億円増加の6,926億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ38億円増加の6,886億円、事業収支差金40億円となっており、この事業収支差金40億円は、債務償還に充当される。

なお、債務償還に要する49億円及び建設費の一部22億円の計72億円について、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんする。

- (2) 受信料の額は、月額で、地上契約1,345円、衛星契約2,290円等、前年度どおりである。

二 事業計画

- (1) 地上デジタルテレビジョン放送の受信状況の改善やサービス充実のための設備の整備を行うとともに、非常災害時における報道のための設備の整備及び老朽の著しい設備の更新等を行う。
- (2) 視聴者からの信頼を高め、ジャーナリズムとしての役割を全うし、公共放送の使命を果たすために、経営の改革と公共放送の担い手の育成を柱として、組織風土の改革に取り組む。
- (3) 放送番組については、様々な世代に向けた多様な番組を編成するとともに、信頼される質の高い放送番組を通して社会や文化の発展に寄与する。また、報道の強化を図り、正確な情報を迅速かつ的確に伝え、視聴者の期待にこたえる。

さらに、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実に努めるほか、地域を見つめ、地域とともに考える番組を強化する等、地域放送の充実に努める。

- (4) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送と邦人向け放送として、テレビジョン国際放送の充実に努めるとともに、ラジオ国際放送

については効果的かつ効率的な情報発信に努める。

- (5) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率の向上と受信料収入の確保に努める。
- (6) 調査研究については、デジタル放送の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- (7) アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、番組ラインナップの充実等により、利用者の拡大を目指す。
- (8) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- (9) 協会の主たる財源が受信料であることを深く認識し、経営全般にわたる構造改革の徹底による効率的な業務体制の構築を図り、放送番組の充実やコンプライアンスの強化等を推進する。また、放送会館の省エネルギー化を推進する等、環境経営に着実に取り組む。

三 資金計画

平成23年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,236億円、事業経費、建設経費等による出金総額7,264億円をもって施行する。

(附帯決議)

今般の日本放送協会の新会長選出過程における情報の錯綜及び混乱を招く事態となった経営委員会の体制の不備は、公共放送の経営に関する最高意思決定機関としてあってはならないことであり、国民の信頼を著しく損ねた。その上、いまだに、不祥事を起こす職員が後を絶たず、由々しき事態となっている。

協会及び政府は、かかる深刻な事態を厳粛に受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送としての使命を全うできるよう、次の事項についてその実現を期すべきである。

- 一 経営委員会は、協会の業務執行の監督及び経営に関する最高意思決定機関として、その重い職責を担うものであることを十分に認識し、協会を共に構成する執行部との意思疎通を十分に図りながら、早急に新体制を構築し、国民・視聴者から信頼される公共放送の発展のための努力を行うこと。

また、政府は、委員については、全国、各分野から幅広く、公正な判断を

することができる十分な経験と見識を有する者が選任されるよう配慮するとともに、今後の委員の人選の在り方について十分な検討を行うこと。

二 協会は、内部統制機能の強化によるコンプライアンスの徹底に努めるとともに、職員の一人一人が、視聴者の目線に立ち、公共放送に携わる者としての高い倫理意識を確立し、組織一体となって改革に取り組むこと。また、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。

三 協会は、災害時等において、国民が必要とする地域生活に密着した正確な情報や最新ニュースを時宜に応じて提供する必要があることから、緊急報道体制のさらなる充実・強化に努めること。

また、今回の東北地方太平洋沖地震においては、放送される情報が被災者に適切に提供されるよう最善を尽くすとともに、その後の被災者の状況を含め被災地の復興過程が国民・視聴者に伝わるよう配慮すること。

さらに、高齢者、障害者に関わるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送等のさらなる拡充を図ること。

四 政府は、放送が災害時等における貴重な情報源であることを踏まえ、共聴施設の改修や経済的弱者等の世帯における受信設備のデジタル化の支援等にあらゆる対策を講じ、地上放送の完全デジタル化の円滑な実現に万全を期すこと。

五 協会は、国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、公平負担の観点からも、契約の締結と受信料の収納が確保されるよう、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進に努めること。

六 協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を強く自覚し、自律性、不偏不党性を確保して、真実に基づく報道、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。

七 デジタル放送への移行等、放送をめぐる環境が大きく変化する中において、引き続き協会が新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう努めるとともに、新時代の公共放送の在り方についても検討すること。

日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書の概要

本件は、日本放送協会の平成19年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 財産目録及び貸借対照表

一般勘定は、資産総額7,853億334万1,000円、負債総額2,623億4,137万6,000円、資本総額5,229億6,196万5,000円である。このうち当期事業収支差金は375億7,394万6,000円である。

受託業務等勘定は、資産総額6,022万7,000円、負債総額6,022万7,000円である。

2 損益計算書

一般勘定は、経常事業収入6,847億9,593万6,000円、経常事業支出6,416億7,659万6,000円、経常事業収支差金431億1,933万9,000円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は375億7,394万6,000円であり、このうち8億2,935万7,000円は資本支出に充当し、事業収支剰余金367億4,458万8,000円を翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

受託業務等勘定は、経常事業収入10億2,000万2,000円、経常事業支出8億1,611万2,000円、経常事業収支差金2億389万円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた当期事業収支差金は1億5,810万2,000円であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

なお、本件には、「検査の結果記述すべき意見はない。」との会計検査院の検査結果が添付されている。

日本放送協会平成20年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の概要

本件は、日本放送協会の平成20年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 財産目録及び貸借対照表

一般勘定は、資産総額8,235億1,354万3,000円、負債総額2,729億6,250万8,000円、純資産総額5,505億5,103万5,000円である。

番組アーカイブ業務勘定は、資産総額2億3,140万円、負債総額15億4,091万4,000円、純資産総額13億951万4,000円である。

受託業務等勘定は、資産総額5,372万2,000円、負債総額5,372万2,000円である。

2 損益計算書

一般勘定は、經常事業収入6,616億1,068万8,000円、經常事業支出6,288億8,881万9,000円、經常事業収支差金327億2,186万9,000円である。この經常事業収支差金に經常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は275億8,907万円であり、このうち33億7,800万円は資本支出に充当し、事業収支剰余金242億1,107万円を翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

番組アーカイブ業務勘定は、經常事業収入5,072万円、經常事業支出14億1,697万9,000円、經常事業収支差金 13億6,625万8,000円である。この經常事業収支差金に經常事業外収支差金を加えた經常収支差金と同額の当期事業収支差金は 13億951万4,000円であり、これを欠損金として繰り越している。

受託業務等勘定は、經常事業収入18億6,837万7,000円、經常事業支出15億7,678万1,000円、經常事業収支差金 2億9,159万5,000円である。この經常事業収支差金に經常事業外収支差金を加えた当期事業収支差金は 2億4,091万7,000円であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは936億7,827万6,000円、投資活動によるキャッシュ・フローは 1,003億9,062万6,000円、財務活動によるキャッシュ・フローは 13億8,935万2,000円である。現金及び現金同等物の年度末残高は1,232億4,145万7,000円である。

なお、本件には、「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として「コンピューターサービスの調達に当たり、特定調達に該当するものであることを踏まえ、透明性、公正性及び競争性が確保された契約事務を実施するよう改善させたもの」を平成20年度決算検査報告に掲記した。」との会計検査院の検査結果が添付されている。

【法務委員会】

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（第176回国会閣法第8号）（参議院送付）要旨

本案は、国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 財産権上の訴えに関する国際裁判管轄法制の整備（民事訴訟法の一部改正）
 - 1 被告の住所等による管轄権
被告の住所、主たる営業所等が日本国内にある場合に、日本の裁判所が管轄権を有するものとする。
 - 2 契約上の債務に関する訴え等の管轄権
契約上の債務に関する訴え、事務所又は営業所を有する者に対する訴え、不法行為に関する訴え等について、訴えの類型ごとに日本の裁判所に訴えを提起することができる場合を定めること。
 - 3 消費者契約及び労働関係に関する訴えの管轄権
消費者契約及び労働関係に関する訴えについて、消費者及び労働者の権利保護に配慮し、日本の裁判所に訴えを提起することができる場合についての特則を設けること。
 - 4 国際裁判管轄に関する合意
国際裁判管轄に関する合意の効力及び方式について定めること。
 - 5 特別の事情による訴えの却下
日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度等の事情を考慮し、当事者間の衡平を害し又は適正かつ迅速な審理を妨げることとなる特別の事情があるときは、訴えを却下することができるものとする。
- 二 保全命令事件に関する国際裁判管轄法制の整備（民事保全法の一部改正）
保全命令事件について、日本の裁判所が管轄権を有する場合を定めること。
- 三 施行期日
この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 判事の員数を45人増加すること。
- 二 この法律は、平成23年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法、児童福祉法その他の法律を改正し、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 民法の一部改正

- 1 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度を創設するとともに、子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、家庭裁判所に対し、親権喪失等の審判の請求をすることができるものとする。
- 2 複数又は法人の未成年後見人の選任を可能とするための所要の規定の整備を行うこと。
- 3 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うこととするなど、親権が子の利益のために行われるべきものであることを明確にすること。

二 児童福祉法の一部改正

- 1 児童相談所長は、家庭裁判所に対し、親権喪失のほか、親権停止又は管理権喪失の審判の請求もすることができるものとする。
- 2 児童相談所長が、一時保護中の児童について、その監護等に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができることを明らかにするとともに、親権者等は、児童福祉施設の長等が入所中の児童等についてとる措置を不当に妨げてはならないものとする。
- 3 児童相談所長は、一時保護中又は里親等に委託中の児童等に親権者等がない場合には、親権を行うものとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 親権停止制度については、改正の趣旨の周知、関係機関の体制の整備、家庭裁判所と児童相談所の連携の強化など、制度の円滑な実施に必要な措置を講ずること。
- 二 親権停止の請求については、児童等の利益の確保のため、児童相談所長による請求が適切に行われるよう努めるとともに、請求に必要な調査への協力など、児童相談所に対する支援体制の充実に努めること。
- 三 親権停止期間中における児童相談所による保護者指導など、親子の再統合のための取組みの充実に努めるとともに、保護者指導に関する家庭裁判所の保護者への勧告制度の創設について検討を行うこと。
- 四 未成年後見制度については、未成年後見人の報酬に対する公的支援、職務に伴う損害賠償責任に関する保険料の負担に対する支援等、制度の利用の支援のために必要な措置を講ずること。
- 五 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等については、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるよう、明文化された趣旨の周知に努めること。また、その継続的な履行を確保するため、面会交流の場の確保、仲介支援団体等の関係者に対する支援、履行状況に関する統計・調査研究の実施など、必要な措置を講ずること。
- 六 親権制度については、今日の家族を取り巻く状況、本法施行後の状況等を踏まえ、協議離婚制度の在り方、親権の一部制限制度の創設や懲戒権の在り方、離婚後の共同親権・共同監護の可能性を含め、その在り方全般について検討すること。
- 七 児童相談所長、児童福祉施設の長又は里親等が一時保護中、入所中又は受託中の児童等について行う必要な措置については、個別の事案に適切に対応しうよう、親権者による不当な主張の判断基準を具体的に示して、関係者に周知を図るとともに、関係者に対する研修の実施など、関係者の資質の向上を図ること。
- 八 児童虐待の防止等のため、子育てに関する相談・支援体制の充実、虐待通告窓口の周知徹底等、関係する施策の充実・強化に努めること。
- 九 児童の社会的養護については、里親制度の周知及び活用、施設の小規模化

の推進など、家庭的環境における養護の推進に引き続き取り組むとともに、施設退所後の自立支援、孤立防止のための相談・支援体制の構築に努めること。

十 強制入所措置がとられ、かつ、面会通信を全部制限する行政処分がなされている場合に限定されている保護者に対する接近禁止命令の対象の在り方について、更なる検討を行うこと。

十一 東日本大震災により親権者等が死亡し又は行方不明となった児童等について、未成年後見制度、親族里親制度等の活用により適切な監護が行われるよう必要な支援を行うこと。

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）要旨

本案は、近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、これらの犯罪に適切に対処するとともに、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 サイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪に対処するための法整備

- 1 人の電子計算機における実行の用に供する目的で、不正な指令を与える電磁的記録等を作成、提供する行為等を処罰する「不正指令電磁的記録作成等の罪」を新設すること。
- 2 電気通信の送信によるわいせつな電磁的記録の頒布等を新たに処罰の対象とすること。
- 3 電子計算機の差押えに当たり、電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成・変更をした又は変更・消去ができる電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足る状況にあるものから当該電磁的記録を複写することができるものとする。
- 4 電磁的記録の保管者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録等させた上、当該記録媒体を差し押さえる「記録命令付差押え」を新設すること。
- 5 検察官、司法警察員等は、差押え又は記録命令付差押えの必要がある場合に、電気通信事業者等に対し、業務上記録している通信履歴の電磁的記録を30日を超えない期間（特に必要があり、延長する場合には、通じて

60日を超えない期間)消去しないよう、書面で要請できるものとする。

二 強制執行妨害関係の罰則整備

- 1 封印等が不法に取り除かれた後における目的財産に対する妨害行為、目的財産の現状の改変等による妨害行為、執行官等の関係者に対して行われる妨害行為、競売開始決定前に行われる競売手続の公正を害するような行為等の強制執行を妨害する行為を新たに処罰の対象とし、強制執行妨害罪等の法定刑を引き上げること。
- 2 強制執行妨害行為等が報酬目的で又は組織的な犯罪として行われる場合に刑を加重すること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

非訟事件手続法案(内閣提出第54号)(参議院送付)要旨

本案は、非訟事件の手続を国民にとってより利用しやすく、現代社会の要請に合致した内容のものとするため、新たな非訟事件手続法を制定し、非訟事件の手続の改善を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 手続の基本的事項に関する規定の整備

管轄、代理、不服申立て等の手続の基本的事項に関する規定を整備すること。

二 当事者等の手続保障を図るための制度の拡充

- 1 裁判の結果に利害関係を有する者が非訟事件の手続に参加することができるようにすること。
- 2 当事者による記録の閲覧謄写を原則として可能とすること。

三 非訟事件の手続をより利用しやすくするための制度の新設

- 1 当事者が遠隔地に居住しているときその他相当と認めるときは、電話会議システム及びテレビ会議システムにより非訟事件の手続を行う制度を導入すること。
- 2 事案に応じて柔軟に非訟事件の解決を図ることができるようにするため、和解制度及び調停制度を導入すること。
- 3 専門的な知見を要する事件の審理を円滑かつ迅速に進めるために、中立の立場にある専門家に、裁判の資料に関し意見を述べさせたり、和解に関与させたりすることができる制度を導入すること。

四 その他

国民により理解しやすい法律とするため、平仮名・口語体の表記にすること。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

家事事件手続法案（内閣提出第55号）（参議院送付）要旨

本案は、家庭をめぐる紛争を扱う手続のうち、家事審判及び家事調停の手続を国民にとってより利用しやすく、現代社会の要請に合致した内容のものにするため、新たに家事事件手続法を制定し、家事事件の手続の改善を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 手続の基本的事項に関する規定の整備

管轄、代理、不服申立て等の手続の基本的事項に関する規定を整備すること。

二 当事者等の手続保障に資する規定の充実

- 1 手続への参加に関する規定を整備し、手続に参加することができる者の範囲や参加した者の権限を明確にすること。
- 2 当事者による記録の閲覧謄写に関する規定を整備し、当事者が記録の閲覧等の許可の申立てをした場合には、家庭裁判所は、関係者のプライバシー等に配慮した例外を除き、原則としてこれを許可するものとする。
- 3 一般に紛争性が高いと考えられる類型の家事審判事件においては、家庭裁判所は、原則として当事者の陳述を聴くものとし、また、当事者に裁判資料の提出期限を示すとともに、裁判所の判断の基礎となるべき資料の範囲を明らかにするため、原則として審理を終結する日を定めなければならないものとするなど、当事者に適切かつ十分な主張・反論等の手続追行の機会を保障するための特則を設けること。

三 家事事件の手続をより利用しやすくするための制度の新設

- 1 当事者が遠隔地に居住しているときその他相当と認めるときは、家事審判及び家事調停の手続において電話会議システム等を利用することができる制度を新設すること。
- 2 高等裁判所においても調停を行うことができる制度等を新設すること。

四 施行期日

この法律は、非訟事件手続法の施行の日から施行するものとする。

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第56号）（参議院送付）要旨

本案は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴い、家事審判法を廃止し、旧非訟事件手続法ほか129の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

なお、この法律は、非訟事件手続法の施行の日から施行することとしている。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（法務委員長提出、衆法第18号）要旨

本案は、東日本大震災の被災者である相続人が、生活の混乱の中で、限定承認、相続放棄等を行うことができないまま相続の承認又は放棄をすべき期間を徒過することにより不利益を被ることを防止するため、これらの者が相続の承認又は放棄をすべき期間を延長しようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例

- 1 東日本大震災の被災者であって平成22年12月11日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものについて、相続の承認又は放棄をすべき期間を平成23年11月30日まで延長すること。
- 2 1の規定は、次に掲げる相続について準用すること。
 - (一) 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡し、かつ、その者の相続人が被災者である場合における当該死亡した相続人の相続
 - (二) 相続人が未成年者又は成年被後見人である相続であって、その法定代理人が被災者であるもの

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 この法律は、一定の場合を除き、この法律の施行日前に民法第921条第2号の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人についても適用すること。

【外務委員会】

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、在外公館の新設及び廃止を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の改定を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。
- 二 在ジャカルタ、在マニラ、在ポートモレスビー、在リマ及び在ロンドンの各日本国総領事館を廃止すること。
- 三 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 四 外務公務員の子女教育手当の支給額及び支給方法を改定すること。
- 五 この法律は、平成23年4月1日から施行すること。ただし、在外公館の新設及び廃止に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 原案では「平成23年4月1日」となっている施行期日を「公布の日」に改めること。
- 二 この法律による改正後の在勤基本手当の基準額に関する規定は平成23年4月1日から、子女教育手当の支給額に関する規定は施行日の属する月の翌月分以降の子女教育手当の支給について適用し、施行日の属する月分の子女教育手当の支給については、なお従前の例によること。

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案（内閣提出第72号）要旨

本案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により多数の被災者が一般旅券を紛失し、又は焼失したことに対処するため、一般旅券の発給の特例を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 外務大臣は、東北地方太平洋沖地震による災害の被災者に対し、当該被災者が平成23年3月11日時点で有していた一般旅券の有効期限までを有効期間とする一般旅券(以下「震災特例旅券」という。)を発行することができること。
- 二 震災特例旅券の発給の申請をする者は、手数料を国に納付することを要しないこと。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第176回国会条約第5号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国政府が朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書1,205冊を大韓民国政府に対して引き渡すとともに、両国政府がこれらの図書の引渡しによって両国間の文化交流及び文化協力の一層の発展に努めることについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 我が国政府は、両国及び両国民間の友好関係の発展に資するための特別の措置として、附属書に掲げる図書を、この協定の効力発生後6箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡すこと。
- 二 両国政府は、附属書に掲げる図書の引渡しにより両国間の文化交流及び文化協力が一層発展するよう努めること。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、日米間の経費負担の原則を定める日米地位協定第24条についての新たな特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 我が国は、2011年から2015年までの日本国の会計年度において、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費並びに合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること。
- 二 我が国は、日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部若しくは一部を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合又は日本国政府が適当と判断して行う日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部若しくは一部をアメリカ合衆国の施政

の下にある領域におけるアメリカ合衆国の軍隊の訓練のための場所を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担すること。

三 アメリカ合衆国は、前記3種類の経費の節約に一層努めること。

四 我が国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報すること。

五 日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができること。

六 この協定は、2016年3月31日まで効力を有すること。

社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本・ブラジル両国間における年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定は、日本国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用すること。

二 この協定は、ブラジルについては、一般社会保障制度が定める老齢給付、障害給付及び遺族給付並びに軍人及び文民公務員の社会保障制度が定める老齢給付、障害給付及び遺族給付について適用すること。

三 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、被用者又は自営業者が、派遣又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。

四 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、ブラジルの法令による保険期間を考慮すること。

五 ブラジルの実施機関は、ブラジルの法令に従って累積した保険期間が十分でないことを理由として、当該法令による給付を受ける資格を有しない者について、当該者の資格を決定するため、日本国の法令による保険期間も考慮すること。

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を 求めるの件（条約第6号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本・スイス両国間における年金制度及び医療保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、日本国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用すること。
- 二 この協定は、スイスについては、老齢保険及び遺族保険に関する連邦法、障害保険に関する連邦法及び疾病保険に関する連邦法について適用すること。
- 三 この協定は、日本国民又は日本国の出入国管理に関する法令に基づき日本国の領域内における永住を適法に認めている者並びにその家族及び遺族、スイス国民並びにその家族及び遺族等について適用すること。
- 四 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、被用者又は自営業者が、派遣又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。
- 五 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、スイスの法令による保険期間を考慮すること。
- 六 スイスの実施機関は、スイスの障害保険による通常年金の給付を受ける権利の取得の要件を満たさない者について、スイスの法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間を考慮すること。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国 政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認 を求めるの件（条約第7号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、OECDモデル租税条約の内容を基本としつつ、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、国際的二重課税の回避を目的として、香港との間で課税権を調整するとともに、国際標準に沿った情報の交換の実施を可能にするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定が適用される租税は、日本国については所得税、法人税及び住民税、香港特別行政区については利得税、給与税及び不動産税とすること。
- 二 一方の締約者の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約者内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約者において課税することができること。
- 三 一方の締約者の居住者である法人が他方の締約者の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約者において課税することができるが、同配当に対しては、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約者においても、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式の10%以上を直接又は間接に所有する法人である場合には当該配当額の5%を、その他の全ての場合には当該配当額の10%を、それぞれ超えない額の課税をすることができること。
- 四 一方の締約者内において生じ、他方の締約者の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約者において課税することができるが、同利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約者においても、10%を超えない額の課税をすることができること（ただし、政府、中央銀行等が受け取る利子は免税）。
- 五 一方の締約者内において生じ、他方の締約者の居住者が受益者である著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約者において課税することができるが、同使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約者においても、5%を超えない額の課税をすることができること。
- 六 この協定の規定に適合しない課税を受けた者が一方の締約者に対して申立てをした事案について、この申立てを受けた当該一方の締約者の権限のある当局から他方の締約者の権限のある当局に対し協議の申立てをした日から2年以内に、両締約者の権限のある当局が当該事案を解決するために合意に達することができない場合において、当該者が要請するときは、当該事案の未解決事項は、仲裁に付託されること。
- 七 両締約者の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約者が課する全ての種類の租税に関する両締約者の法令の規定の運用若しくは執行に関

連する情報を交換すること。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、相互協議手続に係る仲裁手続及びその補則事項、情報の提供を拒否できる場合の内容等を規定している。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、OECDモデル租税条約の内容を基本としつつ、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、国際的二重課税の回避を目的として、サウジアラビア王国との間で課税権を調整するとともに、国際標準に沿った情報の交換の実施を可能にするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税及び住民税、サウジアラビア王国についてはザカート及び所得税（天然ガス投資税を含む。）とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税することができること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同配当に対しては、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式又は発行済株式の10%以上を直接又は間接に所有する法人である場合には当該配当額の5%を、その他の全ての場合には当該配当額の10%を、それぞれ超えない額の課税をすることができること。
- 四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる債権から生じた所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同債権から生じた所得に対しては、当該債権から生じた所得が生じた一方の締約国においても、10%を超えない額の課税をすることができること（ただし、政府、中央銀行等が受け取る債権から生じた所得は免税）。
- 五 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税

することができるが、同使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、使用料が産業上、商業上又は学術上の設備の使用又は使用の権利に対して支払われるものである場合には当該使用料の額の5%を、その他の全ての場合には当該使用料の額の10%を、それぞれ超えない額の課税をすることができること。

六 両締約国の権限のある当局は、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができること。

七 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、情報の提供を拒否できる場合の内容等を規定している。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第9号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とケイマン諸島との間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、双方の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 情報交換に関する規定が適用される租税は、一方の締約者のために課される全ての種類の租税とすること。
- 二 情報の提供を要請された締約者（以下「被要請者」という。）の権限のある当局は、要請された情報を公開することが被要請者の公の秩序に反することとなる場合等、要請を拒否することができる場合を除き、要請に応じて情報を提供すること。
- 三 被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請者に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとること。
- 四 各締約者は、自己の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与する

ことを確保すること。

- 五 この協定に基づき一方の締約者が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、税務当局等に対してのみ、開示することができること。
- 六 課税権の配分に関する規定は、一方又は双方の締約者の居住者である個人に適用し、「一方の締約者の居住者」とは、日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる個人とし、ケイマン諸島については、ケイマン諸島の法令の下において、ケイマン諸島内に合法的な、かつ、通常の居所を有する個人とすること。
- 七 課税権の配分に関する規定が適用される租税は、日本国については所得税とすること。
- 八 一方の締約者の居住者が受益者である退職年金等については、当該一方の締約者においてのみ課税することができること。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とバハマとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、双方の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 情報交換に関する規定が適用される租税は、一方の締約国又はその地方公共団体のために課される全ての種類の租税とすること。
- 二 情報の提供を要請された締約国（以下「被要請国」という。）の権限のある当局は、要請された情報を公開することが被要請国の公の秩序に反することとなる場合等、要請を拒否することができる場合を除き、要請に応じて情報を提供すること。
- 三 被要請国は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請国に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとること。
- 四 各締約国は、自国の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与する

ことを確保すること。

- 五 この協定に基づき一方の締約国が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、税務当局等に対してのみ、開示することができること。
- 六 課税権の配分に関する規定は、一方又は双方の締約国の居住者である個人に適用し、「一方の締約国の居住者」とは、日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる個人とし、バハマについては、バハマに住所を有する個人であって、バハマの市民であるもの又はバハマ移民法の規定に従い、バハマに居住し、若しくは滞在することを許可されたものとする。
- 七 課税権の配分に関する規定が適用される租税は、日本国については所得税及び住民税とすること。
- 八 一方の締約国の居住者が受益者である退職年金等については、当該一方の締約国においてのみ課税することができること。

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件（条約第11号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、東南アジアにおける友好協力条約の締約国に専ら主権国家によって構成される地域機関を加えることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 東南アジアにおける友好協力条約は、東南アジアの全ての国の同意を得ることを条件として、東南アジア以外の国及び専ら主権国家によって構成される地域機関による加入のために開放しておくこと。
- 二 地域的な手続により紛争を解決するための締約国の閣僚級の代表から成る理事会の設置に係る規定は、東南アジア以外の締約国については、当該締約国が地域的な手続により解決されるべき紛争に直接関係する場合に限り、適用すること。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する2009年6月15日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件（条約第12号）要旨

本件は、標記の確認書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この確認書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に含まれている1994年の関税及び貿易に関する一般協定に附属する我が国の譲許表（以下「我が国の譲許表」という。）の品目分類を、平成14年1月1日に効力を生じた商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に適合させるため、我が国の譲許表の修正及び訂正が、平成3年10月8日に1947年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が採択した統一システムの変更の実施のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認するものである。

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第13号）要旨

本件は、標記の協定の改正の受諾について、国会の承認を求めるものである。

この改正は、国際通貨基金における新興国及び途上国の代表性の拡大等を目的として、理事会の改革を行うための改正について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 20人の理事全員が選挙によって選出されることとし、これに伴い、現在、出資額の上位5箇国(我が国を含む。)に認められている無投票による理事の任命は、廃止されること。
- 二 理事の選挙については、総務会が定める規則により統一して規定されること。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第15号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、我が国とスイスとの間の現行租税条約を改正し、投資所得に対する源泉地国における限度税率を引き下げることにより投資交流の一層の促進を図るとともに、脱税及び租税回避行為を防止するため、国際標準であるOECDモデル租税条約の情報交換に係る規定に沿った、税務当局間の租税に関する情報交換の枠組みを創設すること等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一方の締約国の居住者である法人が相手国の居住者に支払う配当に対しては、当該相手国において課税することができるが、同配当に対しては、当該

配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式の10%以上を所有する法人である場合には当該配当額の5%（ただし、同株式の所有割合が50%以上の法人の場合は免税）、その他の全ての場合には当該配当額の10%を超えない額の課税をすることができること。

二 利子に対する源泉地国における限度税率を、一般の利子については10%とし、政府が全面的に所有する機関等が受け取る利子については源泉地国免税とすること。

三 一方の締約国内において生じ、相手国の居住者が受益者である著作権、特許権等の使用料に対しては、当該相手国においてのみ課税することができること。

四 この条約の特典の濫用を防止するため、条約の特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。

五 両締約国の権限のある当局は、条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

六 一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとする。

七 一方の締約国は、相手国が当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずること。

八 提供を要請された情報が銀行等が有する情報等であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならないとともに、これらの情報を入手するため、当該一方の締約国の税務当局は、当該情報を開示させる権限を有すること。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第16号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とオランダ王国との間の現行租税条約を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国における限度税率を引き下げることにより投資交流の一層の促進を図るとともに、脱税及び租税回避行為を防止するため、現行の

租税条約には含まれていない条約の特典の濫用を防止する規定等を新たに設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一方の締約国の居住者である法人が相手国の居住者に支払う配当に対しては、当該相手国において課税することができるが、同配当に対しては、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式の10%以上を所有する法人である場合には当該配当額の5%（ただし、同株式の所有割合が50%以上の法人の場合は免税）、その他の全ての場合には当該配当額の10%を超えない額の課税をすることができること。
- 二 利子に対する源泉地国における限度税率を、一般の利子については10%とし、政府が全面的に所有する機関等が受け取る利子については源泉地国免税とすること。
- 三 一方の締約国内において生じ、相手国の居住者が受益者である著作権、特許権等の使用料に対しては、当該相手国においてのみ課税することができること。
- 四 この条約の特典の濫用を防止するため、条約の特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。
- 五 この条約の規定に適合しない課税を受けた者が一方の締約国に対して申立てをした事案について、この申立てを受けた当該一方の締約国の権限のある当局から相手国の権限のある当局に対し協議の申立てをした日から2年以内に、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するために合意に達することができない場合において、当該者が要請するときは、当該事案の未解決事項は、仲裁に付託されること。
- 六 一方の締約国は、相手国が当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずること。
- 七 提供を要請された情報が銀行等が有する情報等であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、相互協議手続に係る仲裁手続及びその補足事項、情報の提供を拒否できる場合の内容等を規定している。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第17号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間で共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動等のために必要な物品又は役務を相互に提供するための枠組みを定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、共同訓練等の活動のために必要な物品又は役務の我が国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること。
- 二 いずれか一方の当事国政府が、共同訓練等の活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対して要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができること。ただし、提供される物品又は役務には、我が国の自衛隊又はオーストラリア国防軍による武器又は弾薬の提供が含まれるものと解してはならないこと。
- 三 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国連憲章と両立するものでなければならないこと、物品又は役務を受領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならないこと。
- 四 この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手續等について定めること。
- 五 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手續取決めに従って実施されること。
- 六 この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するオーストラリア国防軍が実施するいかなる活動にも適用されないこと。
- 七 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議すること。
- 八 この協定の効力の期間、効力の延長及び協定の終了について定めること。

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を 求めるの件（条約第18号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とインド共和国との間で物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、両国間の経済活動の連携を強化するとともに、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一方の締約国は、1994年のガット第3条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えること。
- 二 一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書 の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げること。
- 三 一方の締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書 の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与えること。
- 四 一方の締約国は、附属書 の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与えること。
- 五 一方の締約国は、第7章の規定に従って、他方の締約国の自然人（商用訪問者、企業内転勤者、投資家等）に対し、入国及び一時的な滞在を許可すること。
- 六 一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、自国の区域内で行われる投資活動に関して内国民待遇を与えるとともに、自国の区域内で行われる投資財産の経営等に関して最恵国待遇を与えること。
- 七 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関連して、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならないこと。
- 八 両締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を確保すること。
- 九 各締約国は、自国の法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について規定している。

【財務金融委員会】

平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出第1号）

要旨

本案は、平成23年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 平成23年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること。

二 この法律は、公布の日から施行すること。

なお、本案は、内閣より基礎年金の国庫負担の追加に係る規定を削除するとともに法律の施行期日を公布の日とする修正の申出があり、本院においてこれを承諾したものである。

（修正要旨）

政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成23年度の補正予算において必要な措置を講ずるものとする。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を引き続き期するため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限を1年間延長するもので、その内容は次のとおりである。

一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律が失効するものとされる期限（平成23年3月31日）を、平成24年3月31日までに延長すること。

二 この法律は、公布の日から施行すること。

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、特惠関税制度、関税率等について所要の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの充実・強化等を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特恵関税制度の改正

平成23年3月31日に適用期限が到来する開発途上国の産品に対する特恵関税制度について、その適用期限を10年延長するとともに、特定の鉱工業産品等に係る特恵関税の適用の停止の特例を廃止し、鉱工業産品等の特恵税率について引上げを行う等所要の改正を行うこと。

二 暫定関税率等の適用期限の延長等

平成23年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長等を行うこと。

三 貿易円滑化のための税関手続の改善

輸出申告について、貨物を保税地域等に入れることなく行うことができることとするほか、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された通関業者及び製造者の関与する輸出申告に対する特例措置の改善等を行うこと。

四 税関における水際取締りの充実・強化

外国貿易機等の運航者等に対し、その入港の前に、予約者の予約情報等について報告を求めることができることとするほか、アクセスコントロール等回避機器を、輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に追加すること。

五 その他

個別品目の関税率の改正、関税率表の品目分類に関する改正、納税環境整備のほか、所要の規定の整備を行うこと。

六 施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成23年4月1日から施行すること。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社及び国際開発協会に対する加盟国の出資総額がそれぞれ増額されることとなることに伴い、我が国のこれらの機関への出資額を増額するための措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

1 政府は、国際通貨基金に対し、308億2,050万特別引出権に相当する金額

(現行は156億2,850万特別引出権に相当する金額)の範囲内において出資することができること。

2 政府は、国際復興開発銀行に対し、従来の出資の額のほか、国際復興開発銀行協定第2条第2項(a)に規定する合衆国ドルによる38億4,440万ドルの範囲内において出資することができること。

二 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、国際金融公社に対し、従来の出資の額のほか、2,136万合衆国ドルの範囲内において出資することができること。

三 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、国際開発協会に対し、従来の出資の額のほか、3,345億8,422万円の範囲内において、出資することができること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

株式会社国際協力銀行法案(内閣提出第28号)要旨

本案は、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図るために重要な海外の案件に対する民間企業の取組をより有効に支援するため、株式会社日本政策金融公庫の部門である国際協力銀行について、その機能を強化し同公庫から独立した政策金融機関とするための措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 株式会社国際協力銀行(以下「会社」という。)は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする株式会社とすること。

二 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないこと。

三 会社の役員等の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。

四 株式会社日本政策金融公庫の部門である国際協力銀行の業務を基本としつつ、我が国企業の海外展開をより積極的に支援するため、先進国向け輸出金

融、短期つなぎ資金の供与、外国企業を買収するための資金等の供与などを内容とする機能強化を行うこと。

五 財務及び会計、監督、罰則等について所要の規定を整備すること。

六 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、株式会社日本政策金融公庫法等の改正及び当該改正に伴う経過措置の規定等は、平成24年4月1日から施行すること。

七 株式会社日本政策金融公庫は、会社がその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、会社の成立までの間、会社の業務の一部を行うことができること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 日本政策金融公庫から分離された国際協力銀行の組織については、分離前より肥大化することがないように効率的な業務執行に最大限努力すること。
- 一 国際協力銀行役員等人事における国家公務員出身者の採用については、不適切な「天下り」とならないよう政府として厳格な監視・監督を行うこと。
- 一 国際協力銀行が扱う高リスク融資案件については、機動性及び関係企業の収益等に配慮しつつも、適正な専門的判断を下すことが可能な審査体制を整備すること。
- 一 我が国の中堅・中小企業の海外進出支援については、ツーステップローン等の支援スキームを活用し、より積極的、かつ、きめ細かい支援を提供する体制を整備すること。特に、海外の経済状況やビジネス環境に関する情報提供や独自の相談事業の拡充を図り、全国各地で付加価値の高い技術・商品等を保持する中小企業の海外進出を積極的に支援すること。
- 一 国際協力銀行は、国民に対して、その経営状況、財務状況、業務内容等について、より一層の情報の開示に努めること。また、設立後、おおむね3年ごとに、日本政策金融公庫から分離されたことによる効果について検証を行うこと。

預金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）要旨

本案は、住専債権の回収等が平成23年12月を目途として完了するものとされていることを踏まえ、住専債権の回収等の業務を円滑に終了するための措置を講ずるとともに、当該業務の終了に伴い、協定銀行（整理回収機構）の機能を見直す等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 住専債権の回収等の業務を円滑に終了するための措置

協定銀行は、協定後勘定から住専二次損失の処理のために必要な金額を住専勘定に繰り入れること及び住専債権を住専勘定から協定後勘定に移転することができること。

二 協定銀行の機能の見直し

1 承継銀行機能の付与

内閣総理大臣は、預金保険機構（以下「機構」という。）に対し、協定銀行に被管理金融機関の業務を引き継がせ、その業務を暫定的に維持継続させることを目的とする協定を協定銀行と締結することを指示することができることとし、機構は、当該指示を受けた場合には、協定銀行と当該協定を締結すること。

2 特定回収困難債権の買取り等

機構は、金融機関が保有する貸付債権又はこれに類する資産のうち、債務者又は保証人が暴力団員であって貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること等の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの（特定回収困難債権という。）について買取りを行うことができることとするとともに、特定回収困難債権の買取りを行う旨の決定をする場合には、協定銀行に対し、買取りを委託することができること。

三 その他

1 金融機関は、保険事故が発生した場合における支払対象預金等に係る保険金の支払又はその払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るための措置を講じなければならないこと。

2 機構の役員の任期が満了したときは、当該役員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うこと。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、三1については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）（参議院送付）要旨

本案は、資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、英文開示の対象、銀行

等の業務範囲及び特定融資枠契約の借主の範囲をそれぞれ拡大するとともに、投資運用業の規制を緩和する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 多様で円滑な資金供給を実現するため、新株予約権無償割当てによる増資に係る開示制度等の整備、特定融資枠契約の借主の範囲拡大、銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁のための措置を講ずること。
- 二 国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供を図るため、プロ等に限定した投資運用業の規制緩和、資産流動化スキームに係る規制の弾力化、英文開示の範囲拡大のための措置を講ずること。
- 三 市場の信頼性の確保のため、無登録業者による未公開株等の取引に関する対応、投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充の措置を講ずること。
- 四 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災からの復旧・復興に向けた義援金・復興資金が全国から寄せられる中で、その募集を装った詐欺などの違法・悪質な取引、無登録業者による未公開株等の勧誘等が行われることのないよう、本法により整備される措置を含めた制度の実効性ある運用に努めること。
- 一 公認会計士監査制度及び会計の専門家の活用に関しては、会計をめぐる国際的な動向や、公認会計士試験合格者数の適正な規模についての議論などを踏まえ、その在り方を引き続き検討すること。

また、公認会計士による監査を充実・強化していくため、専門職業家団体による自主規律の重要性に配慮して、その自主規制を活用した有効かつ効率的な監督を行うこと。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案 (内閣提出第57号) 要旨

本案は、今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、被災納税者の実態等に照らし、緊急対応の措置として、現行税制を適用した場合の負担を軽減する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 所得税について、雑損控除及び雑損失の繰越控除の特例、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による軽減免除の特例、被災事業用資産の損失の必要経費算入及び純損失の繰越控除の特例、住宅借入金等に係る所得税額控除の適用期間に係る特例、震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例等の措置を講ずること。
- 二 法人税について、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付、仮決算の中間申告による所得税額の還付、被災代替資産等の特別償却、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例、代替資産の取得期間等の延長の特例等の措置を講ずること。
- 三 資産税について、相続税等における指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例及び申告期限の延長、住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除、被災した建物の建替え及び船舶・航空機の再建造等に係る登録免許税の免税等の措置を講ずること。
- 四 消費課税について、消費税の課税事業者選択届出書の提出等に係る適用期間の特例、被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税、被災自動車に係る自動車重量税の還付、被災者の買換え車両に係る自動車重量税の免税、揮発油税等に係るいわゆるトリガー条項の適用停止等の措置を講ずること。
- 五 この法律は、公布の日から施行すること。

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出第67号）要旨

本案は、平成23年度において、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するための措置を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成23年度において、特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、1兆588億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができること。
- 二 平成23年度において、特別会計に関する法律第8条第2項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、2,308億5,896万1,000円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができること。
- 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、平成23事業年度については、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第27条第3項の

規定にかかわらず、同条第1項に規定する特別の勘定において同条第3項の規定によりこの法律の施行の日を含む中期目標の期間における積立金として整理された金額のうち1兆2,000億円を平成24年3月31日までに国庫に納付しなければならないこと。

四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、平成23事業年度については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第21条第2項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する高速道路勘定から、2,500億円を平成24年3月31日までに国庫に納付しなければならないこと。

五 この法律は、公布の日から施行すること。

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）要旨

本案は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期すもので、その主な内容は次のとおりである。

一 震災特例金融機関等に対する資本の増強に係る特例等

震災特例金融機関等（東日本大震災の影響により、主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために、自己資本の充実が必要となった金融機関等をいう。）が国の資本参加を受けようとする場合の経営強化計画の策定において、経営責任が問われないことを明確化するとともに、収益性・効率性等の向上の具体的な目標を求めない等の震災の特例を設けること。

二 協同組織中央金融機関による特定震災特例協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特例

1 特定震災特例協同組織金融機関（東日本大震災の影響により、主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために、自己資本の充実が必要となった協同組織金融機関のうち東日本大震災の被災者であること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事由によりその経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となったと認められるものをいう。）について、協同組織金融機関の特性に鑑み、国と協同組織

中央金融機関が共同して資本参加を行う枠組みを設けること。

- 2 1の枠組みにおいて、協同組織中央金融機関は資本参加を受ける特定震災特例協同組織金融機関の経営を指導する役割を担うとともに、将来の事業再構築に伴い繰越損失の処理が必要となった場合には預金保険の資金等を活用することにより参加資本を整理することを可能とすること。

三 国の資本参加等の申請期限の延長

国の資本参加等の申請期限を平成29年3月31日まで延長すること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災で被災した中小企業者及び住宅ローン利用者等における二重債務の問題については、被災者の生活・経営の再建に資するよう、国として、必要な対応について、早急に検討を進めること。
- 一 協同組織金融機関の特例に関し、原発地域の金融機関も含め事業再構築等の申請期限の延長の申出がある場合、実情を十分に勘案して適切に対処すること。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第82号）要旨

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 雇用促進税制の創設等を行うこと。
- 二 寄附金税制について、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設等を行うこと。
- 三 その他、年金所得者の申告手続等を簡素化する措置及び航空機燃料税の税率を軽減する措置の創設、上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等を行うほか、既存の租税特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の適用期限の延長を行うこと。
- 四 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行すること。

平成22年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出第87号）要旨

本案は、平成23年度一般会計補正予算（第2号）の編成に当たり、新たな国債発行に依存しないとの観点から、各会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を下らない金額を翌年度までに公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、平成22年度の剰余金については適用しないこととするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案（野田毅君外3名提出、衆法第4号）要旨

本案は、平成23年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成23年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する租税特別措置等について、その期限を暫定的に延長する措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 租税特別措置法における租税特別措置のうち次に掲げるものの期限を、平成23年6月30日まで延長すること。
 - 1 エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除等
 - 2 中小企業者等の法人税率の特例等
 - 3 住宅用家屋の所有権の保存登記に係る登録免許税の税率の軽減等
 - 4 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例
 - 5 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例
 - 6 特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付等
 - 7 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例
 - 8 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例
- 二 所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則における農地等に係る贈与税の納税猶予に関する経過措置の期限を、平成23年6月30日まで延長すること。
- 三 この法律は、平成23年4月1日から施行すること。ただし、四については、所得税法等の一部を改正する法律の公布の日から施行すること。
- 四 所得税法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行うこと。

【文部科学委員会】

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（第176回国会閣法第14号）（参議院送付）要旨

本案は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、展覧会的主催者を相手方として、展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、その美術品の所有者に対して損害を補償する契約を締結することができること。この場合において、博物館法に規定する博物館又は同法の規定により博物館に相当する施設として指定された施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮するものとする。
- 二 美術品の損害額について、その一定額までは主催者が負担し、それを超える額を政府が補償することとし、その際、政府が補償する金額の上限についても政令において定めること。また、補償契約による補償の対象となる損害の額の合計額に関する政令を定めるに当たっては、多様な展覧会の開催に資するよう配慮しなければならないこととする。
- 三 補償契約の締結の限度額は、毎年度の国会の議決を経て決定すること。
- 四 展覧会及び展覧会の主催者の要件、美術品の取扱いに関する基準の遵守等の所要の規定の整備を行うこと。
- 五 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 六 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校の第一学年に係る学級編制の標準を改めるとともに、市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の

見直しを行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公立の小学校の第一学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の標準を40人から35人に引き下げること。
- 二 都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、これらの学校の設置者が学級編制を行う際に従わなければならないとされている点を緩和し、標準としての基準とすること。また、市町村立義務教育諸学校の学級編制についての市町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する協議の義務付けを廃止し、事後の届出制とすること。
- 三 各都道府県ごとの公立の義務教育諸学校に置くべき教職員定数の標準となる数に関して、その算定基礎となる学級数を、実学級数から、都道府県教育委員会が定める学級編制の基準により算定した学級数に改めること。
- 四 この法律は、平成23年4月1日から施行すること。ただし、二及び三に関する事項は、平成24年4月1日から施行すること。

(修正要旨)

- 一 題名を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に改めること。
- 二 教職員定数の算定に係る加算が行われる場合に、小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合等を加えること。
- 三 地方教育行政の組織及び運営に関する法律を一部改正し、県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項を明記するとともに、その際、都道府県教育委員会に対し、市町村教育委員会の意見を十分に尊重することを義務付けること。
- 四 公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び中学校に係る学級編制の標準を順次に改定すること等の措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。
- 五 平成23年東北地方太平洋沖地震の被災地等に係る教職員定数について、特別の措置を講ずること。
- 六 施行期日について所要の措置を講ずること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たって、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本制度の趣旨・内容について、関係者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な実施に向けて、最大限努力すること。
- 二 加配措置に係る定数に関しては、市町村、学校などの実態に即して、必要かつ十分な数の加配教員が配置できるよう予算の確保に努めること。
- 三 義務教育費国庫負担金については、現場の要望を十分かつ確実に反映できるよう予算の確保に努めること。
- 四 平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域（被災した児童又は生徒が転学した地域を含む）に対し、附則第6項に規定する教職員定数に係る特別の措置、被災した学校施設の復旧、児童生徒等への就学援助等、必要な支援を迅速に行うため、早急に補正予算等により対応すること。
- 五 被災した児童生徒及び教職員の心のケアのため、スクールカウンセラーの配置の充実等人的体制の整備に努めること。
- 六 全国の学校施設の耐震化の早急な促進が図られるよう万全を期すること。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、学術の振興を図るため、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に、学術研究の助成に関する業務に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 振興会は、学術研究の助成に係る業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設けるものとし、政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができるものとする。
- 二 振興会は、学術研究助成基金を財源として実施する業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならないものとする。
- 三 振興会は、毎事業年度、学術研究助成基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6月以内に文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は、当該報告書に意見を付けて国会に報告しなければならないものとする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本制度について、研究機関及び研究者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な運用に最大限努力すること。
- 二 基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金をはじめとする研究予算の確保に努めるとともに、制度改正後における科学研究費補助金の執行状況等を踏まえて基金化による効果を検証し、必要に応じて、基金対象の拡大を含めた制度の改善を図ること。
- 三 科学研究費補助金の執行について、不正使用防止対策を徹底し、その適正な執行を図ること。
- 四 将来を担う若手研究者の育成の重要性に鑑み、若手研究者を対象とする科学研究費補助金の研究種目については、採択率の向上に努めること。
- 五 東日本大震災で被害を受けた大学等及び独立行政法人の研究施設・設備の早期復旧に万全を期すること。

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第1号）要旨

本案は、海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 我が国において公開される海外の美術品等のうち、国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められることその他の政令で定める要件に該当するものとして文部科学大臣が外務大臣と協議の上で指定したものに対しては、強制執行等を行うことができないものとする。
- 二 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、国の美術館等の施設の整備及び充実並びに当該施設における鑑賞の機会の充実のために必要な施策を講ずるものとする。
- 三 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、海外の美術品等に関する専門的知識を有する学芸員等の養成及びその資質の向上、民間団体が海外の美術品等の公開に関して行う活動に対する情報提供等の支援そ

の他の必要な施策を講ずるものとする。

四 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

五 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

スポーツ基本法案（奥村展三君外16名提出、衆法第11号）要旨

本案は、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 前文

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であることや、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による好循環の創出など、スポーツの意義、効果等について明記するとともに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略としてスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本法を制定すること。

二 総則

スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めること。

三 スポーツ基本計画等

国の「スポーツ基本計画」、地方公共団体の「地方スポーツ推進計画」について定めること。

四 基本的施策

指導者の養成等の基礎的条件の整備、地域スポーツ振興のための支援等の環境整備、優秀なスポーツ選手の育成等の競技水準の向上等に必要な施策を講ずること。

五 スポーツの推進に係る体制の整備

政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、また、市町村の教育委員会は、スポーツ推

進委員を委嘱すること等について定めること。

六 国の補助等

国及び地方公共団体の補助等について定めること。

七 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 2 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、必要な措置を講ずること。

【厚生労働委員会】

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第41号）（参議院送付）要旨

本案は、国民の高齢期における所得の確保を支援するため、徴収時効の過ぎた国民年金の保険料の納付を可能とするとともに、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入等企業年金制度等の改善の措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国民年金について、3年間の時限措置として、納期限から10年以内の期間であって徴収時効の過ぎたものに係る後納保険料（当時の保険料額に政令で定める額を加算した額の保険料）を、本人の希望により納付することを可能とすること。
- 二 国民年金の任意加入被保険者のうち、国内に居住する60歳以上65歳未満の者が国民年金基金に加入できるものとする。
- 三 60歳以降も引き続き雇用される企業型確定拠出年金加入者について、60歳以上65歳以下の年金規約で定める年齢まで引き続き加入者とする事ができるものとする。
- 四 企業型確定拠出年金について、加入者が自ら掛金を拠出できるとし、当該掛金を税制上の所得控除の対象とすること。
- 五 積立金の額が代行給付に要する費用の額を下回っている厚生年金基金が解散する場合、返還すべき費用の分割納付等の特例を、5年間の時限措置として認めるものとする。
- 六 各企業年金等は、年金等の支給に必要となる加入者等の情報の収集、整理又は分析の業務を企業年金連合会及び国民年金基金連合会に委託することができるものとし、企業年金連合会等は住民基本台帳ネットワークシステムを通じて情報収集等を行うことができるものとする。
- 七 この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国民年金保険料の納付可能期間の延長を時限措置としたことに鑑み、事後納付の対象者や対象期間を分かりやすく説明し、できる限り多くの者が事後納付できるよう本措置を広報するとともに、本来、納期限までに保険料を納

付することが原則であることを周知徹底すること。

- 二 低所得者に対する保険料免除制度の周知・勧奨のほか、保険料徴収対策等を徹底することにより、将来の無年金・低年金者の発生防止に万全を期すること。
- 三 責任準備金相当額の納付の猶予を受けている総合型の厚生年金基金について、設立事業所の事業主の一部が事業を廃止した場合の他の事業主の負担の在り方について、厚生年金本体に与える影響、事業主の事業継続の確保の観点等を踏まえつつ、検討すること。
- 四 第3号被保険者の記録不整合問題について、速やかに必要な対応策を講ずるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底すること。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第54号、参議院送付）要旨

本案は、今後、平成21年に発生した新型インフルエンザと同程度の感染力や症状を呈する新型インフルエンザ等感染症が発生した場合の対応に万全を期するため、予防接種法において新たな臨時の予防接種の類型を創設する等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 新たな臨時の予防接種の類型を創設すること。
- 二 新型インフルエンザ等感染症が新たに発生した際に、国として必要なワクチンを円滑に確保するため、特例承認を受けたワクチンの製造販売業者を相手方として、損失等を国が補償することを約する契約を締結できるものとする。
- 三 新型インフルエンザ等感染症のうち臨時の予防接種の対象としたもの等について、高齢者以外の者も定期の予防接種の対象とできるよう措置すること。
- 四 感染症の発生及びまん延の状況、改正法の施行状況等を勘案して、予防接種の在り方等について総合的に検討を加えること等、所要の検討規定を設けること。
- 五 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一及び三については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する

る特別措置法の一部を改正する法律の法律番号及び略称の年表示を「平成22年」から「平成23年」に改めること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 改正後の予防接種法第6条第4項の緊急時における国のワクチン供給等の責任についての規定を踏まえ、新型インフルエンザ発生時におけるワクチンの確保及び流通の在り方については、ワクチンの製造販売業者、卸売販売業者等の意見を十分に踏まえ、従来の流通慣行の改善を図るべく検討し、結論を得ること。
- 二 損失補償に係る規定は、国内でのワクチンの生産体制の強化を図った上で、それでもなお国産ワクチンでは国内における需要を充たすことができない場合に初めてその適用を検討すること。
- 三 改正法附則第6条第2項の緊急時におけるワクチン確保等に関する関係者の役割の在り方等について検討する際には、製造販売業者に対する損失補償の在り方についても検討することとし、その場合においては、国産ワクチンと輸入ワクチンとの間で不合理な差異が生じないように考慮すること。
- 四 国産ワクチンの供給力の強化を図るため、生産体制強化の補助事業が進み、供給力強化の基盤整備が進展しつつあるが、更にその充実強化に努めること。
- 五 改正法附則第6条第1項の検討規定を踏まえ、予防接種法の対象となる疾病・ワクチン、予防接種に関する評価の在り方など予防接種制度全般について検討し、早急に結論を得ること。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案（第176回国会閣法第9号）（参議院送付）要旨

本案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「雇用・能力開発機構」という。）を解散するとともに、その業務の一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構等に移管する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止し、雇用・能力開発機構を解散すること。
- 二 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の名称を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「雇用支援機構」という。）に改め、雇用・

能力開発機構の業務のうち、職業能力開発業務を雇用支援機構に移管すること。

三 雇用支援機構に、職業能力開発業務の円滑な運営を図るため、労使代表を含めた識見を有する者からなる運営委員会を設置すること。

四 雇用・能力開発機構の業務のうち、財形教育融資業務は廃止し、財形持家融資業務等については独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）に移管すること。

五 雇用・能力開発機構及び雇用支援機構は平成26年3月31日までの間において、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センターについて、その機能を維持することができる」と厚生労働大臣が認めるときは、都道府県へ譲渡できるものとし、譲渡額の減額及び運営経費補助の特例を設けること。

六 雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構は、雇用・能力開発機構の職員のうち、希望、意欲及び能力のある者を職員として採用すること。

七 この法律は、一部を除き、平成23年10月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 厳しい雇用情勢の中で職業訓練の必要性や重要性は従来にも増して高まっており、職業能力開発については、引き続き国が責任を持って対応していくこと。また、本法による職業能力開発業務の移管等に際しては、些かも職業訓練機能が低下することのないよう努めること。

二 企業活動の高度化に対応しうる人材を育成するため、職業能力開発事業の一層の拡充・強化を図るとともに、労働者一人一人が高度な知識・技能を修得することができるよう、職業訓練体制の整備・充実に努めること。

三 労使や地域の職業訓練ニーズが職業能力開発業務の運営に的確に反映されるよう、新たに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に設置される運営委員会等が実質的に機能する仕組みを整備すること。

四 財形持家融資業務については、利用件数が減少している状況等を踏まえ、今後の在り方について引き続き検討すること。

五 独立行政法人雇用・能力開発機構が解散されるに当たり、同機構の職員に雇用問題が生じないよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構における職員の労働条件及び採用基準

を早期に提示すること。また、国は意欲、能力のある者が引き続きその能力等を活かして就業できるよう責任をもって対応すること。

- 六 地方自治体への移管がなされた地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設については、各地域の雇用対策に果たしている役割等を十分に踏まえ、利用実績が高く存続が望まれる施設が廃止されることのないよう、少なくとも移管後3年間については、地域の意向を反映しつつ国において必要かつ十分な財政的支援を行うこと。また、当該期間が経過した後、運営状況等を踏まえ、国の責任によって運営することを再考することも含め支援等の在り方について検討し、必要があると認めるときは引き続き支援等を行うこと。
- 七 東日本大震災により、雇用の維持・確保、さらには創出が緊急の課題となっている状況にかんがみ、雇用対策のため万全の措置を講じること。併せて、東日本大震災による被災者の就労の促進を図るため、被災地の復旧及び復興に伴う職業訓練のニーズなどを十分に踏まえ、被災地域や被災者の受入先の地域で職業訓練を迅速かつ的確に実施すること。また、雇用促進住宅について、被災者への提供を積極的に行うなど最大限の活用を図るとともに、弾力的な運用を行うこと。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、新たに戦傷病者等の妻になった者等について、その特別な労苦に報いるため、特別給付金の支給範囲を拡大しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成15年4月2日以後に戦傷病者等の妻となった者に対し、特別給付金として額面15万円、5年償還の国債を支給すること。
- 二 平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に、夫たる戦傷病者等が平病死した場合に、その妻に特別給付金として額面5万円、5年償還の国債を支給すること。
- 三 この法律は、平成23年10月1日から施行すること。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（内閣提出第23号）要旨

本案は、非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易

にするための給付金を支給すること等を通じ、その就職を支援しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 厚生労働大臣は、雇用保険の失業等給付を受給できない特定求職者に対し、職業訓練の実施目標等の重要な事項を定めた職業訓練実施計画を策定すること。

二 厚生労働大臣は、職業訓練実施計画に照らして適切なものであること、特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること等の要件に適合するものであることの認定をし、この認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を行う者に対して、必要な助成を行うことができること。

なお、この認定に関する事務については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせること。

三 国は、職業訓練受講中の生活を支援し、職業訓練を受けることを容易にするため、特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができること。

四 公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、職業指導及び職業紹介等の就職支援措置を効果的に実施するための就職支援計画を個別に作成し、その措置を受けることを特定求職者に指示すること。

五 認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給については、雇用保険法の附帯事業として行うこととし、国庫は、職業訓練受講給付金に要する費用の2分の1を負担すること等とすること。

六 施行期日

この法律は、一部を除き、平成23年10月1日から施行すること。

（修正要旨）

一 本法の施行日前に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行うこととなっていた準備業務を独立行政法人雇用・能力開発機構が行うこと。

二 特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、求職者支援制度が第二のセーフ

ティネットとして、就職の促進を図るべく、その機能を十分に発揮することができるよう制度の運営に万全を期すること。特に、職業訓練の対象者については、意欲と能力を有し、職業訓練等の支援の必要性が認められる者とする。また、職業訓練の認定に関しては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているなど訓練内容などについて適切に審査を行うとともに、不正受給の防止策を講じること。

- 二 「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」の附則の規定に基づく施行後の見直しにおいては、雇用保険制度や生活保護制度の在り方をも見据え、雇用保険の被保険者も含めた求職者全体について、職業訓練や各種の給付制度など就職支援施策全体の在り方を財源も含め総合的に検討し、必要な対応を図ること。
- 三 雇用保険制度については、激甚災害の特例措置が適用された場合の取扱いなど委員会での指摘を踏まえ、被保険者の立場に立った対応を検討すること。
- 四 雇用保険の国庫負担の本則復帰については、雇用保険制度の安定的な運営を確保するため、早期に安定財源を確保し、その実現を図ること。
- 五 未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、雇用面においても甚大な影響を及ぼしていることから、雇用対策に係る特例措置の周知徹底に努めるとともに、被災者が早期に生活再建ができるよう、被災者に対する就労支援など雇用対策の一層の充実・強化を図ること。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）要旨

本案は、最近の厳しい雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行う等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 雇用保険法の一部改正
 - 1 失業等給付における基本手当日額の算定の基礎となる賃金日額について、その下限額、上限額等を引き上げること。
 - 2 再就職手当について、支給要件を緩和している暫定措置を恒久化するとともに、暫定措置として引き上げている給付率を更に引き上げた上で恒久化すること。
 - 3 常用就職支度手当について、給付率を引き上げている暫定措置を恒久化すること。

4 雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止すること。

二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

雇用保険の失業等給付に係る保険料率について、1,000分の14とすること。

三 施行期日

この法律は、平成23年8月1日から施行すること。ただし、一の4については公布の日から、二については平成24年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

111頁参照

**介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第50号) 要旨**

本案は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国及び地方公共団体は、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならないものとする。

二 重度者を始めとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供する「複合型サービス」を地域密着型サービスに追加するものとする。

三 市町村は、介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、地域支援事業として、「介護予防・日常生活支援総合事業」を行うことができるものとする。

四 介護保険料の上昇の抑制のため、都道府県は、平成24年度に限り、財政安定化基金の一部を取り崩すことができるものとする。

五 有料老人ホーム等の利用者保護に資するため、その設置者は、前払金を受領する場合において、入居後一定期間の契約解除等の場合に、一定額を除い

て前払金を返還する旨の契約を締結しなければならないものとする。

六 市町村及び都道府県は、認知症である者の地域における自立した日常生活の支援のため、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成等に努めるものとする。

七 平成24年4月1日の時点で指定を受けている介護療養型医療施設については、平成30年3月31日までの間、その存続を認めるものとする。

八 たんの吸引等の医行為が必要な者に対して適切なケアを行えるよう、介護福祉士及び一定の研修を修了したと認定された介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等を実施できるものとする。

九 介護福祉士の資格取得方法の見直しについて、その施行期日を平成24年4月1日から平成27年4月1日に3年間延期すること。

十 この法律は、平成24年4月1日から施行すること。ただし、七及び九については、公布の日から施行すること。

(修正要旨)

社会医療法人について、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設置を可能とする旨の規定を削除するとともに、その他所要の規定の整理を行うこと。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 介護職が喀痰吸引等を実施するに当たっては、知識・技術の十分な習得を図るとともに、医師、看護師その他の医療関係者との連携のもとに、安全管理体制を整備し、その上で実施状況について定期的な検証を行うこと。

二 介護職員等の処遇改善については、財源を確保しつつ、幅広い職種を対象にして実施するよう努めること。特に、介護領域における看護師の重要な役割に鑑み、介護保険施設や訪問看護に従事する看護師の確保と処遇改善に努めること。

三 介護サービス情報の公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。

四 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスについては、医師、看護師、介護職員間の司令塔づくりを含め、円滑な実施体制の実現を図るこ

と。

五 介護予防・日常生活支援総合事業については、その創設においても要支援認定者が従来の介護予防サービスと同総合事業を選択・利用する意思を最大限尊重すること。また、国として財源を確保し、各市町村のニーズに応じて適切に実施するよう努めること。

六 介護療養病床の廃止期限の延長については、3～4年後に実態調査をした上で、その結果に基づき必要な見直しについて検討すること。

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（内閣提出第90号）要旨

本案は、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成23年10月から平成24年3月までの月分の子ども手当の支給等について必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいうものとする。また、「施設入所等子ども」とは、里親に委託されている子ども又は児童福祉施設等に入所している子どもをいうものとする。
- 二 子ども手当は、中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母等が指定する者等に支給すること。中学校修了前の施設入所等子どもについては、里親又は児童福祉施設等の設置者に支給すること。
- 三 子ども手当の額は、1月につき、1及び2に掲げる子ども手当の区分に応じ、それぞれ1及び2に定める額とすること。
 - 1 子ども手当（中学校修了前の子どもに係る部分に限る。）1万5千円に3歳未満の子どもの数を乗じて得た額、1万円に3歳以上小学校修了前の第一子及び第二子の子どもの数を乗じて得た額、1万5千円に3歳以上小学校修了前の第三子以降の子どもの数を乗じて得た額及び1万円に小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額
 - 2 子ども手当（中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。）1万5千円に3歳に満たない施設入所等子どもの数を乗じて得た額と、1万円に3歳以上中学校修了前の施設入所等子どもの数を乗じて得た額とを合算し

た額

- 四 子ども手当の支給に要する費用については、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、国、地方公共団体及び事業主が負担することとし、それ以外の費用については、国が負担するものとする。
- 五 子ども及び子育て家庭の支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、交付金を交付すること。
- 六 受給資格者の申出により、子ども手当を、受給資格者が支払うべき学校給食費等の支払に充てることができることとし、保育料については、市町村長が子ども手当の支払をする際に徴収することができること。
- 七 政府は、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。
- 八 この法律は、一部を除き、平成23年10月1日から施行するものとする。

国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（城島光力君外6名提出、衆法第3号）要旨

本案は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律に基づく子ども手当の支給が平成23年3月で終わることにより生ずる国民生活等の混乱を回避する観点から、同法の子ども手当について、暫定的に同年9月まで支給するよう、所要の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、平成23年4月1日から施行することとしている。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第15号）要旨

本案は、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の運営を行い、かつ、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たさせるため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「施設整理機構」という。）を、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、病院等の運営等を目的とした組織に改組しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「独立行政法人地域医療機能推進機構法」に改めるとともに、施設整理機構の名称を「独立行政法人地域医療機能推進機構」（以下「機構」という。）に改めること。

- 二 機構の目的を、病院、介護老人保健施設等の運営等の業務を行うことにより、救急医療等の医療法上の5事業、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することとする。
- 三 機構は、病院等を新設してはならないものとするとともに、病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療等を提供する機能が確保されるものについては、譲渡できるものとする。
- 四 機構は、病院等を譲渡することとした場合、当該病院等を譲渡するまでの間、譲渡先に運営を委託することができるものとするほか、施設整理機構が運営を委託している病院等について、地域において必要とされる医療等を提供する機能の確保を図るためにその者が引き続き運営を行うことが適当である施設として厚生労働大臣が定めるものに限り、この法律の施行後もなお、その者に運営を委託できるものとする。
- 五 政府は、機構に対し、緊急の必要がある場合における厚生労働大臣の求めに応じて必要な措置をとる場合を除き、業務の財源に充てるための交付金を交付しないものとする。
- 六 機構の役員の数及び任期、積立金の処分等所要の規定を整備すること。
- 七 施設整理機構は、この法律の施行までの間、厚生年金病院のうち厚生労働大臣が定めるものについて、譲渡の推進に努めるものとする。
- 八 この法律は、一部を除き、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第16号）要旨

本案は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において、障害者とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいうものとし、障害者虐待とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいうものとする。

- 二 障害者の虐待の防止に係る国等の責務を定めるとともに、障害者虐待の早期発見を努力義務とすること。
- 三 養護者による障害者虐待について、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者の市町村への通報義務、市町村長が障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときの一時保護、養護者の負担軽減のための養護者に対する支援措置等を定めること。
- 四 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待について、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者の市町村等への通報義務、通報等を受けた場合における市町村及び都道府県の措置等を定めるとともに、障害者虐待等の状況等について、毎年度、公表するものとする。
- 五 学校、保育所等及び医療機関における障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付けること。
- 六 市町村及び都道府県の部局又は施設に、障害者虐待の通報窓口等となる市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たさせるものとする。
- 七 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 八 この法律は、平成24年10月1日から施行すること。

母体保護法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第17号） 要旨

本案は、通常的一般社団法人となる都道府県医師会について、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせるとともに、厚生労働大臣は、当該指定に関し必要があると認めるときは、当該医師会に対し報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができることとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

歯科口腔保健の推進に関する法律案（参議院提出、参法第13号）要旨

本案は、口腔^{くわう}の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、

基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国民が、生涯にわたり日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること、口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること、並びに保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進することを基本理念として定めること。
- 二 国、地方公共団体、歯科医師等、国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者及び国民の責務を明らかにすること。
- 三 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等、障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等について必要な施策を講ずるものとする。
- 四 厚生労働大臣は、三で講ぜられる施策についての総合的な実施のための方針、目標、計画等の基本的事項を定め、公表するものとする。
- 五 都道府県は、地域の状況に応じ、当該都道府県における三で講ぜられる施策についての総合的な実施のための方針、目標、計画等の基本的事項を定めるよう努めなければならないこと。
- 六 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。
- 七 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、歯科医師等に対する情報の提供、研修の実施等の支援を行う口腔保健支援センターを設けることができるものとする。
- 八 この法律は、公布の日から施行すること。

【農林水産委員会】

農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、農林水産省の地方支分部局の改革再編を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 地域センターの設置

地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するとともに、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置すること。

二 北海道農政事務所の分掌事務の見直し

北海道農政事務所の分掌事務について、農業経営の改善及び安定に関する事務全般を分掌する旨規定の整備を行うこと。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附帯決議）

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興のため全力を傾注するとともに、農林水産業の将来を見据えた政策を推進していくことが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 農林水産省本省組織の再編に当たっては、円滑な農林水産行政の推進を確保するため、局の所掌範囲について業務の質と量を考慮し、組織の総合力が発揮されるバランスの取れた体制を整備すること。

二 新設される地域センター及びその支所においては、人材の育成に努めるとともに、地方公共団体等との連携を密にし、利用者の利便性の維持・向上を図ること。

三 東日本大震災の被災地域における農林水産業の復旧・復興を強力に支援するため、地域センター及びその支所は、現地の意向の把握、復旧・復興対策の周知徹底や指導・助言について最大限その機能を発揮すること。また、被災地を網羅的にカバーできる支援体制を構築するため、地域センター及びその支所の活動に加え、支援チームを編成して積極的に派遣する等現地に密着したきめ細かな支援を実施すること。

右決議する。

森林法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）要旨

本案は、森林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、森林所有者のいかに問わず、また、森林所有者が不明の場合にも間伐や伐採後の再造林を確保するとともに、関係者の自発的な取組の下で持続的な森林経営を確立するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 森林計画制度の見直し

全国森林計画、地域森林計画、国有林の地域別の森林計画及び市町村森林整備計画の計画事項に、森林の保護に関する事項等を追加するとともに、市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森林及び林業に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする等の見直しを行うこと。

二 伐採後の造林の命令の拡充

市町村長は、届出をせず立木を伐採した者が伐採後の造林をしておらず、災害を発生させるおそれ等があると認められるときは、新たに伐採後の造林をすべき旨を命ずることができるものとする。

三 要間伐森林制度の見直し

間伐等が適正に実施されていない森林であってこれを早急に実施する必要があるもの（要間伐森林）がある場合に、森林所有者が不明であっても、都道府県知事の裁定により施業代行者が間伐を行うことができるようにする等の制度の拡充を行うこと。

四 森林施業計画の見直し

現行の森林施業計画について、計画の作成主体を森林所有者のほか、森林経営の委託を受けた者として、計画事項に森林の保護に関する事項を追加すること、計画の認定要件に路網の整備状況等に照らして計画内容を適正かつ確実に実施できると認められることを追加すること等の見直しを行うとともに、計画の名称を森林経営計画とすること。

五 土地の使用権の設定に関する協議の認可等

森林施業に必要な路網の設置等に際し、他人の土地に使用権を設定する手続について、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により、土地の所有者等が不明の場合にも対応できるよう改善を行うこと。

六 施行期日

この法律は、平成24年4月1日から施行するものとする。ただし、全国森林計画、地域森林計画、国有林の地域別の森林計画及び市町村森林整備

計画に係る経過措置の規定は、公布の日から施行するものとする。

(修正要旨)

- 一 地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに森林の土地の所有者となった者は、市町村長にその旨を届け出なければならないものとする。ただし、国土利用計画法第23条第1項の規定による届出をしたときは、この限りでないものとする。また、市町村長は、当該届出に係る民有林が保安林等であるときは、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならないものとする。
- 二 都道府県知事及び市町村長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等に関する情報を、利用目的以外の目的のために内部で利用すること等ができるものとする。
- 三 市町村長は、届出義務に違反して立木を伐採した者に対し、造林命令のみならず、伐採の中止を命ずることができるものとする。
- 四 国及び地方公共団体が講ずる措置について、保安林に係る権限の適切な行使、森林の土地の境界の確定のための措置、森林に関するデータベースの整備等、施業の集約化等の事業の推進、地方公共団体が行う保安林等の買入れに係る財政上の措置に関する規定を設けること。
- 五 行政による立入調査の主体の拡大に係る改正規定並びに二及び四については「公布の日」から、土地の使用権の設定に関する協議の認可等に係る改正規定については「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日」から、それぞれ施行するものとする。

(附帯決議)

未曾有の東日本大震災により、森林・林業・木材産業においても例のない甚大な被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすべきである。

加えて、木材価格の低迷による経営意欲の低下や不在村森林所有者の増加などを背景として、適正な森林施業が行われていない森林が増加している。

こうした中で、林業を地域産業として再生していくとともに、適正な森林施業の確保と持続的な森林経営の確立を図ることが、森林の有する多面的機能を十分発揮させ、木材自給率の向上を目指す上でも極めて重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努めるべきである。

記

- 一 被災地における木材産業・治山施設・海岸林などの復旧に向け、特別な財

- 政上の措置を含め迅速かつ万全の措置を講じること。
- 二 林産物の流通・消費に無用の混乱が生じないよう適切な対応に努めること。
 - 三 行政による立入調査の主体の拡大や土地の使用権の設定に関する協議の認可等、本法改正の趣旨を十分に踏まえ、震災の復旧に努めること。
 - 四 保安林等の機能を保全するため、地方公共団体が森林所有者等に関する情報を円滑に把握・利用することができるよう、関係省庁は連携して必要な協力を行うこと。
 - 五 無届伐採に対する中止・造林命令や所有者不明森林における路網整備・間伐等の施業代行の制度を活用し適正な森林施業が行われるよう、当該制度の趣旨及び手続について地方公共団体を含めて現場に十分浸透させること。また、制度の適切な運用に努めること。
 - 六 木材自給率50%以上の目標達成に向け、路網整備や造林・間伐等の促進、森林施業の集約化、木材の安定供給や利用拡大等の施策が確実に行われるよう、森林・林業基本計画及び全国森林計画を見直すこと。また、これらの施策の推進に必要な財政上の措置を講じること。
 - 七 森林・林業の再生を通じた山村振興や地域経済の活性化を推進するため、森林組合をはじめ、地域の林業事業者や林業の担い手を将来にわたって確保できるよう人材の育成に努めること。その際、国有林の組織や技術、フィールドの活用により、民有林への指導・サポートや連携等による地域貢献ができるよう、国有林野事業及び組織の在り方について一般会計への移行も含め検討すること。
 - 八 地球温暖化防止のための森林吸収源対策、木材や木質バイオマスの利用拡大を着実に推進するため、環境税の使途にこれらの対策を明確に位置付け、必要な安定財源を確保すること。
 - 九 施業集約化による林業経営の継続を確保する観点から、平成23年度税制改正大綱及び本法改正の趣旨を踏まえ、平成24年度税制において山林相続税・贈与税の納税猶予措置を講じること。
- 右決議する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）要旨

本案は、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制を強化するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国と都道府県等との役割分担について、防疫方針の策定及び改定は国が責任を持って行い、それに基づく具体的措置は都道府県が中心となっていくこと、都道府県の具体的措置の実施に関して国が援助を行うことを明確化すること。
- 二 国の定める防疫指針について、最新の科学的知見や国際的動向を踏まえて、少なくとも3年ごとに再検討を加えること。
- 三 我が国へのウイルスの侵入防止措置について、空港や港において、海外からの入国者に対し、質問を行ったり、その携帯品の検査・消毒を行うことができるようにするとともに、航空会社、空港等に対して協力を求めることができること。
- 四 畜産農家におけるウイルス侵入防止措置について、家畜の所有者に対し飼養衛生管理の状況等についての定期的な報告を義務付けるとともに、畜舎等への消毒設備の設置や、人や車両の出入りに際しての消毒を義務付けること。
- 五 発生時に備えた準備について、家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準の中に埋却地の確保についても規定するとともに、都道府県知事は、家畜の焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、埋却地の確保に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 六 患畜の早期の発見・通報について、国が定める一定の症状を呈している家畜を発見した獣医師又は所有者に対し、都道府県知事への通報を義務付けること。
- 七 国の財政支援について、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等の所有者に対しては特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額の交付を行うこととするとともに、家畜伝染病の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者に対しては手当金の全部又は一部を交付せず、又は返還させること。
- 八 口蹄疫の急速かつ広範囲のまん延を防止するためにやむを得ないときは、患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分を行えるものとし、その場合、国は補償しなければならないものとする。
- 九 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。なお、七については平成22年11月以降において家畜伝染病の患畜又は疑似患畜となったことにより殺された家畜について適用するものとする。

(修正要旨)

- 一 都道府県知事は、家畜の所有者が行う埋却等が的確かつ迅速に実施されるようにするため、補完的に提供する土地の準備を行うよう努めなければならないものとする。
- 二 法律の施行期日を「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日」に改めること。ただし、新たに義務を課す規定で罰則を伴うもの及びこれに関連する規定については「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日」から、これらの規定以外の規定で政省令の制定又は改正を伴わないものについては「公布の日」から、それぞれ施行するものとする。
- 三 その他所要の規定の整理を行うこと。

(附帯決議)

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興のため全力を尽くすべきである。こうした中、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生が国内外で相次いでおり、政府は、本法の施行に当たり、実効ある家畜防疫体制を早急に整備するため、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 特定家畜伝染病（口蹄疫、BSE、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ）が発生した場合には、農林水産省に対策本部を設置すること。また、都道府県にも対策本部が設置されるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 都道府県が管理する種雄牛等について、緊急時に備えた分散飼育が行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 三 家畜伝染病の発生国からの入国者と畜産業従事者が直接接触する可能性の高い施設における防疫措置の重要性に鑑み、宿泊施設、観光施設等において、消毒その他の必要な防疫措置が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 家畜防疫官の増員をはじめとする水際対策に係る体制の強化について、必要な措置を講ずること。
- 五 家畜の所有者が迅速に手当金の交付を受けられることができるよう、必要な措置を講ずること。
- 六 都道府県により消毒薬等の防疫のために必要な物品の備蓄が適切に行われるよう、必要な財政的支援等を行うこと。
- 七 都道府県が必要な員数の家畜防疫員を確保することができるよう、必要な

財政的支援を行うこと。

- 八 家畜の所有者等に対する手当金等について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずること。
- 九 特定家畜伝染病に関し、家畜市場の自主的な開催の停止等により家畜の所有者に生じた損失の補てんについて、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な措置を講ずること。
- 十 特定家畜伝染病がまん延した場合における生産者等の経営及び生活再建等について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置と同様の十分な経済的支援がなされるよう、必要な措置を講ずること。
- 十一 国の防疫対応において重要な役割を果たす動物衛生研究所については、国の機関として位置付け、また、体制を強化していくことについて検討すること。
- 十二 国家防疫という観点から産業動物に関する獣医療体制を実効あるものとするため、獣医学系大学における産業動物に関する実習の強化、獣医師免許取得後の産業動物に関する研修の強化等の措置を講ずること。また、獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化について検討すること。
- 十三 野鳥、天然記念物等家畜以外の動物が特定家畜伝染病にかかっていることが発見された場合に家畜への感染を防止するため必要な措置を迅速に講ずることができるよう、文化財保護法、博物館法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等について、早期に検討を行い必要な見直しを行うこと。

右決議する。

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案（内閣提出第65号）要旨

本案は、東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国等が緊急に行う災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を円滑に実施できることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波（以下単に「津波」という。）による海水の浸入のために農用地が受けた塩害を除去するために行う除塩事業について、国、都道府県、市町村又は土地改良区が災害復

旧の土地改良事業として行うことができることとする。

- 二 国又は都道府県が、農家等からの申請によらずに災害復旧と併せて土地改良施設の変更や区画整理の事業を行うことができることとするなど、事業実施の手続を見直すこと。
- 三 津波による災害に対処するために行う一及び二の事業について、国営事業に関する国庫負担の嵩上げ及び都道府県営事業等に対する国の補助の嵩上げの措置を講ずること。
- 四 この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附帯決議)

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすことが喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努めるべきである。

記

- 一 被災地域の復旧・復興に当たっては、我が国農林漁業における被災地域の位置付けを明確化した上で、復旧・復興へのマスタープランと工程表を示し、スピード感をもって対応すること。特に、本法に基づく措置と他の復興再生措置との一体的推進を図り、万全な農林漁業経営対策を講ずること。
 - 二 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射性物質の被害除去については、技術的な知見の集積に努めるとともに、これを踏まえた対処の方針を明確に示すこと。
 - 三 除塩事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、除塩に関する技術の開発・普及に努めること。また、今般の津波による海水の浸入のために農用地が受けた塩害を除去するために行う除塩事業を土地改良事業とみなすこととしている特例措置について、恒久措置とすることを検討すること。
 - 四 除塩を始めとする農地・農業用施設の災害復旧に係る工事期間中、休業状態となる農業者の生活・経営の再建に向けた支援策を講ずること。
 - 五 被災により償還が困難となった土地改良事業負担金について、支払猶予、無利子化措置を講ずること。
 - 六 土地改良事業を円滑に実施し、土地改良施設の適切な維持管理を図るため、組合員が被災したため経常賦課金の徴収が困難となった土地改良区や賦課台帳を逸失する等事務所機能に損傷を受けている土地改良区等に対して支援を行うこと。
- 右決議する。

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案（内閣提出第66号）要旨

本案は、東日本大震災により著しい被害を受け、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙を適正に行うことが困難と認められる地域について、委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 海区漁業調整委員会については、委員が1人でも欠けた場合には、現行制度上補欠選挙を行わなければならないものとしているが、平成24年8月に予定されている任期満了に伴う選挙期日まで、補欠選挙を行わないものとする事。

また、農業委員会については、被災地の多くの農業委員会の委員の任期満了日が平成23年7月に集中しているため、選挙期日を最長1年程度延長し、その期日まで、現在の委員の任期を延長できるものとする事。

二 現行制度上、選挙人名簿を確定させる時期が法定されているところ、その時期においては選挙人名簿の調製が困難な選挙管理委員会については、次の選挙までに選挙人名簿を作成すれば済むものとする事。

三 この法律は、公布の日から施行するものとする事。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第81号）要旨

本案は、東日本大震災に対処して信用事業を行う農漁協等の信用事業の強化を図るため、その自己資本の充実に関する特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 被災農漁協等に係る特定優先出資等の取得の申込み等

1 指定支援法人は、被災農漁協等が発行する優先出資の引受け等を行う場合において、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）に対し、当該優先出資等（以下「特定優先出資等」という。）の取得の申込みをすることができるものとする事。

2 機構は、指定支援法人から平成29年3月31日までに1の申込みを受けた場合において、主務大臣が取得を行うべき旨の決定をしたときは、特定優先出資等を取得することができるものとする事。

二 認定の申請

機構が取得した特定優先出資等に係る被災農漁協等は、農林中央金庫と信

用事業指導契約を締結し、信用事業の強化及び改善に向けた計画を実施の上、機構による特定優先出資等の取得があった日から起算して10年を経過する日までに、信用事業が改善した旨の認定又は信用事業再構築（信用事業の健全化のために行われる合併、事業譲渡等をいう。以下同じ。）に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならないものとする。

三 優先出資の消却に必要な金銭の贈与

機構は、被災農漁協等であって、信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の主務大臣の認定を受けたものが特定優先出資等に係る優先出資の消却を行う場合において、当該優先出資の消却に必要な金銭の贈与を行うことができるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附帯決議）

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興に向け全力を尽くすべきである。こうした中、今後の復興を図るには、農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るとともに、農業者、漁業者の経営再開・再建への的確な支援を全力で行うことが喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努めるべきである。

記

- 一 改正法の運用に当たっては、指定支援法人及び農水産業協同組合貯金保険機構の緊密な連携と適切な役割分担の下、被災農業者・漁業者の経営・生活の円滑な再建に資することを旨として実施すること。
- 二 東日本大震災で被災した農林漁業者等における二重債務の問題については、被災者の経営・生活の再建に資するよう、国として、必要な対応を実施すること。
- 三 被災地域の復興の重要な担い手である農業協同組合、漁業協同組合等については、自ら被災している場合もあることから、地域の復興計画に則した共同利用施設等の復興支援に万全を期すること。
- 四 本法の改正は、公的資金の注入によらず被災地域の農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るものであるが、農漁協系統組織はその構成員のための組織であるという原点を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に当たってはあら

ゆる面で公平・公正かつ円滑な資金の融通に支障がないよう適正に行うこと。

政府は、このことについて、実態把握に努め、必要に応じ具体的な措置をとること。

右決議する。

お茶の振興に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第6号）要旨

本案は、お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 農林水産大臣は、茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、お茶の需要の長期見通しに即した生産量等の茶業の振興の目標に関する事項、茶業及びお茶の文化の振興のための施策に関する事項等を内容とする茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとし、その際、お茶の需給事情を把握するため必要があるときは、都道府県知事、茶業団体等に対し、資料の提出等の必要な協力を求めることができること。
- 二 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならないこととし、その際、お茶の需給事情を把握するため必要があるときは、茶業団体等に対し、資料の提出等の必要な協力を求めることができること。
- 三 国及び地方公共団体は、茶園に係る農業生産の基盤の整備、茶樹の改植の支援、災害の予防の推進等お茶の生産者の経営の安定のために必要な施策、お茶の加工及び流通の高度化、品質の向上の促進、消費の拡大並びに輸出の促進のために必要な施策、お茶の文化の振興のために必要な施策等を講ずるよう努めること。
- 四 国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置等を講ずるよう努めること。
- 五 この法律は、公布の日から施行すること。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第21号）要旨

本案は、有明海及び八代海並びにこれらに隣接する海面の海域における赤潮等による漁業被害の発生状況その他有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の施行の状況に鑑み、同法の対象となる海域の拡張、特定の漁港漁場整備事業に対する国庫補助の補助率の嵩上げ措置の継続等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 対象となる海域の拡張

この法律の対象となる海域に、「橘湾」及び「熊本県天草市牛深町周辺の海域」を加えること。

二 国庫補助の補助率の嵩上げ措置の継続

特定の漁港漁場整備事業に対する国庫補助の補助率の嵩上げ措置について、「平成23年度まで」とあるのを10年間延長し、「平成33年度まで」とすること。

三 赤潮被害等を受けた漁業者等への被害救済対策等の強化

赤潮被害等を受けた漁業者等に対する支援・救済について、平成22年の赤潮発生時に取られた措置を踏まえて施策の内容を明示する等、規定を充実させること。

四 国及び関係県による調査事項の追加

国及び関係県による調査事項について、「有明海及び八代海等の海域に流入する河川の流域における森林と当該海域の環境との関係に関する調査」を加えること。

五 有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務の見直し

- 1 評価委員会の所掌事務について見直しを行い、国及び関係県が行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海等の再生に係る評価を行うことができるようにすること。
- 2 評価委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

六 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 有明海及び八代海等の海域に隣接する海域において、新たに有明海又は八代海の海域の環境に起因する赤潮等による漁業被害が発生した場合にお

いては、新法に規定する施策に係る海域の範囲について、速やかに見直しを行うものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、2の見直しが行われるまでの間、当該赤潮等による漁業被害等に係る支援等について、新法の規定により講ぜられる措置と同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）要旨

本件は、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター65か所を設置する必要があるので、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

なお、本件は、平成23年5月20日、東日本大震災に対応して、地域センターの業務を円滑に遂行できるようにするため、農林水産大臣が、地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができるよう内閣修正が行われた。

【経済産業委員会】

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、国際経済の競争激化や需要構造の変化に我が国経済が対応するための産業再編の促進及び中小企業等の生産効率化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 産業再編に係る計画認定について、適正な競争の確保の観点から主務大臣と公正取引委員会との協議の制度を創設し、事業統合の円滑化を図ることとする。
- 二 自社株を対価とする株式公開買付けについて、自社株式と買付け対象株式との交換比率を募集事項として定めることとするなど、手続適正化のための会社法の特例措置を講じること。
- 三 一定以上の株主が株式公開買付けに応じた場合に、全部取得条項付種類株式の発行及び取得を行う際に必要な株主総会の決議を不要とするなど、完全子会社化手続の簡素化のための会社法の特例措置を講じること。
- 四 認定事業者等に対し、事業再構築等のための措置であって政令で定めるものを行うのに必要な融資を行う指定金融機関に対し、株式会社日本政策金融公庫が必要な資金の貸付けを行う制度を創設すること。
- 五 事業革新に必要な新商品の生産設備を導入する計画の認定制度を創設し、認定事業者に対し金融及び税制等の支援措置を講じること。
- 六 中小企業者の事業の引継ぎを通じた経営資源の活用を図るための計画の認定制度を創設し、事業の引継ぎの仲介及び金融支援等の措置を講じること。
- 七 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

主務大臣と公正取引委員会との協議の制度について、主務大臣は事業再構築等関連措置が競争に及ぼす影響等について意見を述べるものとするとともに、主務大臣及び公正取引委員会は所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。

特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）（参議院送付）要旨

本案は、オープン・イノベーションの進展等イノベーションを取り巻く環境変化に対応し、我が国の経済成長を支える新たな技術や産業の創出を促進する

ため、知的財産の適切な保護及び活用を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 通常実施権等について、対抗制度を見直し、その発生後にその特許権を取得した者等の第三者に対しても、その効力を有するものとする。
- 二 真の発明者以外の者又は共同出願違反者によって特許権が取得されたときは、真の発明者等はその特許権者に対して特許権の移転を請求することができるものとする。
- 三 無効審判等の紛争処理制度の見直し
 - 1 無効審判手続において、審決の予告手続等を導入した上で、その無効審判に係る審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求を禁止すること。
 - 2 特許権侵害訴訟の終局判決確定後に特許の無効審決が確定したとき等は、同訴訟の当事者であった者はその判決に対する再審の訴え等において当該無効審決の確定等を主張することができないものとする。
 - 3 無効審判の確定審決の第三者効を廃止し、無効審判の審決確定後に、当事者及び参加人以外の者が同一の事実及び同一の証拠に基づいて審判を請求することができるものとする。
- 四 中小企業等に係る特許料の減免について、その要件を緩和し、併せてその期間を延長すること。
- 五 発明の新規性喪失の例外規定を見直し、発明者等の行為に起因して公となった発明について、内外国特許公報等に掲載されたことにより公となったものを除き、同規定の適用を受けることができるものとする。
- 六 外国語書面出願等の翻訳文の提出について、提出期間の徒過に正当な理由があるときは、一定の期間は翻訳文を提出することができるものとする。
- 七 商標権が消滅した日から1年を経過していない他人の商標又はこれに類似する商標の登録を認めないとする規定を廃止すること。
- 八 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 九 その他所要の規定の整備を行うこと。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）（参議院送付）要旨

本案は、技術的制限手段及び事業者が保有する営業秘密の保護を一層強化するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおり

である。

- 一 技術的制限手段を回避する機能を有する装置等の譲渡等に係る措置
 - 1 技術的制限手段を回避する機能以外の機能を併せて有する装置等について、技術的制限手段を回避する用途に用いるために譲渡する行為等を規制対象に追加すること。
 - 2 技術的制限手段を回避する装置等を提供する行為に対して刑事罰を導入すること。
- 二 刑事訴訟手続における営業秘密の適切な保護に係る措置
 - 1 裁判所は、被害者等の申出に応じて、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすること及び営業秘密の内容を特定させることとなる事項につき別の呼称等を用いる決定をすることができること。
 - 2 裁判所は、一定の要件が認められるときは、公判期日外において証人等の尋問に係る手続又は被告人質問を行う手続を行うことができること。
- 三 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案 (内閣提出第51号) 要旨

本案は、エネルギー安定供給、地球温暖化対策及び環境関連産業等の育成のため、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度を導入し、その利用拡大を図るものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一 太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気について、電気事業者に対し、経済産業大臣が定める一定の期間・価格で買い取る義務を課すこと。
- 二 再生可能エネルギー電気の買取費用について、各電気事業者が電力需要家に対して使用電力量に比例した賦課金の支払を請求することを認めるとともに、地域間で賦課金の不均衡が生じないよう費用負担調整機関を設置すること。
- 三 少なくとも3年ごとに、再生可能エネルギーの導入量及び賦課金負担の与える影響等を勘案し、買取価格及び期間を見直すとともに、2020年度を目途に廃止を含めた見直しを行うこと。
- 四 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法を廃止すること。

五 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

一 経済産業大臣は、調達価格等を定めるに当たっては、その所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣及び消費者問題担当大臣と協議等を行い、調達価格等算定委員会の意見を聴き、調達価格等を定めた際は、速やかに当該調達価格等の算定の基礎に用いた数等を国会に報告すること。

二 費用負担調整機関が交付する交付金は、当該機関が徴収する納付金及び石油石炭税の収入額を充てることを含めたエネルギー対策特別会計の負担とすること等、政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てること。

三 経済産業大臣は、電気を大量に使用する事業者を認定し、当該事業者が支払うべき賦課金の額に100分の80を下らない割合を乗じて得た額を減ずること。

四 資源エネルギー庁に、調達価格等算定委員会を置き、同委員会の委員は、両議院の同意を得て、経済産業大臣が任命する等所要の措置を講ずること。

五 この法律は、一部の規定を除き、平成24年7月1日から施行すること。

六 経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から3年間に限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮すること。

七 この法律の施行の日から平成25年3月31日までの間、東日本大震災により著しい被害を受けた電気の使用者に対して、賦課金の支払を免除すること。

八 政府は、この法律の施行後平成33年3月31日までの間に、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の抜本的な見直しを行うこととすること。

九 政府は、エネルギーの安定供給を確保し、再生可能エネルギー電気の使用者の負担を軽減するため、電気事業制度の在り方について、所要の措置を講ずること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について遺漏なきを期すべきである。

一 再生可能エネルギー発電設備については、太陽光にあっては屋根用及び地上用(大規模・小規模)、風力にあっては洋上及び陸上など様々な形態があることに鑑み、エネルギーの種別、設備の規模等の設備の様々な態様に応じた調達価格の設定を行うこと。

二 本法の施行前より既存の設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する

- 者が、本法施行後においても安定的な供給を継続することができるよう、新規参入者との公平性に配慮しつつ、必要な措置を講ずること。
- 三 電気事業者が、第5条第1項各号に基づいて特定供給者との接続を拒んだ場合においては、その理由について十分な説明をしなければならないものとする。
- 四 再生可能エネルギー発電設備については、有害物質により人の健康に係る被害が生ずることのないよう、また、長期間にわたりその安全性等が確保されるよう、品質保証がなされていること、メンテナンス契約が締結されていることその他の厳格な基準を設けること。
- 五 太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備については、これらの耐用年数経過後において大量の廃棄物の発生を防ぐ観点から、設備のリサイクルシステム構築等、早急に必要な措置を講ずること。
- 六 第17条に規定する賦課金に係る特別措置に従い、費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に関しては、本法の施行の状況等を勘案し、電源開発促進税を充てること等についても検討すること。
- 七 賦課金の負担が、中小企業及び低所得者に対して過重なものとならないよう、省エネに係る補助金等を活用する等、必要な措置を講ずること。
- 八 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電への参入促進が図られるよう、再生可能エネルギー発電設備を用いた者の利便性の向上を図るため、土地利用、建築物等に関する規制に係る手続きの簡素化及び対応窓口を一本化する等の措置を講ずるとともに、ADRの制度化を含めた関係者の権利調整のための措置について検討すること。
- 九 住宅用の太陽光発電設備の一層の普及を図るため、更なる支援策を検討すること。
- 十 地域活性化を図る観点から、地域の特性を生かした再生可能エネルギー電気（バイオマス、水力等）の供給が促進されるよう必要な措置を講ずること。
- 十一 国民の再生可能エネルギー発電設備への投資が促進されるよう、市民ファンド等の設立を支援すること。
- 十二 エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するとともに、再生可能エネルギー源を変換して得られる電気の利用に伴う電気の使用者の負担を軽減するため、発送配電の分離、東西周波数の統一、総括原価方式の見直し等の措置も含め、幅広く検討を進めること。

十三 再生可能エネルギー電気の利用の拡大が促進されるよう、スマートグリッドの構築、蓄電池等の省エネ技術の開発及びその普及、高圧大容量直流送電線の整備等に向けて官民の役割分担、協力体制の構築等、必要な措置を講ずるよう努めること。

十四 東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、同震災の発生後この法律の施行前に、電気の供給力の強化に資するよう開始された再生可能エネルギー電気の供給については、適切な配慮を行うものとする。

十五 附則第9条に定める政令については、被災者生活再建支援法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づく支援の考え方を踏まえつつ、東日本大震災による被災者の支援のために適切かつ実施可能な範囲を設定するものとする。

十六 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）要旨

本案は、再生可能エネルギーの普及拡大等に資するよう、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度による賦課金等、外生的及び固定的なコストの変動に起因する料金改定手続を整備する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度導入に伴う賦課金等、外生的及び固定的なコストの変動に起因する電気料金改定について、簡易かつ機動的な手続により行うことができるものとする。

二 特定電気事業者が、送配電ネットワークを經由して再生可能エネルギー電気等の外部電源を調達できるよう、託送制度を整備すること。

三 送配電ネットワークの利用ルールの策定、運用状況の監視及び発電事業者と送配電ネットワーク運用者との紛争解決に係る体制を整備すること。

四 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

鉱業法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第53号）要旨

本案は、国内資源を適正に維持及び管理し、適切な主体による合理的な資源開発を行う制度体系を構築しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 適切な主体による合理的な資源開発が行われるよう、鉱業権の設定等における許可基準に、技術的能力及び経理的基礎を有する者であること並びに鉱業権の設定を受けようとする者が実施する鉱業が公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないこと等を追加すること。
- 二 国民経済上特に重要であり、その安定的な供給の確保が特に必要な鉱物を「特定鉱物」として、現行の先願主義に基づく出願手続を見直し、適正な管理の下で最も適切な主体が鉱業権の設定の許可を受ける手続制度を創設すること。
- 三 鉱物の探査を行う者に対して、事前の許可を求めることとし、国が鉱物の存在状況を把握するため必要があると認めるときは、探査の結果の報告を求めることができる等の措置を講じること。
- 四 石油及び可燃性天然ガス資源開発法を廃止すること。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々厳しさを増し、石油、天然ガスやレアメタルを始めとする金属鉱物の安定供給を確保することがますます重要となっている状況の下、国内資源を適正に管理し、その開発をより適切に推進するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 海洋立国として、我が国の排他的経済水域等に存在している石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等の海洋資源の開発の促進に向けて、国による探査を拡充させるとともに、民間企業と連携しつつ国が率先して開発に取り組むこと。
- 二 創設される鉱物の探査の許可制度の執行に当たっては、我が国の排他的経済水域等における主権的権利が適切に確保されるよう十分な執行体制を構築するとともに、経済産業省、海上保安庁はじめ関係省庁が緊密に連携して適切な対応を図ること。
- 三 東シナ海資源開発については、白樺油ガス田における中国側動向を注視するとともに、中国側に対して、引き続き適切な情報提供及び国際約束締結交渉の早期再開を強く求め、東シナ海における日中間の協力についての合意の速やかな実施に努めること。
- 四 未処理の出願案件については、鉱物の合理的な開発が図られるよう、改正

後の許可基準を適用すること等により、処理の迅速化に最大限努めること。
五 国の機関が鉱物の探査を行う際の経済産業大臣への協議においては、許可の場合と同様に許可の基準を踏まえ適切に実施の可否を判断すること。

外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成23年4月5日閣議決定）に基づき、平成23年4月14日から平成24年4月13日までの間、同法第48条第3項の規定による北朝鮮を仕向地とするすべての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第52条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置並びに同法第25条第6項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

【国土交通委員会】

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、最近における踏切事故の発生状況等に鑑み、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成23年度以降の5箇年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、国土交通大臣が指定した踏切道の改良に関する手続の見直し等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣は、国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成23年度以降の5箇年間において改良することが必要と認められるものについて、指定すること。
- 二 踏切道の改良に係る計画のうち、立体交差化計画、構造改良計画及び歩行者等立体横断施設整備計画（以下「立体交差化計画等」という。）であって鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者が作成するものについて作成及び提出の義務付けを廃止し、任意の作成及び提出とすること。
- 三 立体交差化計画等を作成するときは、一に規定する期間（以下「指定期間」という。）において踏切道を改良することができない特別の事情がある場合に限り、指定期間を経過した後に当該踏切道を改良することをその内容とすることができること。
- 四 鉄道事業者及び道路管理者は、指定期間において指定の際に定められた改良の方法により（立体交差化計画等を提出した場合又は国土交通大臣により立体交差化計画等が作成された場合においては、当該立体交差化計画等に従い）、当該踏切道の改良を実施しなければならないこと。
- 五 この法律は、平成23年4月1日から施行すること。

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 港湾法の一部改正

- 1 港湾の種類について、特定重要港湾を廃止し、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾である国際戦略港湾及び国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾である国際拠点港湾を追加すること。
 - 2 国土交通大臣が行う港湾工事に国際戦略港湾における一定の港湾工事を追加するとともに、国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。
 - 3 国際戦略港湾及び国際拠点港湾において、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社を港湾運営会社として指定し、所要の監督規制を設けること。
 - 4 国土交通大臣及び港湾管理者は、港湾運営会社に対して、行政財産である港湾施設を貸し付けることができること。
 - 5 地方公共団体等以外の者は、港湾運営会社の株式について、保有基準割合（原則として総株主の議決権の100分の20）以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならないこと。
- 二 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部改正
- 港湾管理者による指定会社の株式の保有義務を廃止し、地方公共団体等以外の者は、指定会社の株式について、保有基準割合以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならないこと。
- 三 施行期日
- この法律は、一部の規定を除き平成23年4月1日から施行すること。
- （附帯決議）**
- 政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。
- 一 東北地方太平洋沖地震の被害が港湾において甚大であることに鑑み、被災した港湾施設の早期復旧を図るとともに、緊急支援物資及び復旧復興資機材等の輸送体制を早期に確保し被災者への支援に万全を期すこと。
 - 二 東北地方太平洋沖地震による被害に関し、特に津波による被害の発生実態を調査・分析し、今後の防災のための措置に万全を期すこと。
 - 三 今回の大震災に鑑み、災害時における港湾運営会社に対する国の指導を徹底するとともに、港湾運営会社は重要な社会基盤である港湾の運営主体であ

ることを十分自覚し、国家に貢献するという観点でその対応に万全を期すこと。

四 港湾の国際競争力の強化が我が国の産業活動及び国民生活を支える重要な課題であることに鑑み、国際戦略港湾に関する施策については、これを国家戦略として効率的かつ集中的に実施すること。

五 港湾が地域経済の活性化や産業再生などの重要な役割を担っていることに鑑み、国際戦略港湾以外の港湾についても、引き続きその機能強化に努めること。

六 港湾の効率的な運営を確立するため、港湾運営会社の設立に当たっては民の視点が十分確保されるよう、適切な指導を行うこと。また、港湾運営会社が埠頭群の運営を行うに当たり、港湾の一元的な運営を円滑に遂行できるよう、適切な指導を行うこと。

七 港湾運営会社が公共財である港湾の一元的な運営主体となることに鑑み、特に公共性の確保について必要な措置を講じること。

八 港湾運営会社に対する指導に当たっては、港湾管理者と港湾運営会社との連携が十分に図られるよう努めること。

九 港湾運営会社の設立が港湾の秩序の確立に混乱を生じさせないように港湾運営会社の指導に努めるとともに、港湾労働者の良好な労働環境の整備が図られるよう努めること。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、官民の連携を通じて、都市の国際競争力及び魅力を高め、都市の再生を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、都市開発事業の一層の促進を図るための新たな金融支援制度の創設、都市の再生に貢献する工作物に係る道路占用許可基準の特例制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を、特定都市再生緊急整備地域（以下「特定地域」という。）として政令で定めること。

二 都市再生緊急整備協議会は、特定地域における都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業等に関する計画を作成することができることとし、当該計画に都市開発事業等の実施主体として記載された者は、これに

従い、事業を実施しなければならないこと。

三 国土交通大臣は、特定地域内における民間都市再生事業計画の認定について、45日以内において速やかに、処分を行わなければならないこと。

四 特定地域内の都市再生特別地区において建築物等の敷地として併せて利用すべきと位置付けられた都市計画施設である道路の区域の上空等について、建築物等を建築できること。

五 国土交通大臣の認定に係る都市再生事業及び都市再生整備事業の施行に要する費用の一部について、資金の貸付けによる支援を行うことができることとし、政府は、貸付け等に要する資金の財源に充てるための借入金又は債券に係る債務について、保証契約をすることができること。

六 都市再生整備推進法人は、市町村に対し、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができることとし、市町村は、作成又は変更する必要があると認めるときは、その案を作成しなければならないこと。

七 道路法の特例として、都市再生整備計画区域内において、都市の再生に貢献する一定の施設等に係る道路占用許可について、無余地性の基準の適用を除外すること。

八 都市再生整備計画に定められた区域内の土地所有者等又は都市再生整備推進法人は、都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の一体的な整備又は管理に関する協定を締結し市町村長の認定を申請することができることとし、民間都市開発推進機構は認定のあった協定に関し必要な支援を行うことができること。

九 民間都市再生事業計画の認定の申請期限を、平成29年3月31日までとすること。

十 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災により被災した市街地の復旧・復興のための支援制度の検討を早急に進め、一刻も早く復旧・復興に向けた措置が講じられることとなるよう、対応に万全を期すこと。

二 東日本大震災において、都市が広範囲にわたり甚大な被害を受けたことに

鑑み、防災のための施設と都市の安全性との関係について調査・分析し、安全なまちづくりに万全を期すこと。

三 東日本大震災により被災した市街地の復旧・復興に当たっては、関係地方公共団体の意向を十分に踏まえて、都市再生整備計画に基づく各種制度など都市の再生に関する施策を有効に活用すること。

四 東日本大震災の被災地域以外も含め、地方都市について、その再生が緊急の課題となっていることに鑑み、社会資本の整備や民間都市開発事業の立ち上げを積極的に支援するほか、道路占用許可の特例、都市利便増進協定制度などまちのにぎわい・交流空間の創出のための新たな仕組みが活用されるよう積極的に支援するなど、都市の魅力の向上を促進すること。

五 特定非営利活動法人、まちづくり会社等の民間主体によるまちづくりへの参画がより一層促進されるよう、都市再生整備計画の作成に関する提案権などまちづくりに関する各種制度の関係者への周知徹底を図り、その普及促進に努めること。

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、高齢者の居住の安定を確保するため、加齢に伴う高齢者の身体機能の低下の状況に対応した構造等を有する賃貸住宅等において、心身の状況の確認、生活相談等のサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正

1 高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームに高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業を行う者は、建築物ごとに都道府県知事の登録を受けることができること。

2 都道府県知事は、登録の申請が、規模・構造・設備、サービス、契約内容等に関する一定の基準に適合していると認めるときは、その登録をしなければならないこと。

3 登録を受けた事業者に対し、誇大広告の禁止、登録事項の公示、契約締結前の書面の交付及び説明等を義務付けること。

4 登録を受けた場合には、老人福祉法に規定する有料老人ホームに係る届

出義務を適用除外すること。

5 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定制度及び高齢者居住支援センターの指定制度を廃止すること。

二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正

公的賃貸住宅等の定義について、高齢者向け優良賃貸住宅を、登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅に改めること。

三 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正

独立行政法人住宅金融支援機構は、サービス付き高齢者向け住宅（賃貸住宅に限る。）にするための既存住宅の購入に必要な資金の貸付けができること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災の被災者に対し、応急仮設住宅を早急に整備するとともに、高齢者が多いなどの地域の実情を踏まえ、被災者の住まいの確保について、万全を期すこと。

二 東日本大震災の復興に当たっては、生活支援施設、福祉・医療施設、公営住宅、サービス付き高齢者向け住宅を一体的に地域の福祉拠点として整備するなど、高齢者が住みやすい地域をつくる取組を、国として総合的かつ具体的に支援していくこと。

三 高齢者の住生活の安定を図るためには、住宅施策と福祉・保健医療施策との連携が重要であり、制度を運用する地方公共団体の関係部局が実効的に連携できるよう、情報提供、助言等の支援を積極的に行うこと。

四 高齢者のニーズに対応したサービス付き高齢者向け住宅の供給が的確に行われるよう、社会福祉法人や医療法人等、様々な事業主体の参画を促すこととし、必要な情報提供、助言等の支援を行うこと。

五 サービス付き高齢者向け住宅の整備に当たっては、低所得の高齢者も利用可能となるよう、既存住宅の改修や公有地を活用した供給が促進されるよう努めること。

六 高齢者のための住まいの確保に当たっては、若年層、子育て世帯等を含む多世代の居住者による地域コミュニティが形成されるよう、総合的な取組を推進すること。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）要旨

本案は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の経営基盤の強化、我が国の鉄道事業の活性化等の必要性並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の業務の実施状況に鑑み、機構による旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する支援措置に関する規定を整備するとともに、機構の建設勘定において経理を行う業務の一部に要する費用に充てるため機構の特例業務勘定から建設勘定に繰入れを行うことができることとする等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構は、ＪＲ北海道及びＪＲ四国の経営の安定を図るため、これらの会社が引き受けるべきものとして特別債券を発行するとともに、その引受けに要する資金に充てるため、これらの会社に対し、無利子貸付けを行うことができること。
- 二 機構は、ＪＲ北海道、ＪＲ四国、ＪＲ九州及びＪＲ貨物の設備投資に必要な資金に充てるため、これらの会社に対し、無利子貸付け又は助成金の交付を行うことができること。
- 三 機構は、整備新幹線の着実な整備を進めるため、北陸新幹線高崎・長野間の建設のための過去の借入れに係る債務の償還及び利子の支払に必要な金額を、特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができること。
- 四 機構は、並行在来線を支援するため、貨物調整金の交付に必要な金額を、特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができること。
- 五 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 東日本大震災の被害が鉄道においても甚大であることに鑑み、被災した鉄道施設の早期復旧を図り、一刻も早く被災地域が復興するよう、対応に万全

を期すこと。

- 二 全国の鉄道ネットワークが我が国の経済活動及び国民生活を支える重要な役割を担っていることに鑑み、その一層の機能強化を図るべく、総合的な交通体系の中における鉄道の将来ビジョンを明確にすること。
- 三 地域住民の足を守り、環境等に配慮した交通体系を推進するため、ＪＲ北海道、ＪＲ四国及びＪＲ九州並びにＪＲ貨物の経営が中長期的に安定するよう、本法に基づく支援措置を着実に実施し、経営自立の達成に万全を期すこと。
- 四 今般の東日本大震災においても、改めて災害時における交通機能の重要性が確認されたところであり、我が国の交通体系にあって基幹的な高速輸送体系を形成する整備新幹線については、災害に強い国づくりへの貢献という観点から、巨大リスクに備える多重系の輸送体系を確立する必要性も踏まえつつ、引き続きその着実な整備を推進することが必要である。また、被災地域の真の復興にとって日本経済の再生が不可欠であり、それを支える地域の振興、地域経済の活性化を図るためにも、その着実な整備を一層推進するべきである。これらの観点を踏まえ、整備新幹線の未着工区間の工事実施計画の認可に向けて、精力的に検討を進めできる限り早期に結論を得ること。
- 五 九州新幹線長崎ルート of 整備に関わる佐世保線肥前山口・武雄温泉間の複線化等改良について、その推進に向けて適切に対処すること。
- 六 並行在来線については、地域の足としての重要性、我が国物流の大動脈としての役割、新幹線鉄道ネットワークの補完・充実に資する機能等に鑑み、引き続き、沿線自治体等と協力しつつ、その維持及び経営の安定化に十分配慮すること。

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案（内閣提出第47号）（参議院送付）要旨

本案は、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに関西における航空輸送需要の拡大を図るため、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再

生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とすること。

二 国土交通大臣は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針を定めるものとし、当該基本方針を定めようとするときは、七の協議会の意見を聴くものとする。

三 両空港の設置及び管理を一体的かつ効率的に行うこと等を目的とする新関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）を設立し、政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないこと。

四 会社は、その目的を達成するため、次の事業等を営むこと。

1 両空港及び両空港航空保安施設の設置及び管理

2 両空港の機能を確保するために必要な航空旅客取扱施設等及び両空港を利用する者の利便に資するために敷地内に建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理

3 大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

五 関西国際空港の空港用地の保有及び管理は、国土交通大臣が指定する株式会社（指定会社）が行い、指定会社は当該空港用地を会社に貸し付けること。また、その貸付料等について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならないこと。

六 会社が民間資金法の規定により特定空港運営事業を選定する場合には、当該事業は、公共施設等運営権を設定することにより実施されるものでなければならないこと。

七 会社は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の円滑な実施を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 今般の震災時において関西国際空港及び大阪国際空港が首都圏空港に代わ

る機能を発揮することができたことに鑑み、民間会社である新関西国際空港株式会社及び空港運営権者に対して、将来の災害時においても両空港が十分な危機対処機能を発揮できるよう必要な指導・支援を行うこと。

二 関西国際空港については、4,000m級の複数滑走路を有し、完全24時間の運用が可能であるという優位性を十分に活かし、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化するよう努めること。アクセス機能の改善・強化、利便性の高いダイヤ設定など利用者の利便の向上に努めること。

三 両空港における公共施設等運営権の設定を速やかに適切な条件で行うとともに、それまでの間においても政府補給金などの支援措置を講じることにより、関西国際空港の長期債務の早期の返済を図ること。

四 空港運営権者については、我が国の国益にも十分配慮しつつ、両空港を責任をもって運営することにより関西国際空港の国際拠点空港としての再生・強化、関西における航空旅客需要の拡大を実現することのできる者を選定すること。

五 大阪国際空港については、従来の経緯を踏まえ、安全・環境対策が適正に実施されるよう万全を期すこと。また、その運用については、関西国際空港の国際拠点空港としての再生・強化、関西における航空旅客需要の拡大を図る観点から、適切かつ有効に活用が図られるよう努めること。

航空法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）（参議院送付）要旨

本案は、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 航空従事者技能証明の資格として、新たに准定期運送用操縦士の資格を設け、その業務範囲を、航空機に乗り組んで、機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために2人を要する航空機の操縦を行うこと等とすること。

二 操縦技能証明を有する者は、飛行前の一定期間内に、特定操縦技能（航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であってその維持について確認することが特に必要であるもの）を有するかどうかについて、国土交通大臣の認定を受けた操縦技能審査員の審査を受け、これに合格していなければ、航空機の操縦等を行ってはならないこと。

三 航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受ける者が有する航空従事者技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とすること。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 航空輸送において安全の確保が最も重要であることから、今後とも国際民間航空条約附属書の改正等に適確に対応するとともに、国際情勢や経済状況等も踏まえ、安全対策を推進し、更なる航空の安全性の向上に努めること。

二 航空機の操縦士が航空輸送の安全を最終的に確保する上で重要な役割を有していることを踏まえ、航空運送事業者が引き続き安全の確保に努めるとともに、准定期運送用操縦士の能力について現行操縦士資格と同等以上の水準を確保するよう、航空運送事業者に対し指導及び監督を行うこと。

三 准定期運送用操縦士の訓練及び准定期運送用操縦士による運航を開始しようとする航空運送事業者に対して、訓練計画の作成と訓練の実施に当たり、国際民間航空条約附属書に基づく航空の安全性を満たす適切な技能レベルが確立できるものとするよう指導及び監督を行うこと。また、安全性向上に資するため、訓練計画については、不断に検証・評価を行い、必要に応じて見直しを行うよう指導すること。

四 准定期運送用操縦士の制度が2006年に国際民間航空条約附属書の改正により国際的に導入された新しい制度であることに鑑み、技能水準の達成状況や訓練の実効性を確認するため、同制度の運用状況を適切に監視する仕組みについて検討すること。

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案（内閣提出第61号）要旨

本案は、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体（以下「被災地方公共団体」という。）における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情に鑑み、国又は県が被災地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業及びこれに関連する事業（以下「災害復旧事業等」とい

う。)に係る工事を施行するための措置について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国又は県は、被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、当該被災地方公共団体に代わって自ら漁港、砂防、港湾、道路、海岸、地すべり防止、下水道、河川及び急傾斜地崩壊防止の災害復旧事業等に係る工事を施行することができること。
- 二 国又は県が被災地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行する場合においては、当該被災地方公共団体に代わってその権限を行うこと。
- 三 国又は県が被災地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行する場合における国又は県及び被災地方公共団体の費用負担について定めること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案（内閣提出第62号）要旨

本案は、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、特定行政庁が建築物の建築を制限し、又は禁止することを可能とする特例措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定行政庁は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により市街地が甚大な被害を受けた場合において、都市計画等のため必要があり、かつ、市街地の健全な復興を図るためやむを得ないと認めるときは、建築基準法第84条の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法第5条第1項各号に掲げる要件に該当する区域を指定して、平成23年9月11日までの間、期間を限り、建築物の建築を制限し、又は禁止することができること。
- 二 特定行政庁は、特に必要があると認めるときは、更に2月を超えない範囲内において一の期間を延長することができること。
- 三 一の建築制限又は禁止は、区域の指定の際現に当該区域内において建築の工事中の建築物に対しては、適用しないこと。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。

**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、
特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）要旨**

本件は、平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定等により変更された同年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成23年4月5日に入港禁止の期間を平成24年4月13日まで1年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

【環境委員会】

環境影響評価法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第55号） （参議院送付）要旨

本案は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法対象事業に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項第4号の政令で定める給付金のうち政令で定めるものの交付の対象となる事業を追加すること。
- 二 第一種事業を実施しようとする者は、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）手続の実施前に、事業計画の立案段階における環境影響評価を実施し、その結果を記した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表等しなければならないものとする。
- 三 事業者は、方法書を作成したときは、方法書及び方法書を要約した書類を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及び環境影響評価書においてもこれと同様とすること。
- 四 方法書に係る関係地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られるものである場合において、当該市の長は、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を述べるものとし、この場合において、都道府県知事は、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を述べることができるものとする。準備書においてもこれと同様とすること。
- 五 主務大臣は、事業者の申出に応じて環境影響評価の項目等の選定について技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かななければならないものとする。
- 六 事業者は、事業着手後の環境保全措置の状況等に関し、環境の保全のための措置等に係る報告書（以下「報告書」という。）を作成し、公表及び許認可等権者への送付を行わなければならないものとする。
- 七 環境大臣は、必要に応じ、許認可等権者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を述べるものとし、許認可等権者は、必要に応じ、事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 改正法の実施例を検証した上で、東日本大震災の被害状況もかんがみ、環境基本法の見直しも含め、より上位の施策の策定又は変更の立案の段階における戦略的環境影響評価の制度化に向けた検討を行うこと。
- 二 配慮書の案又は配慮書に関する意見聴取については、その重要性にかんがみ、積極的な実施が図られるよう、事業者の指導に努めること。
- 三 免許等を行う者等は、審査等を行うに際しては、環境大臣の意見を反映させるよう努めるとともに、その反映結果を公表すること。
- 四 環境大臣が環境影響評価法に基づく意見を述べようとするときは、あらかじめ、専門家の意見を聴いて可能な限り大臣意見に反映させるよう留意すること。
- 五 改正法の実施例を検証した上で、事業実施後の環境の状況等の把握のための調査その他の環境影響評価に係る検証が行われ、その成果が地方公共団体、事業者、住民等に提供されること等によりその後に行われる環境影響評価等に活用される仕組みについて検討を行うこと。
- 六 配慮書に関する基本的事項及び主務省令を策定するに当たっては、我が国における事業の特性及び事業計画の決定プロセスの特性等を踏まえ、事業の種類及び特性等に応じた柔軟な制度となるよう十分配慮すること。
- 七 環境負荷の低減に資する更新のための事業については、環境影響評価に要する期間の短縮等、環境影響評価手続の迅速化を検討すること。
- 八 改正法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、改正法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導すること。
- 九 法手続における地方公共団体の関与の在り方については、改正法の実施例を検証した上で、地方自治の在り方についての議論等も注視しながら、全国の地方公共団体、事業者等様々な主体の意見を十分に勘案しつつ、更に検討すること。
- 十 環境影響評価法の立法趣旨を尊重しつつ、東日本大震災からの早期の復旧を図るため、公共施設、ライフライン等社会基盤の復旧事業については、同

法の適切な運用に努めること。また、同法の適用除外となる事業においても、環境に対する影響を最小化するために、適切な措置を講じること。

十一 環境影響評価制度全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討条項に規定する検討時期を待つことなく、不断に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）（参議院送付）要旨

本案は、有害物質による地下水汚染の防止を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 有害物質を貯蔵する施設の設置者等に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出を義務付けるものとする。
- 二 有害物質を貯蔵する施設の設置者等は、有害物質による地下水の汚染の更なる未然防止を図るため、構造等について基準を遵守しなければならないものとする。
- 三 都道府県知事は、有害物質を貯蔵する施設等の届出があった場合において、その届出に係る施設等が二の基準に適合しないと認めるときは、その届出に係る施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は届出に係る施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができるものとする。
- 四 都道府県知事は、有害物質を貯蔵する施設の設置者等が、二の基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造等の改善、施設の使用の一時停止を命ずることができるものとする。
- 五 この法律の施行の際現に有害物質を貯蔵する施設等を設置している者については、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、二、三及び四の規定は適用しないものとする。
- 六 有害物質を貯蔵する施設の設置者等は、当該施設の構造等について、定期的に基準の適合状況等を点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとする。
- 七 四の規定による命令及び六の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対し所要の罰則を適用するものとする。
- 八 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による影響が広範囲に及んでいる現実を直視し、放射性物質による環境汚染については、環境の保全を図るべき環境省が、国民の負託に応える行政を法に基づき遂行できるよう、現行水質汚濁防止法第23条を含む関連環境法令における放射性物質に係る適用除外規定等の見直しを含め、その体制の在り方について総合的に検討を加えること。
- 二 放射性物質に係る環境モニタリングに関しては、原子力発電所周辺住民を始めとする国民及び諸外国の信頼を確保するためにも、水、大気、土壌、生態系などの総合的なモニタリングとその結果の評価及び情報公開について、責任及び権限を明確にした制度設計を行うとともに、広範囲で長期間にわたるモニタリングに対応するため、関連する知見の集積や人員確保などの体制整備に努めること。
- 三 放射性物質に係る環境モニタリングにより得られた結果を基に、原子力発電所周辺地域はもとより、それ以外の地域の住民においても健康被害が生じないように、関係省庁は密接に連携して対応すること。特に放射性物質による子どもへの健康被害については、その感受性の高さにかんがみ、関係省庁はそれぞれの責任を明確にして対応に当たること。
- 四 原子力発電所の敷地外にある放射性物質に汚染されたがれきや土壌などについては、地下水を含む周辺環境への汚染が拡大しないよう、関係省庁が連携して早急に処理方法を検討し、適切な保管、管理及び処理を行う制度を早急に構築するなど、一般環境中の放射性物質による人の健康被害や生態系に係る被害を防止するために最大限努力すること。
- 五 有害物質使用特定施設等の構造等に関する基準については、地下水汚染の未然防止対策が確実に行われるよう、事業者の取組状況も踏まえ、的確かつ速やかに策定すること。また、中小の事業者に過度の負担とならないものとする。さらに、基準の遵守を徹底するため、事業者への周知や地方公共団体職員に対する研修の実施等、施行に向けた体制整備の強化を図ること。
- 六 施設以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所、指定物質に係る指定施設等についても、ガイドラインの策定等により地下水汚染の未然防止対策の推進を図ること。また、本法の適用対象ではないガソリン等の貯蔵施設が原因と

なって地下水汚染が発生した場合にも効果的な対応が行われるよう、地方公共団体に対する指導に努めること。

七 地域住民の安全・安心を確保するため、日頃からのリスクコミュニケーションの推進に加え、地下水汚染が発生した場合の速やかな情報公開の重要性について事業者の理解が促進されるよう努めること。また、リスク管理の観点から、排出段階における濃度規制のみでなく、有害物質の代替化や低減により環境中に排出される有害物質の総量を減らしていく取組を促進すること。

八 公共用水域の水質を保全する汚水処理システムについては、地方行財政改革の中、より一層の経済合理性が求められることにかんがみ、市町村設置型浄化槽や浄化槽汚泥濃縮車の積極的導入など、地域のニーズに合致した浄化槽の導入・普及拡大を検討し、効率的なシステムを構築すること。

九 公共用水域の水質を保全するため、赤潮の原因となるシャットネラ等の有害プランクトンの特性や、それらによる赤潮の発生メカニズムの解明等に関する調査研究を早急に進め、その成果を踏まえて効果的な赤潮防除のための措置を講ずること。

十 水質汚濁防止法全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討条項に規定する検討時期を待つことなく、不断に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第9号）要旨

本案は、自然との共生の哲学を生かし、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育を一層充実させること並びに環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に当たり、各主体間の協働取組を推進することが重要であることに鑑み、環境の保全のための国民の取組を促すため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改めるものとする。
- 二 各主体間の協働取組を推進するため、法の目的等に協働取組の推進を明記するとともに、具体的な措置として、国民、民間団体等による環境教育等に関する政策形成への参加や政策提言、公共サービスへの民間団体の参入機会の増大への配慮、各主体の役割分担を定めた協定の締結を促進する仕組みの

整備等を図るものとする。

- 三 学校教育等における環境教育の充実を図るため、学校施設の整備などでの環境配慮の促進に係る規定を追加するとともに、学校教育において体系的な環境教育が行われることを目指し、教育職員の研修内容の充実、参考となる資料等の情報の提供、教材の開発等の措置を講ずるものとする。
- 四 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体等を支援するための環境教育等支援団体の指定、自然体験活動の場その他の環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場の認定等の新たな仕組みを導入するものとする。
- 五 この法律は、一部を除き、平成23年10月1日から施行すること。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案（環境委員長提出、衆法第29号）要旨

本案は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質（事故由来放射性物質）による環境汚染が生じていることに鑑み、同放射性物質による環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。
- 二 環境大臣は、事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関する施策を適正に策定・実施するため、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。
- 三 環境大臣は、特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがある廃棄物が存する地域を汚染廃棄物対策地域として指定できるものとし、その指定をしたときは対策地域内廃棄物処理計画を定め、国は、同計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分（以下「処理」という。）をしなければならないものとする。
- 四 一定の水道事業者、下水道管理者等は、汚泥、焼却灰等の事故由来放射性物質による汚染状況を調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならないものとし、同大臣は、汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認

めるときは、特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。また、国は、指定した廃棄物の処理をしなければならないものとする。

五 環境大臣は、国が除染等を実施する必要がある地域を除染特別地域として指定でき、その指定をしたときは特別地域内除染実施計画を定め、国は、同計画に従って、除染等を行わなければならないものとする。同大臣は、汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められる等の地域を汚染状況重点調査地域として指定するものとする。また、都道府県知事等は、同重点調査地域内であって汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認める区域に係る除染実施計画を定め、同計画で定められた除染実施者は除染等を行わなければならないものとする。なお、国は、都道府県知事等から要請があり、必要があると認められるときは、当該都道府県等に代わって、自ら除染等を行うものとする。

六 国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を講ずるものとする。また、この法律に基づき講ぜられる措置は、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第30号）要旨

本案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して石綿による健康被害の救済に関する法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に死亡した者の遺族の特別遺族弔慰金等の請求期限を、施行日から16年を経過したときとするものとする。

二 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関し第4条第1項の認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者（以下「未申請死亡者」という。）の遺族の特別遺族弔慰金等の請求期限を、当該未申請死亡者の死亡時から15年を経過したときとするものとする。

- 三 厚生労働大臣は、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病等にかかり、これにより施行日から10年を経過する日の前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給するものとする。
- 四 特別遺族給付金の請求期限を、施行日から16年を経過したときとするものとする。
- 五 この法律は、公布の日から施行すること。

【安全保障委員会】

**防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案
(第174回国会閣法第27号)(参議院送付)要旨**

本案は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に当たって特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業として、現行の公共用の施設の整備に加えて、その他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を規定すること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

【予算委員会】

平成23年度一般会計予算

本予算は、今後需要が拡大していく分野を中心に、雇用を増やし、経済成長の要としていくための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにするとともに、持続的な成長の基盤を築くため編成されたものである。

歳出のうち、基礎的財政収支対象経費の規模は、前年度当初予算に対して0.1%減の70兆8,625億円であり、また、歳入のうち、公債の発行額は、前年度当初予算を50億円下回る44兆2,980億円で、公債依存度は47.9%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 租税及印紙収入

40,927,000 百万円

法人実効税率や中小法人の軽減税率の引下げ、雇用促進税制・環境関連投資促進税制の創設、所得税の各種控除の見直し、相続税・贈与税の見直し、地球温暖化対策のための税の導入、市民公益税制の拡充、納税環境の整備など、所要の措置を講ずることとしている。

2 官業益金及官業収入

15,721 百万円

3 政府資産整理収入

297,039 百万円

4 雑収入

6,873,853 百万円

5 公債金

44,298,000 百万円

(1) 公債金

6,090,000 百万円

(2) 特例公債金

38,208,000 百万円

計

92,411,613 百万円

歳出

1 社会保障関係費

28,707,866 百万円

(1) 年金医療介護保険給付費

21,036,598 百万円

(2) 生活保護費

2,606,511 百万円

(3) 社会福祉費

4,419,401 百万円

(4) 保健衛生対策費

390,478 百万円

(5) 雇用労災対策費

254,879 百万円

子ども手当の支給額の上積み（0歳から3歳未満までの子どもについて、月額1万3,000円から2万円に引き上げ）、求職者支援制度の創設といっ

たマニフェスト主要事項について、予算の見直し等により財源を確保して実現を図るとともに、「元気な日本復活特別枠」も活用し、成長や雇用を促進し、社会保障の各分野の重要課題に対応するため、ライフ・イノベーションプロジェクト、不妊治療、新卒者の就職支援などの施策を拡充することとした結果、前年度当初予算額に対して1兆4,393億円増となっている。

2	文教及び科学振興費	5,509,995 百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	1,566,649 百万円
(2)	科学技術振興費	1,335,165 百万円
(3)	文教施設費	91,696 百万円
(4)	教育振興助成費	2,376,638 百万円
(5)	育英事業費	139,847 百万円

基礎学力の向上等を目指して、教育環境を整備し、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、高等教育の振興を図ることとし、科学技術においては、科学技術の発展の基盤となる基礎研究や、最先端の研究開発に対する支援等に重点化を図ることとしている。

3	国債費	21,549,100 百万円
4	恩給関係費	643,400 百万円
(1)	文官等恩給費	20,303 百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	590,478 百万円
(3)	恩給支給事務費	1,899 百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	30,721 百万円
5	地方交付税交付金	16,396,858 百万円

所得税、酒税、法人税、消費税及びたばこ税の収入見込額の一定割合に相当する額10兆6,101億円から、平成19年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）に基づき平成23年度分の交付税の総額から減額することとされている額999億円を控除し、特例加算額等5兆8,866億円を加えた額を計上している。

6	地方特例交付金	387,652 百万円
---	---------	-------------

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成11年法律第17号）に基づき、子ども手当に要する費用の一部を補てんするとともに、児童手当に要する費用についての財源の不均衡を調整するための措置、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額及び自動車取

得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を補てんする措置として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方特例交付金を地方公共団体に交付するために必要な経費である。

7 防衛関係費 4,775,208 百万円

「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成22年12月17日閣議決定）、「中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）」（平成22年12月17日閣議決定）等を踏まえ、即応性、機動性等を重視した動的防衛力の整備を図るとともに、コスト縮減への取組など経費の合理化・効率化を行うこととしている。

8 公共事業関係費 4,974,338 百万円

- (1) 治山治水対策事業費 655,879 百万円
- (2) 道路整備事業費 986,238 百万円
- (3) 港湾空港鉄道等整備事業費 337,213 百万円
- (4) 住宅都市環境整備事業費 477,130 百万円
- (5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費 154,213 百万円
- (6) 農林水産基盤整備事業費 435,264 百万円
- (7) 社会資本総合整備事業費 1,753,870 百万円
- (8) 推進費等 101,832 百万円
- (9) 災害復旧等事業費 72,699 百万円

大規模公共事業の抜本的な見直しを引き続き進めるとともに、更なる選択と集中やコスト縮減の徹底を通じた合理化・効率化を図りつつ、「新成長戦略」の実現や国民生活の安定・安全の確保のため、真に必要な社会資本整備等に重点的に予算を配分することとしている。

なお、地域自主戦略交付金等の創設に伴い、公共事業関係費から、5,056億円を移行することとしており、移行分を含めると、公共事業関係費は2,932億円減の5兆4,799億円となる。

9 経済協力費 529,780 百万円

ODA事業量の確保に配慮しつつ、事業の見直しを行い、コスト削減の徹底や予算の縮減・重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10 中小企業対策費 196,897 百万円

中小企業の海外展開支援、研究開発支援、資金調達の円滑化に必要な経費等について資金の重点的な配分を図ることとする一方、事業の執行状況等を踏まえた既存事業の見直し等により支出の抑制を図ることとしている。

11 エネルギー対策費	855,885 百万円
地球温暖化対策の中心的な役割を果たす新エネルギーの開発・利用の促進や省エネルギー対策、二酸化炭素排出抑制対策等といった低炭素社会の実現に重点的に取り組むとともに、エネルギーの安定供給の確保や原子力の平和利用の促進等についても取り組むなど、中長期的な観点に立った総合的なエネルギー政策を着実に推進することとしている。	
12 食料安定供給関係費	1,158,662 百万円
我が国の食料供給力の維持・強化を図るため農業者戸別所得補償制度の対象品目を米から畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）に拡大する等の措置を講じることとしている。	
13 その他の事項経費	5,565,973 百万円
14 経済危機対応・地域活性化予備費	810,000 百万円
地域経済の活性化、雇用機会の創出、国民生活の安定に関わる経費に係る予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。	
15 予備費	350,000 百万円
計	92,411,613 百万円

平成23年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等17特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、384兆8,851億1,800万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、182兆2,130億7,000万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
(1) 交付税及び譲与税配付金勘定	54,184,139	52,979,547
(2) 交通安全対策特別交付金勘定	79,629	73,980

交付税及び譲与税配付金勘定においては、歳入では、一般会計から16兆3,968億5,800万円を受け入れるほか、財政融資資金及び民間から33兆

5,172億9,500万円を借り入れ、歳出では、地方交付税交付金として16兆3,607億5,800万円、国債整理基金特別会計への繰入として34兆533億9,500万円を計上している。

2 国債整理基金特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
206,393,960	194,393,960

平成23年度においては、一般会計から21兆5,491億円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から61兆581億3,200万円をそれぞれ受け入れるほか、租税1,262億円、公債金103兆2,962億5,000万円、東京地下鉄株式会社の株式の売払収入1,115億8,400万円、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の配当金収入274億6,400万円、運用収入1,293億8,500万円、雑収入958億4,400万円並びに前年度剰余金として「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)第47条の規定により平成22年度において発行予定の公債に係る公債金収入20兆円をそれぞれ受け入れることとしている。

3 外国為替資金特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
2,388,892	1,604,894

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をするのできる限度額を、平成22年度の実績見込等を勘案して150兆円としている。また、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定により、平成22年度の剰余金の全額2兆7,022億9,500万円を平成23年度の一般会計に繰り入れるほか、「平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」の規定により、この会計から2,308億5,900万円を平成23年度の一般会計に繰り入れることとしている。

4 財政投融资特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 財政融資資金勘定	39,322,181	38,580,614
(2) 投資勘定	461,715	461,715
(3) 特定国有財産整備勘定	115,027	46,823

財政融資資金勘定においては、「平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」の規定により、積立金の全額1兆588億円を一般会計に繰り入れることとしている。

5 労働保険特別会計

	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 労災勘定	1,158,334	1,117,832
(2) 雇用勘定	3,139,089	3,139,089
(3) 徴収勘定	3,317,417	3,317,417

労災勘定においては、保険給付費について、平成22年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

雇用勘定においては、就職支援事業について、雇用保険を受給できないもの（雇用保険の受給が終了してしまった者など）に対し、無料の職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付（月額10万円）等に要する費用として、事務費を除き627億8,400万円（うち一般会計からの繰入172億6,600万円）を計上している。

6 年金特別会計

	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 基礎年金勘定	22,190,031	22,190,031
(2) 国民年金勘定	4,767,802	4,767,802
(3) 厚生年金勘定	41,164,431	41,164,431
(4) 福祉年金勘定	9,899	9,899
(5) 健康勘定	8,804,285	8,804,285
(6) 児童手当及び子ども手当勘定	2,210,750	2,210,750
(7) 業務勘定	452,188	452,188

国民年金勘定においては、歳出では、旧法国民年金の受給者数の減等による給付費の減少、基礎年金勘定への繰入額等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、1兆8,676億7,000万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定においては、歳出では、年金受給者の増等による給付費の増加等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、8兆5,058億7,000万円を一般会計から受け入れることとしている。

健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、83億3,400万円を受け入れることとしている。

児童手当及び子ども手当勘定においては、歳出では、子ども手当について、3歳未満の子ども1人につき月額2万円を、3歳以上中学校修了までの子ども

も1人につき月額1万3,000円を支給することとしている。また、放課後子どもプラン及び家庭的保育事業（保育ママ）等の拡充を行い、仕事と家庭の両立支援を充実するなど、児童育成事業の推進を図ることとしている。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、1兆9,598億4,000万円を受け入れることとしている。

7 食料安定供給特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 農業経営基盤強化勘定	28,261	17,189
(2) 農業経営安定勘定	272,906	272,906
(3) 米管理勘定	585,534	585,534
(4) 麦管理勘定	563,535	563,535
(5) 業務勘定	6,129	6,129
(6) 調整勘定	1,272,202	1,256,833
(7) 国営土地改良事業勘定	57,967	57,967

米管理勘定においては、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米の買入れ及び売渡し等に必要な経費を計上している。また、買入及び売渡価格は最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上している。

調整勘定においては、歳入として、農業経営安定勘定、米管理勘定等における所要の経費の財源に充てるため一般会計から1,807億1,500万円を受け入れるほか、米・麦の買入代金の財源に充てるため食糧証券収入5,783億1,000万円を計上しており、歳出として、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定及び麦管理勘定への繰入れに必要な経費等を計上している。なお、行政刷新会議における事業仕分けの結果等を踏まえ、米管理勘定及び麦管理勘定に係る一般会計からの繰入額850億円を計上している。

8 社会資本整備事業特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 治水勘定	787,024	787,024
(2) 道路整備勘定	1,837,240	1,837,240
(3) 港湾勘定	224,971	224,971
(4) 空港整備勘定	328,460	328,460
(5) 業務勘定	247,747	247,747

道路整備勘定においては、歳入では、一般会計からの受入れ、国債整理基金特別会計からの受入れのほか、直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を

受け入れることとしている。歳出では、地域の連携・交流を促進する幹線交通体系の整備、死傷事故率の低減に資する重点的な交通事故対策、快適な通行空間の確保等を図るための無電柱化等を実施することとしている。

以上のほか、地震再保険、エネルギー対策、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

平成23年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 沖縄振興開発金融公庫

収 入（百万円）	支 出（百万円）
23,605	19,911

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）における中小・小規模企業向けの資金繰り対策として、借換えの促進を含めた直接貸付の充実等を図るとともに、地域活性化等に必要な資金需要に的確に対応することとし、貸付契約額として1,420億円を予定しているほか、沖縄における地場産業振興等のための出資9億円を予定している。

2 株式会社日本政策金融公庫

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
(1) 国民一般向け業務	191,989	130,898
(2) 農林水産業者向け業務	72,739	67,368
(3) 中小企業者向け業務	141,999	89,805
(4) 信用保険等業務	361,209	1,283,764
(5) 国際協力銀行業務	743,629	721,618
(6) 駐留軍再編促進金融業務	600	600
(7) 危機対応円滑化業務	101,455	191,775
(8) 特定事業等促進円滑化業務	3,237	3,237

信用保険等業務においては、中小企業信用保険事業で19兆2,500億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金771億円を予定している。

国際協力銀行業務においては、資源・エネルギーの安定供給確保・開発促

進への取組、我が国企業の海外投資、インフラ需要の旺盛なアジアを中心とする地域への海外展開の支援、地球環境の保全を目的とする海外における事業促進の支援並びに国際金融秩序安定への取組に重点を置き、1兆5,525億円の事業（1兆5,335億円の出融資及び190億円の証券化に係る貸付債権若しくは債券の譲受等）を行うこととしている。これらの原資として、財政融資資金からの借入金7,000億円、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金2,000億円、国際協力銀行業務社債の発行による収入7,600億円、借入金償還等1,075億円を予定している。

3 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入（百万円）	支 出（百万円）
202,317	104,019

開発途上地域の政府等に対して、9,500億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金644億円、財政融資資金からの借入金4,380億円、国際協力機構債券の発行による収入800億円及び貸付回収金等3,676億円を予定している。

平成23年度一般会計補正予算（第1号）

本補正予算は、歳出面において、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関し、当面緊急に必要な経費等の追加を行う一方、既定経費の減額を行い、歳入面においては、その他収入の増収を見込むなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、東日本大震災により被害を受けたことに伴う航空機の購入等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成23年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

歳入	
当初	92,411,613 百万円
補正	305,081 百万円
計	92,716,694 百万円
歳出	
当初	92,411,613 百万円
補正	305,081 百万円
計	92,716,694 百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 雑収入	305,081 百万円
2 公債金	—
(1) 公債金	1,220,000 百万円
(2) 特例公債金	1,220,000 百万円
計	305,081 百万円

歳出

1 東日本大震災関係経費	4,015,330 百万円
(1) 災害救助等関係経費	482,897 百万円
(2) 災害廃棄物処理事業費	351,933 百万円
(3) 災害対応公共事業関係費	1,201,949 百万円
(4) 施設費災害復旧費等	416,037 百万円
(5) 災害関連融資関係経費	640,668 百万円
(6) 地方交付税交付金	120,000 百万円
(7) その他の東日本大震災関係経費	801,846 百万円
2 その他の経費	414 百万円
3 既定経費の減額	3,710,663 百万円
計	305,081 百万円

平成23年度特別会計補正予算（特第1号）

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、エネルギー対策特別会計、労働保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計等13特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、労働保険特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
財政融資資金勘定		
当初	39,322,181	38,580,614

補正	2,023,906	2,022,963
計	41,346,087	40,603,577
2 エネルギー対策特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) エネルギー需給勘定		
当初	2,058,741	2,058,741
補正	51,342	51,342
計	2,110,083	2,110,083
(2) 電源開発促進勘定		
当初	328,614	328,614
補正	1,408	1,408
計	330,022	330,022
3 労働保険特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 労災勘定		
当初	1,158,334	1,117,832
補正	—	20,754
計	1,158,334	1,138,585
(2) 雇用勘定		
当初	3,139,089	3,139,089
補正	1,040,116	1,040,116
計	4,179,205	4,179,205
(3) 徴収勘定		
当初	3,317,417	3,317,417
補正	26	26
計	3,317,391	3,317,391
4 年金特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 国民年金勘定		
当初	4,767,802	4,767,802
補正	—	—
計	4,767,802	4,767,802
(2) 厚生年金勘定		

当初	41,164,431	41,164,431
補正	—	—
計	41,164,431	41,164,431
(3) 児童手当及び子ども手当勘定		
当初	2,210,750	2,210,750
補正	188,736	188,736
計	2,022,014	2,022,014
(4) 業務勘定		
当初	452,188	452,188
補正	1,318	1,318
計	453,506	453,506
5 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計		
	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 漁船普通保険勘定		
当初	6,023	5,993
補正	76,075	76,092
計	82,098	82,085
(2) 漁業共済保険勘定		
当初	17,383	10,121
補正	20,704	20,704
計	38,086	30,824
(3) 業務勘定		
当初	785,128	785,128
補正	2,654	2,654
計	782,474	782,474
6 社会資本整備事業特別会計		
	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 治水勘定		
当初	787,024	787,024
補正	19,600	19,600
計	806,623	806,623
(2) 道路整備勘定		
当初	1,837,240	1,837,240

補正	2,165	2,165
計	1,839,404	1,839,404
(3) 港湾勘定		
当初	224,971	224,971
補正	4,042	4,042
計	229,013	229,013
(4) 空港整備勘定		
当初	328,460	328,460
補正	19,189	19,189
計	347,649	347,649
(5) 業務勘定		
当初	247,747	247,747
補正	4,986	4,986
計	252,733	252,733

以上のほかに、交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、国有林野事業特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

国庫債務負担行為の追加を行うのは、労働保険特別会計である。

また、地震再保険特別会計においては、東日本大震災に伴い、多額の保険金支払いが発生することにより民間準備金の減少が見込まれるため、1回の地震等による民間損害保険会社の保険金の支払限度額を引き下げると一方で、政府の保険金の支払限度額を引き上げている。

平成23年度政府関係機関補正予算（機第1号）

本補正予算は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

株式会社日本政策金融公庫

1 国民一般向け業務

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
当初	191,989	130,898
補正	2,964	654

計	194,953	131,552
2 農林水産業者向け業務		
	収入(百万円)	支出(百万円)
当初	72,739	67,368
補正	419	264
計	73,158	67,632
3 中小企業者向け業務		
	収入(百万円)	支出(百万円)
当初	141,999	89,805
補正	3,440	2,284
計	145,439	92,089
4 信用保険等業務		
	収入(百万円)	支出(百万円)
当初	361,209	1,283,764
補正	13,773	24,283
計	374,983	1,308,047
5 危機対応円滑化業務		
	収入(百万円)	支出(百万円)
当初	101,455	191,775
補正	67,865	62,861
計	169,319	254,636

平成23年度一般会計補正予算(第2号)

本補正予算は、歳出面において、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の復旧状況等の直近の状況を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すため、必要となる経費の追加を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入れを計上するなど所要の補正措置を講ずるものである。

また、予算総則において、原子力損害賠償支援機構(仮称)に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を定めるとともに、政府保証限度額2兆円を定めることとしている。

本補正の結果、平成23年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入

成立予算	92,716,694 百万円
補正第 2 号	1,998,777 百万円
計	94,715,471 百万円

歳出

成立予算	92,716,694 百万円
補正第 2 号	1,998,777 百万円
計	94,715,471 百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

前年度剰余金受入	1,998,777 百万円
計	1,998,777 百万円

歳出

1 原子力損害賠償法等関係経費	275,404 百万円
(1) 原子力損害賠償法関係経費	247,383 百万円
(2) 原子力損害賠償支援機構法（仮称）関係経費	28,021 百万円
2 被災者支援関係経費	377,386 百万円
(1) 二重債務問題対策関係経費	77,386 百万円
(2) 被災者生活再建支援金補助金	300,000 百万円
3 東日本大震災復興対策本部運営経費	518 百万円
4 東日本大震災復旧・復興予備費	800,000 百万円
5 地方交付税交付金	545,469 百万円
計	1,998,777 百万円

平成23年度特別会計補正予算（特第 2 号）

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計、エネルギー対策特別会計、労働保険特別会計の 4 特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
交付税及び譲与税配付金勘定		
成立予算	54,288,951	53,084,359
補正第2号	545,469	545,469
計	54,834,420	53,629,828

2 国債整理基金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
成立予算	206,417,031	194,417,031
補正第2号	2,010,000	2,010,000
計	208,427,031	196,427,031

3 エネルギー対策特別会計

東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するため、エネルギー対策特別会計に原子力損害賠償支援勘定(仮称)を設けることとしている。

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 電源開発促進勘定		
成立予算	330,022	330,022
補正第2号	84,680	84,680
計	414,702	414,702
(2) 原子力損害賠償支援勘定		
成立予算	—	—
補正第2号	2,027,000	2,027,000
計	2,027,000	2,027,000

4 労働保険特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
労災勘定		
成立予算	1,158,334	1,138,585
補正第2号	—	89
計	1,158,334	1,138,674

【決算行政監視委員会】

平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第173回国会、内閣提出）（参議院送付）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成20年度一般会計予備費の予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から平成21年3月17日までの間において決定された297億781万1,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費、年金記録確認地方第三者委員会の運営に必要な経費、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する補給支援活動に必要な経費等11件である。

平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第173回国会、内閣提出）（参議院送付）

本件は、平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成20年6月27日から平成20年11月21日までの間において決定された427億9,170万8,000円の経費増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額、同特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費の増額、河川事業の調整等に必要な経費の増額等2特別会計の15件である。

平成20年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（承諾を求めるの件）（第173回国会、内閣提出）（参議院送付）

本件は、決算調整資金に関する法律第9条第2項の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、平成20年度一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった額、7,181億7,567万3,690円を同法第7条第1項の規定により補てんするため、平成21年7月13日、これに相当する額を同資金から一般会計の歳入に組み入れたものである。

なお、組入額の内訳は、組入れの際の決算調整資金に属する現金がなかったので、同法附則第2条第1項の規定により国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた現金、7,181億7,567万3,690円である。

平成20年度一般会計歳入歳出決算、平成20年度特別会計歳入歳出決算、平成20年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成20年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

一 一般会計

平成20年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額89兆2,082億2,953万円余であり、この歳入決算額には、決算調整資金に関する法律第7条第1項の規定により、歳入歳出決算上の不足額7,181億7,567万円余を補てんするため、同額が決算調整資金から組み入れられており、また、歳出決算額は84兆6,973億9,504万円余であり、差引き4兆5,108億3,449万円余の剰余を生じている。この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成21年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。）は、平成20年度末現在575兆3,629億8,500万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成20年度末現在47兆4,973億506万円余である。

二 特別会計

平成20年度の特別会計の数は21であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入387兆7,395億2,984万円余、歳出359兆1,982億2,382万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は12兆9,102億1,141万円余、不用額の合計額は11兆7,625億3,815万円余である。

債務負担額は、平成20年度末現在284兆404億9,860万円余である。

三 国税収納金整理資金

平成20年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額56兆1,857億8,179万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等55兆5,283億9,574万円余であり、差引き6,573億8,605万円余が平成20年度末の剰余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

四 政府関係機関

平成20年度の政府関係機関の数は9であり、その収入支出の決算額の合計は、収入1兆8,248億4,292万円余、支出1兆7,847億3,620万円余である。

（議決の内容）

平成20年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整

理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、平成20年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

- 1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- (1) 政府は、財政規律を維持し、財政に対する信認を確保するため、平成33年度以降において国と地方の公債等残高の対国内総生産比を安定的に低下させるよう、歳入・歳出両面にわたる取組を行う必要がある。効果が不透明な施策については費用対効果の観点から見直すとともに、新たな政策の財源は既存予算の削減等によって安定的に確保することを原則とし、国の総予算の全面的な見直しを徹底すべきである。あわせて、国の資産売却、国家公務員の総人件費削減等を強力に進めていくべきである。また、特別会計については、ゼロベースで見直しを行い、事務事業の聖域なき見直し等により、無駄の排除や資金等の有効活用を徹底すべきである。
- (2) GDPギャップの解消はデフレ脱却や円高対策の観点からも重要である。公共事業は即効性ある有効需要を創出するとともに、将来の経済成長の芽となる内需拡大のための基盤づくりに資するものであり、高速道路等のミッシングリンクの解消、アジアの活力を取り込む港湾・空港の整備等を積極的に進めるべきである。また、事業を進めるに当たっては、国民にとって真に必要なものかどうか見直し、優先順位付けを行うとともに、既存の社会資本ストックの急速な老朽化に対応し戦略的な維持管理、更新を進めるべきである。
- (3) 独立行政法人改革に当たっては、不要な事業や民間で可能な事業は廃止し、高額な給与・報酬等を見直しなどを行い、更なる無駄の削減をして、抜本的な見直しを進めるべきである。また、公益法人については、非効率な事業を洗い出し、全面的に見直すべきである。

公務員制度改革については、国家公務員制度改革基本法にのっとり、内閣による人事管理機能の強化を図り、幹部人事の一元的管理に関する制度を確実に実施すべきである。また、天下りを根絶するため、定年まで働け

る環境づくりを行うべきである。

- (4) 年金、医療、介護等については、国民の信頼を得られる持続可能なシステムとするため、給付と負担の関係を明らかにして、明確なビジョンを示すとともに、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供するため、的確な医師の需給見通しを踏まえた医師養成数の増加、処遇の改善による医療・介護従事者の確保を進め、国民各層が納得できる社会保障制度を確立すべきである。特に、医療・介護・健康関連分野については、安全の確保や質の向上を図りつつ利用者本位の多様なサービスが提供できる体制を構築すべきである。また、少子化の流れを食い止めるため、保育所等における待機児童の解消策の強化、出産環境の整備充実等の子育て支援に積極的に取り組むべきである。さらに、住宅セーフティネット対策の強化による高齢者世帯等の居住の安定を図るとともに、障害者の移動の利便性及び安全性の向上を増進するため、公共交通機関のバリアフリーの促進や障害者に対する支援策の一層の充実を図るべきである。
- (5) 雇用対策については、経済成長政策を戦略的に実行して、経済成長による雇用の拡大を基礎とすべきである。失業しても速やかに再就職することが可能な社会の構築に全力を尽くすとともに、働きかたの多様性を維持しつつ、正規雇用の維持・拡大、非正規労働者の待遇改善、総合的な就労・生活支援、若年者を中心とした雇用対策の拡充などにより、国民すべてが意欲と能力に応じて働ける社会を実現すべきである。
- (6) 学力の向上やいじめ、不登校等各般の課題に的確に対応した質の高い学校教育を実現すべきである。そのために、学校教育に関する公財政支出の確保等に努め、よりきめ細やかな教育指導を実現できるよう、質の高い教員を確保し、現場の教職員に対する適切な支援体制の整備・強化や、不登校児童生徒を支援しているフリースクール・サポート校等との一層の連携の推進に努めるとともに、地方公共団体間の財政力による教育費格差の解消に努めるべきである。また、高等教育の教育費負担を軽減するため、経済的支援に積極的に取り組むべきである。
- (7) 地産地消、農商工連携などの推進や、国産木材の利用率の向上、水産業の安定した経営への支援等を通じ、農林漁業の持続性強化や食料安全保障の確立を図るべきである。さらに、口蹄疫問題については、再発防止に万全を期すとともに、影響を受けた方々の生活支援・経営再建対策に取り組むべきである。

- (8) ODAについては、透明性・効率性を確保するとともに、他の援助国や国際機関、NGOとの協調・連携を深めることで、援助対象国のニーズに合った無駄のない援助を行うべきである。
- (9) 地方警察官の増員を行う場合には、警察官一人当たりの負担人口や事件、事故の発生状況等都道府県間の各種負担の差異にも配慮して、警察官定員の適正な管理に努めるべきである。また、犯罪被害者団体、被害者支援団体への財政支援を含め、犯罪被害者のための施策を拡充していくべきである。
- (10) 東日本大震災への対応に当たっては、前例にとらわれないあらゆる必要な措置を早急に実施し、速やかな被災者の生活の回復と被災地の復興の実現に全力で取り組むとともに、本震災を契機に、将来にわたり災害に強く、持続可能な地域社会の実現に努めるべきである。また、地震及び津波に伴い発生した原子力発電所事故については、情報公開を徹底し、国内外のあらゆる英知を結集して一刻も早い収束を図るとともに、健康及び環境への被害の拡大回避、地域住民等に対する補償・救済対策に万全を期するべきである。
- 2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。
- 政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。
- 3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。
- 政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

平成20年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成20年度中の国有財産の増減額は、総増加額39兆5,847億8,981万円余、総減少額42兆3,834億2,798万円余であり、差引き純減少額は2兆7,986億3,817万

円余である。

これを平成19年度末現在額105兆1,676億7,512万円余から差引きすると、平成20年度末現在額は102兆3,690億3,694万円余である。

平成20年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産34兆6,796億8,111万円余、普通財産67兆6,893億5,582万円余であり、区分別では政府出資等61兆839億6,001万円余、土地19兆1,621億5,984万円余、立木竹6兆7,949億7,519万円余、工作物6兆4,707億7,429万円余、建物4兆5,194億446万円余等である。

平成20年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成20年度中の無償貸付財産の増減額は、総増加額2,815億8,457万円余、総減少額2,788億3,229万円余であり、差引き純増加額は27億5,228万円余である。

これを平成19年度末現在額1兆859億3,650万円余に加算すると、平成20年度末現在額は1兆886億8,879万円余である。

平成20年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの1兆526億3,449万円余、緑地の用に供するもの134億7,524万円余等である。

【議院運営委員会】

平成23年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の特例に関する法律案（議院運営委員長提出、衆法第7号）要旨

本案は、平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等による災害によって、多数の人々が犠牲になり、多数の被災者が多大の苦難を強いられ今なお不自由な生活を余儀なくされている現状に鑑み、多くの国民とともに苦難を分かち合い、被災者の生活の早期の再建、被災地域の産業の早期の復興その他の被災地域の復旧復興に資するため、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下、「歳費法」という。）第1条の規程により受ける歳費の月額の特例の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 議長、副議長及び議員の歳費の月額は、歳費法第1条及び国会法第35条の規定にかかわらず、歳費法第1条に規定する額からそれぞれ50万円を減じて得た額とすること。
- 二 この法律は、平成23年4月1日から施行し、同年4月分から同年9月分までの間の歳費の月額について適用すること。

【災害対策特別委員会】

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案 (内閣提出第63号) 要旨

本案は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特定被災地方公共団体等に対する補助等

- 1 東日本大震災により被害を受けた水道施設、交通安全施設、廃棄物処理施設等の災害復旧事業について、総合負担軽減方式により算定した補助率で、国が補助を行うこと。
- 2 東日本大震災により被害を受けた市町村庁舎、社会福祉施設、中央卸売市場、空港等の災害復旧事業について、国が補助等を行うこと。
- 3 特定被災地方公共団体を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用すること。
- 4 東日本大震災により特に必要となった廃棄物(がれき等)の処理を行うための費用について、総合負担軽減方式により算定した補助率で、国が補助を行うこと。

二 社会保険の加入者等についての負担の軽減

被災者・事業主に対する社会保険料の免除、被災者の医療費窓口負担等の免除、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の速やかな支給等の措置を講じること。

三 農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援

- 1 一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れ等を行うこと。
- 2 株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫の行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる出資の延長を行うこと。
- 3 農業・漁業者及び中小企業者に対する信用保険における国のてん補率の引き上げ等を行うこと。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の行う貸付金の償還期限の延長等を行うこと。

四 この法律は、公布の日から施行するものとする。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第86号）要旨

本案は、東北地方太平洋沖地震による災害により被災した世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について、国の補助率を「2分の1」から「5分の4」に引き上げる特例を定めるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、国の補助率の特例に関する規定は、平成23年3月11日から適用することとしている。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第2号）要旨

本案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、その有効期限を平成28年3月31日まで5年延長するものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

津波対策の推進に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第14号）要旨

本案は、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波に関する基本的認識を明らかにするとともに、津波対策の推進に必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 津波対策は、津波に関する施設整備、防災教育・訓練等の推進による国民の理解と関心の深化、津波の観測体制の充実及び調査研究の推進並びに観測及び調査研究に係る国際協力の推進が重要であるとの基本的認識の下に、総合的かつ効果的に推進されること。
- 二 国は、国、地方公共団体、研究機関、事業者、国民等の連携協力体制の整備に努めること。
- 三 都道府県及び市町村は、地域の状況等を踏まえ、想定される津波被害について津波の規模・施設整備等の状況ごとに複数の予測を行うとともに、その結果を津波対策に活用するよう努めること。
- 四 国及び地方公共団体は、津波の防災教育・訓練等に努めること。
- 五 都道府県及び市町村は、想定される津波被害を住民に周知するに当たっては、印刷物の配付のほか映像等を通じて効果的に行うよう努めること。
- 六 国及び地方公共団体は、迅速かつ円滑に避難できる体制整備等に努めると

ともに、都道府県及び市町村は、津波避難計画を定め、公表するよう努めること。この場合、要援護者対策に留意すること。

七 国及び地方公共団体は、津波対策に係る施設整備等においては、既存施設の維持・改良、海岸・河川の堤防の性能確保・向上及び津波避難施設指定の推進に努めるとともに、公共施設等の整備をしようとするときは、防災上の機能に配慮すること。

八 都道府県及び市町村は、危険性の高い地域での住宅等の立地抑制、沿岸部への堅固な建築物の整備等、津波対策に配慮したまちづくりの推進に努めること。また、国及び地方公共団体は、石油、核燃料等の危険物取扱施設の安全確保に努めること。

九 津波災害の復旧・復興に当たっては、地域の産業復興及び雇用確保に配慮すること。

十 11月5日を津波防災の日とすること。

十一 国は、津波対策の推進に必要な財政上・税制上の措置等を講ずるよう努めること。

十二 この法律は、公布の日から施行すること。

十三 政府は、この法律の施行後3年を目途として、東日本大震災の検証等を踏まえ、津波対策の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第20号）要旨

本案は、災害弔慰金について、支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹を加えるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、改正後の遺族の範囲に関する規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用することとしている。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第19号）要旨

本案は、災害により死亡した者の遺族に対する弔慰及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する見舞並びに自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建の支援を確実なものとするため、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金について、差押えを禁止

する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正

- 1 災害弔慰金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。
- 2 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないものとする。
- 3 災害障害見舞金についても、1及び2と同様とする。

二 被災者生活再建支援法の一部改正

- 1 被災者生活再建支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。
- 2 被災者生活再建支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないものとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 2 一及び二は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに自然災害に係る被災者生活再建支援金について適用するものとする。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げないものとする。
- 3 地方公共団体が実施している災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金に類する金銭給付や賞恤金等に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（参議院提出、参法第20号）要旨

本案は、東日本大震災関連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら東日本大震災関連義援金を使用することができるようにするため、東日本大震災関連義援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 差押えの禁止等

- 1 東日本大震災関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないも

のとする事。

- 2 東日本大震災関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないものとする事。

二 定義

この法律において「東日本大震災関連義援金」とは、東日本大震災の被災者又はその遺族の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうものとする事。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする事。
- 2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった東日本大震災関連義援金についても適用するものとする事。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないものとする事。

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第38号）要旨

本案は、平成23年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域について、平成23年4月に予定されている統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 選挙の期日の特例

- 1 当該地震の影響により、統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難として総務大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）及び当該市町村の区域を包括する県（以下「指定県」という。）の議会の議員又は長の選挙の期日は、この法律の施行の日から起算して2月を超え6月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特例選挙期日」という。）とすること。
- 2 1の指定に当たっては、総務大臣は、あらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならないものとし、当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴くものとする。

二 任期の特例

この法律の施行の日から平成23年6月10日までの間に任期が満了する指定市町村又は指定県の議会の議員又は長の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とすること。

三 その他

一 1により行われる選挙についての寄附等の禁止期間の特例等を設けるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）要旨

本案は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた地域について、公職選挙法の規定により行われる選挙の期日

を延期する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 法律の名称

法律名を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に改めること。

二 選挙の期日等の特例

1 平成23年6月11日以降の任期満了団体等の選挙期日の延期

東日本大震災の影響のため公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難として総務大臣が指定する市町村及び当該市町村の区域を包括する県の議会の議員又は長の選挙の期日は、現行法の施行日から起算して2月を超え6月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特例選挙期日」という。）とすること。

2 対象団体の指定手続及び特例選挙期日の政令立案の手続

対象団体の指定及び特例選挙期日の政令の立案に当たっては、総務大臣はあらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとし、当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

三 任期の特例

この法律の施行日から特例選挙期日の前々日までに任期が満了することとなる対象団体の議会の議員又は長の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とすること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

（附帯決議）

東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、公職選挙法の規定により行われる選挙の期日を延期する等の今回の措置は、平成23年6月11日以降の任期満了団体等について、統一地方選挙対象団体と同一の範囲（平成23年9月22日まで）で選挙の期日を延期することを可能とするための緊急措置である。

これらの選挙期日の延期は被災地域の実状を考慮したやむを得ない臨時特例措置であり、関係地方公共団体においてできる限り早期に選挙が執行できるよう政府は十分な支援を行うこと。

本委員会は、災害の復旧・復興の状況を考慮しつつ、この期日までに選挙を行うことが困難な場合には、関係地方公共団体の意見を十分踏まえ、適切な措置を講ずることとする。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第22号）要旨

本案は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を、平成23年12月31日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日について、現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようにするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

【東日本大震災復興特別委員会】

原子力損害賠償支援機構法案（内閣提出第84号）要旨

本案は、原子力事業者による損害賠償の実施を支援する組織として原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）を設立し、大規模な原子力損害が生じた場合において、賠償に責任を負う原子力事業者に対し、機構が必要な資金の交付等を行うことにより、被害者への賠償の迅速かつ適切な実施を確保するとともに、電力の安定供給等を図るための所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 機構の設置及び原子力事業者からの負担金の収納

- 1 機構を設け、損害賠償に備えるため積立てを行うこと。
- 2 機構は、機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行うこと。
- 3 機構に、運営委員会を設置し、原子力事業者への資金援助に係る議決等を行うこと。

二 機構による通常の資金援助

- 1 原子力事業者が機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、資金の交付や融資等の資金援助を行うこと。
- 2 機構は、資金を調達するため、政府保証債の発行、金融機関からの借入れをすることができること。

三 機構による特別資金援助

1 特別事業計画の認定

- (一) 政府の特別な支援が必要な場合、機構は、原子力事業者と共同で特別事業計画を作成し、主務大臣の認定を求めること。
- (二) 特別事業計画には、原子力損害賠償額の見通し、経営の合理化の方策、資金を確保するための関係者に対する協力の要請等について記載すること。
- (三) 機構は、原子力事業者の資産の厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うこと。

2 特別事業計画に基づく事業者への援助

- (一) 機構は、特別事業計画に基づく資金援助を実施するため、政府は機構に国債を交付し、機構は国債の償還を求め、原子力事業者に対し必要な資金を交付すること。
- (二) 機構は、政府保証債の発行等により資金を調達し、事業者を支援すること。

四 機構から特別資金援助を受けた原子力事業者は、特別負担金を支払い、機構は、負担金等をもって国債の償還額に達するまで国庫納付を行うこと。

五 機構は、損害賠償の円滑な実施を支援するため、被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言、原子力事業者が保有する資産の買取りを行うこと。

六 この法律は、公布の日から施行すること。

(修正要旨)

一 国は、原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任に鑑み、原子力損害賠償支援機構がその目的を達することができるよう、万全の措置を講ずること。

二 政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行う場合において、国債が交付されてもなお資金に不足を生ずるおそれがあると認めるときに限り、予算で定める範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができること。

三 機構は、資金援助を受けた原子力事業者の委託を受けて、原子力損害の賠償の全部又は一部の支払を行うことができること。

四 機構は、負担金について、原子力事業者ごとに計数を管理しなければならないこと。

五 この法律の施行前に生じた原子力損害に関し資金援助を機構に申し込む原子力事業者は、経営の合理化及び経営責任の明確化の徹底とともに、株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならないこと。

六 政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「平成23年原子力事故」という。）の原因の検証等を踏まえ、原子力損害賠償に係る制度における国の責任の在り方等について検討を加え、原子力損害の賠償に関する法律の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずること。また、政府は、この法律の施行後早期に、平成23年原子力事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について遺漏なきを期すべきである。

一 原子力政策における国の関与及び責任の在り方について、東京電力福島第

- 一 原子力発電所事故の収束等を国自ら実施することも含め、早急に見直しを行うこと。
- 二 東京電力株式会社の再生の在り方については、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束、事故調査・検証の報告、概ねの損害賠償額などを見つつ、改めて検討すること。
- 三 法附則第6条第2項に規定する見直しに備え、原子力損害賠償支援機構の各機能が明確になるように計数管理する体制を整えること。
- 四 今回の賠償に際しては、原子力事業者による負担に伴う電気料金への転嫁の回避など、国民負担の最小化を図ること。
- 五 東京電力株式会社に対し、すべてのステークホルダーに対して必要な協力の要請を行うことを求めること。
- 六 今回の賠償の実施に当たっては、迅速かつ適切な紛争解決の仕組みを早急に構築すること。
- 七 法附則第6条第1項に規定する「抜本的見直し」に際しては、原子力損害の賠償に関する法律第3条の責任の在り方、同法第7条の賠償措置額の在り方等国の責任の在り方を明確にすべく検討し、見直しを行うこと。
- 八 国からの交付国債によって原子力損害賠償支援機構が確保する資金は、原子力事業者が、原子力損害を賠償する目的のためだけに使われること。
- 九 原子力損害を受けた被害者の救済に万全を期すため、「特定地域中小企業特別資金」や「中小企業基盤整備機構を活用した無利子融資制度」等の政策金融の周知を図り、その最大限の活用を促すほか、金融機関に対し、被害者への円滑な資金融通に努めるよう要請すること。
- 十 本委員会は、本法の制定に伴い、平成23年6月14日の閣議決定「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」の「具体的な支援の枠組み」は、その役割を終えたものと認識し、政府はその見直しを行うこと。
- 十一 本委員会は、法附則第6条第1項に規定する「できるだけ早期に」は、1年を目途とすると認識し、政府はその見直しを行うこと。

東日本大震災復興基本法案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第13号）要旨

本案は、東日本大震災が、被害が甚大で、かつ、被災地域が広範にわたる等大規模であるとともに、地震・津波・原発事故の複合災害であるという未曾有

の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

- 1 新たな地域社会の構築がなされ、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われること。
- 2 被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて多様な国民の意見が反映されること。
- 3 国民相互の連帯・協力を基本に、民間の多様な主体が自発的に協働し、適切に役割を分担すること。
- 4 少子高齢化等の我が国の課題や食料問題等の人類共通の課題の解決に資する先導的取組を行うこと。
- 5 安全な地域づくり、社会経済の再生、地域文化の振興等を図るための施策を推進すること。
- 6 原発事故による被災地域の復興については、復旧状況等を勘案しつつ、1から5の事項を行うこと。

二 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、復興に必要な措置を講ずる責務を有すること。

三 基本的施策

- 1 国は、復興以外の施策の歳出削減並びに財政投融资及び民間の資金の積極的な活用により、復興資金の確保に努めること。また、復興に必要な資金の確保のため、復興債を発行すること。
- 2 政府は、復興の推進を図るため、復興特別区域制度について、速やかに法制上の措置を講ずること。

四 東日本大震災復興対策本部等の設置

- 1 東日本大震災復興基本方針の企画・立案・総合調整、復興施策の実施の推進・総合調整等を行うため、内閣に、内閣総理大臣を長とする東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を置くこと。
- 2 本部の地方機関として、所要の地に、関係府省の副大臣等を長とする現地対策本部を置くこと。
- 3 本部に、本部長の諮問に応じて復興に関する調査審議等を行う東日本大震災復興構想会議を置くとともに、原発事故による被災地域の復興に関する調査審議等を行う合議制の機関を置くことができること。

五 復興庁の設置に関する基本方針

- 1 内閣に、東日本大震災からの復興施策の企画・立案・総合調整及び実施等を行う復興庁を、期間を限って置くこととし、政府は、その設置について、可能な限り早期に法制上の措置を講ずること。
- 2 本部は、復興庁の設置の際に廃止し、本部の組織の機能は、復興庁の組織に引き継がれること。

六 この法律は、公布の日から施行すること。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第26号）要旨

本案は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有すること。
- 二 環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に規定する特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制等を勘案して必要があると認められるときは、当該市町村に代わって自ら当該市町村の災害廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）を行うものとする。
- 三 環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とすること。この場合において、特定被災地方公共団体である市町村は、当該費用の額から、自ら当該災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担すること。また、国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するものについて、必要な財政上の措置を講ずるとともに、災害廃棄物の処理が特定被災地方公共団体である市町村における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資することに鑑み、地域における持続可能な社会の構築

や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずること。なお、国は、被災市町村負担費用について、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

- 四 国は、災害廃棄物に係る一時的な保管場所及び最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、特定被災地方公共団体である市町村以外の地方公共団体に対する広域的な協力の要請及びこれに係る費用の負担、国有地の貸与、私人が所有する土地の借入れ等の促進、災害廃棄物の搬入及び搬出のための道路、港湾その他の輸送手段の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 五 国は、災害廃棄物の処理に係る契約内容に関する統一的な指針の策定その他の必要な措置を講ずること。
- 六 この法律は、公布の日から施行すること。

平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（参議院提出、参法第9号）要旨

本案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故（以下「平成23年原子力事故」という。）による災害が大規模かつ長期間にわたる未曾有のものであり、これによる被害を受けた者を早期に救済する必要があること等に鑑み、当該被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、平成23年原子力事故による損害を迅速に填補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、特定原子力損害（平成23年原子力事故による損害であって、原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律第3条第1項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう。以下同じ。）であって政令で定めるものを受けた者に対し、当該特定原子力損害を填補するためのものとして、仮払金を支払うこと。

仮払金の額は、政令で定める簡易な方法により算定した当該特定原子力損害の概算額に10分の5を下らない政令で定める割合を乗じて得た額とすること。

- 二 一の政令は、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に定められた事項に

基づき、かつ、特定原子力損害を受けた者の早期の救済に資するように定めること。

三 仮払金の支払を受けようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣にこれを請求しなければならないこと。また、仮払金の支払に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができること。

四 文部科学大臣又は都道府県知事は、仮払金の支払に関する事務の一部（支払の決定を除く。）を、その事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に委託することができること。

五 特定原子力損害を受けた者がその賠償を受けたときは、その価額の限度において、仮払金を支払わないこと。また、国は、仮払金を支払ったときは、その額の限度において、当該仮払金の支払を受けた者が有する特定原子力損害の賠償請求権を取得すること。

六 地方公共団体が、平成23年原子力事故による被害について行う応急の対策に要する経費を支弁するため、原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国は、予算の範囲内において、必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体に対して補助することができること。また、地方公共団体がその経費を同基金から支弁して特定原子力損害に係る措置を講じた場合において、国が当該原子力事業者に対して、その補助した額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではないこと。

七 この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行すること。
（修正要旨）

一 仮払金の迅速かつ適正な支払

1 国が行う仮払金の支払は、特定原子力損害を受けた者の早期の救済のために迅速なものであり、かつ、国民負担の観点から適正なものでなければならないものとする。

2 地方公共団体、原子力事業者その他公私の団体に対し資料の提供その他必要な協力を求めることができる旨の規定について、「資料の提供その他必要な協力」を「資料の提供その他必要な協力又は確認」に改めるものとする。

二 仮払金の支払に関する事務の委託

1 仮払金の支払に関する事務の一部を都道府県知事が行うこととする旨の政令を定めるに当たっては、都道府県知事に過重な負担を課することのな

いよう十分に配慮するものとする。

- 2 主務大臣又は主務大臣から事務の委任を受けた都道府県知事が仮払金の支払に関する事務の一部を行うにふさわしい者として政令で定める者に委託することができる事務については、会計法に基づく支出の決定及び交付の事務を除くものとする。
- 3 主務大臣又は主務大臣から事務の委任を受けた都道府県知事は、2の政令で定める者に対し、仮払金の支払に必要な資金を交付することができるものとする。
- 4 3により資金の交付を受けた者は、会計法第17条の規定により資金の交付を受けた職員とみなし、同法、予算執行職員等の責任に関する法律その他関係法令の適用を受けるものとする。

三 主務大臣

この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び特定原子力損害を受けた事業者の事業を所管する大臣その他の政令で定める大臣とするものとする。

四 施行期日

この法律の施行期日を「公布の日から起算して45日を超えない範囲内において政令で定める日」に改めるものとする。

五 検討

国は、この法律の施行後おおむね2年以内に、平成23年原子力事故に係る原子力事業者による損害賠償の支払の状況、この法律の施行の状況等を踏まえ、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について遺漏なきを期すべきである。

- 一 仮払金の支払に当たっては、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等のために別途新たに措置される制度等との有機的連携を図ること。
- 二 被害者の早期の救済のため、仮払金の支払に係る体制を早急に整備し、迅速な支払に努めること。
- 三 仮払金の支払に当たっては、原子力事業者が国の求償に応じることを事前に確認する手続きを行う等、国民負担が生じないよう必要な措置を講じること。
- 四 原子力事業者と国がそれぞれ仮払いを行うことによる混乱や遅延を生じる

ことのないよう必要な措置を講じること。

五 本法律案に当面必要な経費については、今年度第二次補正予算に計上された東日本大震災復旧・復興予備費等に対応するものとする。

地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第7号）要旨

本件は、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務等を行う体制を整備するため、「東日本大震災復興基本法」に規定する東日本大震災復興対策本部の現地対策本部を岩手、宮城及び福島県の3県に設置することについて、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

決議案

【本会議】

東日本大震災に関する決議案（川端達夫君外24名提出、決議第3号）

3月11日午後2時46分ごろ発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴い発生した大津波は広く東日本各地を襲い、死者・行方不明者2万8千人、避難者55万7千人、建物被害も31万戸を超えるなど甚大なる被害をもたらした。さらに、地震及び津波に伴い発生した原子力発電所の事故では懸命なる復旧作業にもかかわらず放射性物質の放出が続いており、長期の避難生活を余儀なくされる住民の方々がなお多くおり、さらに農林水産業を始めとする地場産業など地域経済への被害がいまなお拡大しつつある。

本院は、ここに院議をもって犠牲となられた方々及び自らの危険を顧みることなく殉職された方々に深甚なる哀悼の意を表するとともに、被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げる。

自衛隊、警察、消防、海上保安庁を始めとする国や地方自治体の関係者、民間の関係者、市民ボランティア、米軍を始め海外から駆け付けていただいた救援隊など、多くの方々の余震が続く危険な状況下での救助・救援活動、復旧活動への奮闘に敬意を表するとともに、義援金や各種物資の提供など国内外から寄せられている温かな支援に感謝を申し上げる。

本院は、いまだ被災地において不自由な生活を強いられている多くの避難者の方々が一刻も早く安全な生活を送れるよう、さらに、被災された方々の生活再建、被災地の経済復興に向け、新たな立法措置も含めて、前例や省庁の壁にとらわれることなく、あらゆる必要な措置が早急に実施されるように全力で取り組む。

また、深刻な原子力災害に、全世界のあらゆる知見を活用して一刻も早い収束に向け全力で立ち向かう。

千年に一度と言われる本震災を教訓として、二度と同様な被害を被ることがないように、これまで以上に自然災害に強くかつ国民が安心して持続可能な豊かな暮らしを享受できる国にすることはもとより、こうした自然の脅威に立ち向かい、自然と共生する国づくりが世界の模範となるように、国民と一体となって復興に取り組むものとする。

特に次の事項について万全の対策を期す。

- 一 政府は、国の総力をあげて、速やかな被災者の生活の回復と被災地の復興を実現すること。

- 一 ライフラインや仮設住宅等の確保により被災地の生活基盤の早急な回復を図り、雇用対策に全力で取り組み、民生の安定に努めるとともに、被災地域の復興に重要となる道路、鉄道、港湾等の交通ネットワーク、通信インフラ及び農林水産業・中小企業を始めとする産業基盤等の速やかな復興を促進すること。
 - 一 被災地における医療・介護サービスの提供体制を早急に再構築して、二次災害の発生を回避するように全力を尽くすこと。また、被災した子どもたちが一刻も早く教室に戻れるように、教育環境の復旧を優先的に進めること。
 - 一 被災地方自治体の行政機能の回復に、国は他の地方自治体の協力も得て全力で取り組むこと。災害復旧、復興に当たっては、国は被災地方自治体への財政支援はもとより、支援地方自治体に対する財政措置についても確実に行うこと。
 - 一 今般の未曾有の震災を契機に、将来にわたり災害に強く、世界をリードする新たな経済社会を提示するような総合復興計画を被災地域の住民を含む幅広い層の参加を得て策定し、実施に移すこと。また、官民の持てる力を結集し協働により、あらゆる危機を乗り越えることができる地域社会と市民社会の形成に取り組むこと。
 - 一 地震を始め自然災害に係る観測体制の強化と予知研究の一層の充実に努めるとともに、本震災を教訓に、最悪の事態を想定した国家の危機管理のあり方について抜本的に見直すこと。
 - 一 いまだ収束の目途の立たない原子力発電所事故については、情報公開を確保し、政府の責任のもと内外のあらゆる英知を結集して一刻も早い収束を図り、健康及び環境への被害の拡大回避に全力を尽くすとともに、事故の影響を受けた地域住民、風評被害を含め直接・間接に被害を被った事業者等への補償・救済対策に万全を期すこと。
 - 一 原子力災害については、放射性物質に関する各国の懸念に鑑み、国際社会に対して、正確、迅速に適切な情報提供を行うこと。
- 右決議する。

東日本大震災への国際的支援に対する感謝決議案（川端達夫君外24名提出、決議第4号）

この度の東日本大震災において、海外の皆様から戴いた厚い温情、支援、激励のすべてに、深い感謝の意を表する。

去る3月11日、我が国史上、未曾有の大規模地震とこれに伴う大津波が東北・関東地方を襲い、3万人近くに及ぶ痛ましい犠牲者・行方不明者を生じた。まことに哀悼痛惜の至りに堪えない。さらに、多くの街々が失われたのみならず、深刻な原子力災害をも引き起こした。

我が国は、この大震災以降、政官民が総力を挙げて救援活動に取り組み、現在は復旧から復興へと、少しずつ、しかし着実に、その歩みを進めている。

この間、世界の140以上の国と地域及び、40近い国際機関、さらには数多くのNGO等から支援等の申し入れを戴き、世界各地から派遣された多くの救援隊には、被災地での救急救命活動を行って戴いている。

これら力強い支援に加え、国際社会から寄せられた心温まるお見舞いの数々は、筆舌に尽し難い惨害を受けた被災地域の住民はもとより全ての日本国民を励まし勇気づけてくれた。同時に、この災害から復興し、明日への希望を持ち続けるための大いなる力となっている。

我々日本国民は、国際社会から受けた友情に心から感謝し、この気持ちをけっして忘れず、これからの復興の道を、国際社会の友人と共に歩んでいくことを誓う。そして、今後とも国際社会のために尽力していく決意を表明する。

ここに本院は、日本国民を代表し、支援を戴いたすべての人々、国家、地域、国際機関およびNGOに対して、あらためて深甚なる感謝の意を表明する。

右決議する。

日独交流150周年に当たり日独友好関係の増進に関する決議案（川端達夫君外15名提出、決議第5号）

今から150年前の1861年、我が国は日・プロイセン修好通商条約に調印し、日本とドイツの前身であるプロイセンとの間に公式な関係が樹立された。

1871年にプロイセンを中心に統一を達成したドイツは、我が国が近代化に当たり模範とした国の一つであり、日独両国はお互いに影響を及ぼし合いながら、友好関係を築いてきた。

両国は、第一次世界大戦で敵対したものの、先の大戦においては、1940年に日独伊三国同盟を結び、同盟国となった。その後、各国と戦争状態に入り、多大な迷惑をかけるに至り、両国も多くの犠牲を払った。

しかし、両国は奇跡の経済復興を遂げ、同時に戦争への反省に立ち、今日、自由、民主主義、人権の尊重という基本的な価値観を分かち合いつつ、世界の平和と繁栄のために緊密に協力している。さらに、両国の国民は、相互の文化

と価値観に対する尊敬の念を基礎に、広範多岐にわたる交流を着実に進めている。

本院は、日独交流150周年に当たるこの機会に、今後とも我が国は、信頼関係に基づくパートナーであるドイツと共に、国際平和の実現に向けて最大限の努力を継続する所存であることを、ここに銘記する。

右決議する。

【委員会決議】

(総務委員会)

平成23年東北地方太平洋沖地震への対応及び地方税財政基盤の早期確立に関する件

政府は次の諸点について措置すべきである。

- 一 平成23年東北地方太平洋沖地震に関連した平成23年度補正予算の編成に当たっては、被災状況を的確に把握し、所要の地方交付税措置をはじめ十分な地方財政措置を講じ、被災地域の地方公共団体に対して万全の対策を講ずること。
- 二 現下の厳しい経済環境の下において、地方の疲弊が極めて深刻化していることに鑑み、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、税制の抜本的な改革に向けて、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。
- 三 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差是正を図る観点に立って、地方消費税の拡充・強化をはじめ、国、地方を通ずる税体系の抜本的な見直しと国、地方間の税源配分の見直しなどを行い、速やかに偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。
- 四 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、計画的に、地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。
- 五 地方債制度及びその運用の在り方については、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性を確保するとともに、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する観点から、見直しを検討すること。
- 六 地方税財政に係る諸制度の見直しに当たっては、財政基盤の脆弱な市町村に対し、特段の配慮を行うこと。特に、今回、地方交付税の総額に対する特別交付税の割合を引き下げ、普通交付税に移行させるに当たっては、この点に十分留意すること。
- 七 地域自主戦略交付金については、国と地方の協議を通じ、その運用に地方

の意見を十分反映させるとともに、これへの移行を契機とした国庫補助負担金の総額の削減を行わないこと。

八 政策的促進策の下に、多くの市町村合併が行われてから相当の期間が経過している現在、合併当時に予想できなかった社会経済情勢の変動が生じている団体も多いことに鑑み、合併市町村の合併に伴う特例措置の適用状況と行財政運営の現状を分析し、これを踏まえ、合併市町村の今後の行財政運営に不測の支障が生じることがないように、適切な措置を講ずること。

なお、市町村合併による議員定数の減少、行政改革に伴う議員定数及び報酬の削減等を背景とする地方議会議員年金制度の廃止については、年金受給権者等に対し十分な説明を行う等円滑な廃止に向け最大限の配慮を行うとともに、国民の政治参加や人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度の可能性についても検討を行うこと。

右決議する。

運輸事業の振興助成に関する件

国は、運輸事業振興助成交付金の創設の経緯及び今般の運輸事業の振興の助成に関する法律の施行後における同交付金の交付の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、運輸事業の振興助成の手法のあり方、営業用車両に係る軽油引取税の税制上の取扱い等について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置をとるべきである。

右決議する。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する件

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長するものである。

この期間の延長は被災地域の合併市町村の実情を考慮した緊急の特例措置であるが、被災地域の合併市町村において、復旧・復興事業の見通し等、実態の把握や当該合併市町村の要望を踏まえ、必要があると認められる場合は政府として適切な措置を講ずるべきである。

また、被災地域以外の合併市町村においても、東日本大震災に起因する事情により市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施が遅延する等の影響が生じ

ている場合には、そうした実情も考慮し、被災地域の合併市町村に対するものと類似の特例措置を政府として講ずるべきである。

右決議する。

(厚生労働委員会)

独立行政法人地域医療機能推進機構の運営等に関する件

政府は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 独立行政法人地域医療機能推進機構は、病院等の譲渡により得た収益や病院等の運営に必要としない積立金の残額を年金特別会計に納付するよう、新たな機構の中期計画に記載し、公表すること。
- 二 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、新たな機構に改組するまでの間、その設立目的に沿って、社会保険病院等の譲渡に向けた取組を推進すること。また、改組後も、新たな機構はその目的を守りつつ、社会保険病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、可能な限り譲渡に向けた取組に努めること。
- 三 政府は、新たな機構に対し、いわゆる天下りをさせないこと。

右決議する。

(農林水産委員会)

平成23年度畜産物価格等に関する件

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興のため全力を尽くすべきである。

こうした中、我が国の畜産・酪農経営は配合飼料価格の高止まりに加え、国際的な穀物需給のひっ迫を背景に今後更なる飼料価格の上昇が見込まれる。加えて昨年来の口蹄疫の発生や高病原性鳥インフルエンザの続発など、これまでにない厳しい環境下にある。

また、平成23年度は畜産・酪農経営安定対策等と畜産物価格の決定が、別々に行われるという初めての年度である。

よって政府は、畜産農家を取り巻く現状を踏まえ、畜産物の需要を喚起し、困難に直面する農家が将来を展望できる畜産・酪農政策を確立するため、平成23年度の畜産物価格の決定に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 W T O 農業交渉、E P A 交渉及び T P P の検討に当たっては、平成18年12月の本委員会決議の「日豪 E P A の交渉開始に関する件」の趣旨を踏まえ、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、適切な国境措置等の確保に向けて、確固たる決意をもって臨むこと。
 - 二 酪農は、去年の猛暑の影響を受け、生乳生産量の低下、乳質及び受胎率の低下など極めて厳しい年であった。

東日本大震災の影響も踏まえ、今回の価格決定に当たっては、現行の生産レベルの維持はもちろん酪農家の経営努力と生産意欲を喚起する上でも、加工限度数量及び補給金単価を適切に決定すること。
 - 三 肉用子牛生産者補給金については、今後の飼料価格の再高騰局面を見据えて、保証基準価格及び合理化目標価格を適切に設定すること。
 - 四 飼料価格の再高騰局面を十分に踏まえ、指定食肉の牛肉安定価格並びに豚肉安定価格については、現行を基本に適切に決定すること。
 - 五 配合飼料価格安定基金については、今後の基金の発動状況等では財源の枯渇が懸念されることから、必要に応じ、国による追加財源の確保等の支援対策を措置すること。

飼料用米、エコフィードの活用推進のための対策を充実させること。また、更なる飼料用米利用促進のため、政府所有の M A 米の売渡価格を適切に決定すること。
 - 六 国際的な穀物相場の高騰や東日本大震災の影響により、飼料価格は生産者の経営を相当圧迫する事態が想定されることから、必要に応じ、政策価格の期中改定や追加的経営安定対策、並びに配合飼料価格安定基金の借入金の償還の繰り延べ等、肉用牛・養豚・酪農等の経営支援の対策を機動的に措置すること。
 - 七 食の安全と消費者の信頼の確保を図るため、加工食品と外食の原料原産地表示の義務対象の拡大を早急に検討するとともに、米国産牛肉の輸入条件については、食品安全委員会による科学的根拠に基づき慎重に対応すること。
 - 八 近隣諸国において深刻な状況となっている悪性家畜伝染病の国内侵入防止に係る防疫体制の強化を図ること。
- 右決議する。

原発事故による牛肉からの放射性セシウムの検出に関する件

東京電力株式会社の原発事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている件については、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失と精神的苦痛を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしている。

他方、畜産業者等の損害賠償請求に対する東京電力株式会社の仮払いは遅滞し、支払額も少額に留まり、本払いの見通しも立っておらず、被害者の早期救済に向けた目途が全く立っていない状況にある。

このような事情の下で、食の安全・安心を確保するとともに、畜産業に携わる方々が安心して経営できる環境を整えるため、政府は、稲わら等の利用制限についての周知徹底が十分でなかったことにより被害が拡大したことを重く受けとめ、また、様々な影響が生じていることにかんがみ、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 消費者の信頼回復に向けた安全管理体制を確立するため、汚染された牛肉を出荷した県については、国の主導により速やかに全頭検査を行い、安全証明書を発行すること。その際、検査基準を明示するとともに、検査機器や検査要員の確保、検査費用等について国による財政支援を行うこと。
- 二 今回の原発事故により被害を受けた生産者、流通業者等の早期救済を図るため、出荷制限以外の牛肉で市場価格の下落等により被害を受けた生産者、流通業者等への被害の賠償につき、適切に指針に位置付けるよう原子力損害賠償紛争審査会に働きかけ、早期の仮払いが実現され、全損害額の賠償が早急かつ適切になされるようにすること。
- 三 二による賠償の支払いに当たっては、平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律及び原子力損害賠償支援機構法に基づき、速やかに仮払いを行うこと。
- 四 三に加え、牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている件については、先般農林水産省が公表した緊急対策を国による主体的な取組としてさらに充実・強化し、農家等に対して早急に立替払いをすること。特に、出荷遅延対策として立替払いの増額など肉用牛農家等に対する経営支援の一層の充実や、汚染された稲わらを給与された牛の肉については、すべて

国の責任によって、市場から隔離すること、加えて、出荷制限の指示が出された県については、出荷適期にある肉用牛についても農家の意向を踏まえ全頭を買い上げること等買上対象の範囲の拡大を図ること。

さらに、汚染された牛肉を出荷したすべての県については、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン)の運用改善を適用するとともに、平成13年のBSE発生時に講じた「BSEマルキン」を参考に、物財費をすべてまかなうことを前提として、生産者の負担を求めず、毎月補てん金を支払うこと。また、出荷制限・出荷自粛について、解除のルールを明確にすること。

五 「稲わら等の緊急供給支援対策」では、稲わらについて、当面の必要数量と供給可能数量及び供給方法を早急に明示し、農家の不安の解消に努めるとともに、今後生産される稲わら等の自給粗飼料について放射性物質の検査を実施し、安全性の確認と万全の流通対策を行うこと。

六 政府は、早急に実態調査を行った上で、金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うとともに、飼料メーカーに対する飼料代の支払い猶予のさらなる要請に加え、その経営に支障を来たさないよう、対策を講じること。

また、汚染された牛肉を出荷した県や農協等が、独自に生産者や関連産業に融資を行った場合、国は支援を行うこと。

七 農地土壌の汚染拡大を防止し、食品衛生上問題がない農産物の生産を確保するため、早急に堆肥等の放射性セシウムの基準を設定するとともに、基準を超えるものの取扱いについて、政府全体としての方針を明確にすること。

八 汚染牛肉については、市場隔離を徹底するとともに、早急に処理方法について検討し実行すること。

右決議する。

(環境委員会)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する件

政府は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っ

ていることから、この法律に基づく放射性廃棄物の処理及び除染に当たっては、国の責任において万全な対策を講じるとともに、地方公共団体はそれぞれの実情に応じて国に協力するものであること。

二 国は、事業が円滑に進むよう、この法律に基づき地方公共団体が実施する民有地除染事業について、これに要する計画策定費用、調査費用も含め、費用の全額を国が一旦負担した上、国が関係原子力事業者に必要な求償を行うこと。また、国は、この法律に基づき地方公共団体が実施する公有地除染事業について、必要な財政上の支援措置を実施すること。

三 この法律に基づく放射性廃棄物の処理や除染の措置に関わる基準については、地域の汚染状況を踏まえ、客観的に、速やかに設定すること。また、その設定に当たっては、感受性の強い子供の健康に特に配慮すること。

四 この法律に基づく除染の対象については、国民の安全・安心を確保するため、地方公共団体との協議の上、土壌や建築物等のみならず、道路、河川、湖沼、海、港湾、農地及び山林等を含むものとする。

五 この法律に基づく放射性廃棄物や除染により発生した除染土壌等の処分を円滑に進めるため、国の責任において最終処分場等を確保すること。

六 国は、環境中に放出された放射性物質の総合的な対策を万全に行うために、この法律の権能に応じた環境省の組織・体制を整備するとともに、環境大臣は関係行政機関の長と緊密な連携協力を図ること。

七 国は、放射性物質による健康被害から国民を守るため、継続した健康調査の実施や疫学調査の研究を進めること。

八 海洋汚染対策や地下水汚染対策など、水、大気、土壌、生態系などへの長期にわたる放射性物質の環境汚染対策の方針を示すこと。

九 今回の事故により環境中に放出された放射性物質による汚染への対処の必要性については、国際社会への説明責任を果たすこと。

十 この法律に基づいて行われる放射性廃棄物処理や除染の措置等を実施するために、必要な予算を計上すること。

右決議する。

(決算行政監視委員会)

福島第一原子力発電所事故の早期収束と原子力発電の安全確保に関する決議

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故は、未だ収束が見られず、地域の生活再建、経済復興の障害となっている。本委員会は、4月27日に福島第一原子力発電所事故問題について集中審議を行い、経済産業省原子力安全・保安院、原子力安全委員会及び電力会社から説明を聴取し、民間の専門家を有識者参考人として招いて意見の開陳を受けるとともに、委員とこれら出席者が活発かつ濃密な議論を行ったところである。その結果、政府はあらゆる知見を活用して一刻も早い収束に向け全力で立ち向かうとともに、同様な原子力災害を引き起こすことがないように安全対策を含めた我が国原子力政策のあり方を改めて検証すべきであるとの結論を得るに至った。本委員会は政府に対し次の事項について必要な措置をとるよう提言する。なお、行政監視機能を達成するため、その成果について各事項ごとに本委員会に報告を求める。

一 初動の対応

原子力災害発生時に瞬時に全体像を把握できる技術レベルの高い専門家の知見を政府の本部が活用できるよう、その即応・常駐態勢を確保するとともに、意思決定のプロセスを明確にすること。また、迅速かつ的確に初動を行うため、所定の安全機能が不全に陥ったときにも備えられるような手順と体制を確立し、訓練を重ねること。

二 原子炉への対応

- 1 原子炉内に残された燃料、使用済み燃料プールに貯蔵されている燃料については、発熱が続いているので冷却が第一の課題であるが、汚染水処理が確立されていない注水を長期に続けることは、排水の問題からも望ましくない。政府は、東京電力が設置者の責任として原子炉を冷温停止に持っていくよう、計測機器の回復にも努め、原子炉内部の状況を分析しつつ、より安全かつ効率的に冷却し冷温停止に導く方策を検討・導入するよう求めること。また、汚染水の処理コスト、余震や台風に襲われたときの耐性、燃料棒取り出しに伴う困難など、東京電力が講じる対策についての技術的問題点を精査し、破綻しない対策が選択されるようにすること。
- 2 4月初めに海洋に放出された汚染水は、放射性物質の拡散に関する国際社会の懸念も発生させている。汚染水問題を解決するため、汚染水を処理して原子炉の冷却などに再利用する仕組みについても検討すること。また、

漏洩が生じそうな箇所については点検し、適切な処理を執ること。汚染水に関する政府の担当部局の責任を明確にし、海洋汚染のモニタリングを行うとともに、近隣国及び国際社会に対して、正確、迅速に適切な情報提供を行い、我が国への信頼回復を図ること。

- 3 事故の収束を図るためには、多量の放射性物質が存在する現場における作業が不可避であり、特に気温が高い時季には極めて過酷になる。これまでの事業者による被曝管理には万全でない面があったことから、ハード、ソフト両面で適切な管理が行われるような対応を行うこと。専門医師を派遣することなどにより、放射線被曝管理を徹底するとともに、作業員の就業環境を改善すること。熱中症対策など現場作業者の健康に配慮した作業管理を確保すること。

三 市民の安全

- 1 放射性物質の大量放出時に安全な地域への避難が確保されるよう、SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）が有効に活用できるようにすること。

また、放射性物質の拡散予測の提供や各地域の詳細な汚染状況を把握することは、今後の避難区域の見直しなどにおいて極めて重要であることを念頭に置き、汚染状況を実測で把握するため、定点観測点を増やし、大学の協力を得るなどして必要な人員と測定器を確保し、SPEEDIによる計算結果等を有効活用して精度の高い「汚染マップ」を作成するプロジェクトを専門家の参画のもとに政府が統合的、統一的に推進すること。

放射性物質に関する専門的知識がない国民も放射線による健康影響を理解できるよう、単位などにも留意してわかりやすく説明すること。

- 2 周辺住民等の健康と安全を守るため、放射線防護に関し、被曝を合理的に達成可能な限り低く抑えるというALARAの考え方を徹底するとともに、警戒区域、計画的避難区域等の設定及び解除、飲食物の摂取、学校活動等に関する基準について、一時的な基準と恒久的な許容基準の相違、避難に伴う負担、成人と年少者等の相違に留意しながら合理的なものとする

四 損害賠償

原子力発電所事故の損害賠償について迅速な支払いが可能となり、かつ支払い能力が担保される制度を整備すること。

五 知識・技術・人材の結集

事故の早期の収束のため、最終決定の責任者を明確にして、広く国内の関連した研究者、技術者、研究開発機関、学会等に協力を求めるとともに、世界のあらゆる英知を結集できる体制を整えること。

六 情報公開のあり方

今回の事故を踏まえ、放射性物質の環境、生活への影響に関する重要な情報が国民に届くよう、情報公開を徹底すること。

七 事故調査と対応評価

今回の事故については、徹底的な分析と評価を行うことが求められる。事故の事態推移と対応経緯の詳細については、記録を精査するなどして、速やかに事故調査報告書を作成し、国民、特に事故現場周辺住民の厳しい目に耐えるよう、その公正性について更に検証すること。

八 原子力発電所の安全対策

今回の事故について、徹底的な検証を行い、その結果を踏まえて安全規制の見直しを行うこと。見直しに当たっては、原子力の安全神話を捨て、所定の安全機能が機能しない場合にも備えることができるようなアクシデントマネジメント策を求めるものとする。また、リスク情報の活用など、海外の規制手法も参考にした検討を行うこと。

例えば、長期間電源喪失時における冷却継続対策、過酷事故時における放射性物質の大量放出回避対策、地震・津波対策に留意して、安全審査の指針類を抜本的に見直すとともに、自然災害対策と原子力防災対策の連携を強化すること。

また、原子力発電所を設置、運転する事業者に対し、常に最新の知見を取り入れて不断の安全設計の見直しを行うよう指導すること。

九 原子力安全行政

原子力安全行政は人の安全、環境を守ることを使命とした重い任務を負っていることから、推進と規制の分離の観点からの規制機関の再編を検討すべきである。その際、研究組織による実体的なサポート体制を充実するとともに、推進と規制の分離と、安全性に係るダブルチェックを併せて確保するよう留意すること。

右決議する。

(災害対策特別委員会)

津波対策の推進に関する件

去る 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、地震に伴う大津波により多くの尊い生命が犠牲となった。このような悲劇を二度と繰り返さないために、政府は、国民の生命、財産を災害から守ることは国の責務であることを深く認識し、特に次の諸点について遺漏なきを期するべきである。

- 一 津波は、一度発生した場合には甚大な被害が発生する危険性があるが、迅速に避難することにより人命被害を相当程度軽減することができる災害であることから、国として、学校、地域社会等における津波防災教育を通じて、国民が津波に対する理解と認識を共有できるようにすること。
- 二 津波被害の発生を防止又は軽減するために、その規模等を迅速かつ適切に予測することが重要であることに鑑み、国、地方公共団体、大学等の研究機関との連携を図り、観測及び調査研究の充実に努めること。なお、津波の研究に当たっては、学術的な研究に偏ることなく、津波防災施設建設等の実務的研究との密接な連携を重視すること。
また、我が国が主導して国際的な観測及び調査研究体制を構築すること。
- 三 津波による被害は、その土地の形状や土地利用の現況等により大きく影響されることに鑑み、国は、都道府県及び市町村が行う津波対策が適宜、適切なものとなるよう情報の提供、技術的助言を積極的に行うこと。
- 四 我が国における津波災害の教訓を踏まえ、津波に関する記録（国民の津波に関する体験の記録を含む。）の収集及びその活用が適切に行われるよう努めるとともに、津波防災教育においては、映像等の視覚を通じた方法が有効であると考えられることから、国が主導して、啓発資料の作成及び普及を積極的に行うこと。
- 五 津波からの避難対策においては、迅速な情報伝達のための体制の構築を図り、特に高齢者等の災害時要援護者についての避難体制を確立するとともに、避難のための手段、避難路及び避難施設の確保に留意すること。また、避難場所に指定されている学校施設等において、津波を想定した第二次避難場所等の策定を実施し、迅速な避難が行われるようにすること。
- 六 防潮堤、防波堤、海岸防災林等にかかる効果についての検証を行いつつ、ソフト、ハード両面における津波対策を総合的かつ効果的に推進すること。
- 七 津波からの復旧に当たっては、単なる原状回復ではなく、地域の実情や、防災に配慮した復興に努めること。

- 八 津波避難施設、避難路等の整備については、附則第2条第1項の趣旨に則り、適切に対応すること。また、被災した住民に対する心のケアを十分に行うこと。
- 九 原子力発電施設については、原子力災害が我が国の経済社会の健全な発展と国民生活に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、安全確保に向けて総点検を含む万全な対策を講じること。
- 十 11月5日の「津波防災の日」を創設した趣旨について周知を図るよう指導するとともに、速やかな避難及び救援活動が行われるよう、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった訓練及び啓発行事を積極的に行うよう努めること。また、広域エリアに配慮した体制整備に努めること。災害時の国内のエネルギーの安定供給体制の確立のため、関連事業者が一度に被災することのないよう、分散配置などに万全の対策を講じること。
- 右決議する。

(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する件

本委員会は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を提出することに決した。

本案は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を、平成23年12月31日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日について、現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようにするものである。

これらの選挙期日の延期は被災地域の実状を考慮した真にやむを得ない臨時特例措置ではあるが、もとより、選挙は民主主義と地方自治の根幹をなすものであり、地域住民の選挙権は最大限尊重されなければならない。今後の復興に向けた取組を可能な限り加速するためにも、関係地方公共団体において、できる限り早期に選挙が執行されるべきものである。

そのため、政府は、関係地方公共団体の意向等を踏まえ、選挙実施体制確立のために必要な職員の派遣その他の人的支援、被災地域において選挙を実施するために追加的に必要となる経費に対する財政的支援、その他避難者の不在者投票を円滑に実施するための措置など、関係地方公共団体に対して十分な支援を行うべきである。

右、決議する。

(東日本大震災復興特別委員会)

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する件

政府は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が被災地域における復旧復興に不可欠であることに鑑み、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

- 一 災害廃棄物の処理は、復旧復興の大前提であり、今回の特別立法を制定した趣旨を十分踏まえ、スピード感を持って、災害廃棄物処理の加速を図ること。
- 二 災害廃棄物の処理に関する措置を講ずるに当たっては、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の意向を最大限に尊重すること。
- 三 災害廃棄物処理事業に係る国庫補助を控除した地方の一時負担分について、グリーンニューディール基金を通じた支援により、国の実質負担額を平均95%とし、残りの地方負担額についても全額交付税措置を行い、実質的に100%国の支援とすること。
- 四 グリーンニューディール基金からの支援に当たっては、特定被災地方公共団体の地方負担額の実情を十分考慮したものとすること。
- 五 グリーンニューディール基金からの支援は、東日本大震災発生以降の災害廃棄物処理についても、遡及して適用すること。
- 六 災害廃棄物処理事業費に係る国庫補助金につき、特定被災地方公共団体である市町村から概算払いの請求があった場合には、速やかな事務処理の下、迅速に支払うこと。
- 七 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の状況を最大限に勘案し、災害廃棄物の処理施設の整備等、必要な措置を講ずること。
- 八 災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一的な指針の策定に当たっては、被災者の財産、遺留品等の適切な取扱いに要する費用、災害廃棄物の処理に係る業務に従事する労働者の賃金、受注者の資金繰りに配慮した支払の方法、受注後の事情変更への対応などを勘案すること。
- 九 東日本大震災により特にその処理が必要となった廃棄物のうち、放射性物質によって汚染された廃棄物の処理に関しては、特段の配慮を要することに鑑み、必要な措置を講ずること。
- 十 既に都道府県知事に対して災害廃棄物の処理を委託している特定被災地方公共団体である市町村の長から代行の要請があった場合には、当該都道府県

知事の見解を尊重すること。
右決議する。

通過議案概要一覧

(〃 は内閣提出、 〃 は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)	地方公共団体が、地域の実情に即した事業又は事務をよりの確に実施することができるようにするため、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関する事務を内閣府の所掌事務とするもの。	2/ 4	3/31
	総合特別区域法案(内閣提出第27号)	産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、総合特別区域基本方針の策定、総合特別区域の指定、総合特別区域計画の認定、当該認定を受けた同計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定めるもの。	2/15	6/22
	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第39号)	最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、電話転送サービス事業者を規制対象の事業者に加えるとともに、規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化等を行うもの。	4/ 1	4/27
	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第43号)(参議院送付)	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、民間事業者による提案制度の創設、公共施設等運営権に係る制度の創設、民間資金等活用事業推進会議の設置等を行うもの。	4/ 1	5/24

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
内閣	障害者基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）（修正）	<p>障害者の権利の保護に関する国際的動向等を踏まえ、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進することを目的として、当該社会の実現を図るための基本原則を定めるほか、障害者の定義、障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策等に関する規定の見直し、中央障害者施策推進協議会の障害者政策委員会への改組等を行うもの。</p> <p>なお、定義の規定において「精神障害」に「発達障害」が含まれる旨を明記すること、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと等の修正を行った。</p>	4/22	7/29
	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第12号）	<p>特定非営利活動法人の認証制度について、その活動分野を拡大し、2以上の都道府県に事務所を設置する特定非営利活動法人の所轄庁を主たる事務所の所在する都道府県知事とし、また、認証制度の柔軟化及び簡素化並びに特定非営利活動法人に対する信頼性向上のための措置を拡充するとともに、特定非営利活動法人に対する寄附をより一層促進する等のため、国税庁長官による全国一律の認定制度を改め、地域に根差した公益の増進に資する特定非営利活動法人を、都道府県知事等が認定する制度を創設する等の措置を講ずるもの。</p>	6/ 8	6/15
総務	地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第174回国会内閣提出第56号、参議院送付）（修正）	<p>内閣府本府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを見直すため、関係41法律を改正する等の措置を講ずるもの。</p> <p>なお、法律の題名を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に改めること、内閣府設置法の改正規定について「地域主権改革」という用語及び地域主権戦略会議に係る規定を削除すること、地方分権改革推進委員会の勧告に即した措置の実施に関する規定を附則に追加すること等の修正を行った。</p>	(2010) 3/29	4/28

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	国と地方の協議の場に関する法律案(第174回国会内閣提出第57号、参議院送付)(修正)	地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに地方公共団体の長及び議会議長の全国的連合組織の代表者が協議を行う国と地方の協議の場に関し、その構成及び運営、協議の対象その他所要の事項を定めるもの。 なお、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の修正に伴い、「地域主権改革」の用語の削除等の修正を行った。	(2010) 3/29	4/28
	地方自治法の一部を改正する法律案(第174回国会内閣提出第58号、参議院送付)(修正)	地方議会の議員定数設定の自由化、共同設置が可能な機関の範囲の拡大等を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するため、所要の措置を講ずるもの。 なお、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)に定める法人税法第2条の改正規定が平成22年10月1日に施行されたことに伴い、所要の規定の整理を行う修正を行った。	(2010) 3/29	4/28
	地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)(修正)	平成23年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、普通交付税と特別交付税との割合を改め、あわせて、平成23年度における子ども手当の支給に伴い地方特例交付金の制度を改正する等の措置を講ずるもの。 なお、地方交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引き下げる改正の実施を3年間凍結する等の修正を行った。	1/28	3/31
	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第6号)	法律の適用期限を10年間延長するほか、対象事業の見直しを行うもの。	1/28	3/29
	電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第34号)(参議院送付)	電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、周波数の再編を迅速に行うことを可能とするため特定基地局の開設計画の認定に関する所要の措置を講じようとするもの。	3/8	5/26

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）（参議院送付）	電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を緩和しようとするもの。	3/ 8	5/26
	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）（参議院送付）	現下の経済情勢を踏まえつつ電気通信基盤の整備の促進を引き続き行っていくため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設整備事業を見直すほか、独立行政法人情報通信研究機構が行う利子助成業務を廃止しようとするもの。	3/ 8	5/26
	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	地方議会議員年金の財政状況を踏まえて年金制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者等に対する一定の給付措置等を講ずるもの。	4/ 1	5/20
	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第49号）	都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関連法律を改正する等の所要の措置を講ずるもの。	4/ 5	8/26
	地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置等を講ずるもの。	4/19	4/27
	平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（内閣提出第64号）	平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定に係る特例を設けるとともに、同年度分として交付すべき普通交付税及び特別交付税の総額の特例を設けるもの。	4/26	5/ 2

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
総務	東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案（内閣提出第69号）	東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となっていることに対処するため、特定の無線局区分の周波数の使用の期限及び当該周波数を使用する無線局の免許の有効期間を延長する等の電波法の特例を定めようとするもの。	5/10	6/ 8
	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第83号）	寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引下げ並びに個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等の所要の措置を講ずるもの。	6/10	6/22
	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（内閣提出第88号）（修正）	避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めようとするもの。 なお、この法律に定めるもののほか、東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関し必要な措置を講ずべき旨の規定を附則に追加する修正を行った。	7/22	8/ 5
	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第89号）	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講じ、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を講ずるもの。	7/22	8/ 5
	国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案（石田真敏君外 4 名提出、衆法第 5 号）	平成23年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成23年 4 月 1 日後となる場合に備え、同年 3 月 31 日に期限の到来する税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に同年 6 月 30 日まで延長する措置を講ずるもの。	3/22	3/31

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	運輸事業の振興の助成に関する法律案（総務委員長提出、衆法第27号）	軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めるもの。	8/11	8/24
	東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案(総務委員長提出、衆法第28号)	東日本大震災による被害を受けた合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する特定経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長しようとするもの。	8/11	8/24
	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	日本放送協会の平成23年度予算である。受信料の額を前年度どおりとし、一般勘定事業収支については、事業収入6,926億円、事業支出6,886億円、事業収支差金が40億円となっているもの。 なお、債務償還に要する49.9億円及び建設費の一部22.2億円の計72億円については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんする。事業運営に当たっては、デジタルテレビジョン放送の普及に努めるほか、国内・国際放送の充実、受信料の公平負担に向けた取組の強化等に取り組むとともに、効率的な業務運営を行うとしている。	2/15	3/31
法務	民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第176回国会閣法第8号)(参議院送付)	国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めるもの。	(2010) 10/13	4/28
	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を45人増加するもの。	2/ 4	4/15
	民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度の創設、複数又は法人の未成年後見人の許容、児童相談所長による親権代行等の措置を講ずるもの。	3/ 4	5/27

委員会名	議案名	概要	提出	成立
法務	情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	近年における情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処し、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、不正指令電磁的記録作成等の罪の新設、電子データに係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定の整備等を行うとともに、悪質な強制執行妨害事犯等に適切に対処するための罰則の整備を行うもの。	4/ 1	6/17
	非訟事件手続法案（内閣提出第54号）（参議院送付）	非訟事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容のものにするため、当事者や裁判により影響を受ける者の手続保障を図るための制度を拡充し、管轄、代理、不服申立て等の手続の基本に関する規定を整備するとともに、表記を現代語化する等、非訟事件の手続に関する法整備をするもの。	4/ 5	5/19
	家事事件手続法案（内閣提出第55号）（参議院送付）	家事事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容のものにするため、当事者や審判等により影響を受ける者の手続保障を図るための制度を拡充するとともに、管轄、代理、不服申立て等の手続の基本に関する規定の整備等をするもの。	4/ 5	5/19
	非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第56号）（参議院送付）	非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴い、家事審判法を廃止するほか、会社法、民事調停法、労働審判法その他の関連する諸法律の規定を整備するもの。	4/ 5	5/19
	東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（法務委員長提出、衆法第18号）	東日本大震災の被災者である相続人が、相続の承認又は放棄をすべき期間を徒過することにより不利益を被ることを防止するため、相続の承認又は放棄をすべき期間を平成23年11月30日まで延長するもの。	6/15	6/17

委員会名	議案名	概要	提出	成立
外務	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)(修正)	東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設し、在ジャカルタ日本国総領事館等5つの総領事館を廃止するとともに、在勤基本手当の基準額及び子女教育手当の支給額等を改定するもの。 なお、法案の施行期日等に関する修正を行った。	2/ 1	4/20
	東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案(内閣提出第72号)	東北地方太平洋沖地震による災害により多数の被災者が一般旅券を紛失し、又は焼失したことに対処するため、一般旅券の発給の特例を定めるもの。	5/13	6/ 1
	図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第176回国会条約第5号)	我が国政府が朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書1,205冊を大韓民国政府に対して引き渡すとともに、両国政府がこれらの図書の引渡しによって両国間の文化交流及び文化協力の一層の発展に努めることについて定めるもの。	(2010) 11/16	5/27
	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第1号)	日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、日米間の経費負担の原則を定める日米地位協定第24条についての新たな特別の措置を講じようとするもの。	2/ 1	3/31
	社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第5号)	我が国とブラジルとの間で、年金制度への加入に関する法令の適用調整等について定めるもの。	3/ 8	5/20

委員会名	議案名	概要	提出	成立
外務	社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第6号)	我が国とスイスとの間で、年金制度及び医療保険制度への加入に関する法令の適用調整等について定めるもの。	3/ 8	5/20
	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第7号)	我が国と香港との間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地課税を減免すること等について定めるもの。	3/ 8	6/15
	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第8号)	我が国とサウジアラビアとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの。	3/ 8	6/15
	脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第9号)	我が国とケイマン諸島との間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、双方の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税権の配分を規定するもの。	3/ 8	6/15
	脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第10号)	我が国とバハマとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、双方の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税権の配分を規定するもの。	3/ 8	6/15

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件(条約第11号)	東南アジアにおける友好協力条約の締約国に専ら主権国家によって構成される地域機関を加えるための改正について定めるもの。	3/ 8	8/10
	1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する2009年6月15日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(条約第12号)	世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に含まれている我が国の譲許表に関し、平成14年1月1日に効力を生じた商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に適合させることを目的とする修正及び訂正について定めるもの。	3/ 8	8/10
	理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第13号)	国際通貨基金における新興国及び途上国の代表性の拡大等を目的として、理事会の改革を行うための改正について定めるもの。	3/ 8	8/10
	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第15号)(参議院送付)	我が国とスイスとの間で、現行の租税条約を部分的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、国際的な標準に沿った税務当局間の租税に関する情報交換の枠組みを創設すること等について定めるもの。	3/ 8	4/15
	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第16号)(参議院送付)	我が国とオランダとの間で、現行の租税条約を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、相互協議に係る仲裁手続を導入すること等について定めるもの。	3/ 8	4/15

委員会名	議案名	概要	提出	成立
外務	日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第17号)(参議院送付)	我が国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間で、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動等のために必要な物品又は役務を相互に提供するための枠組みを定めるもの。	3/ 8	4/15
	日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件(条約第18号)	我が国とインドとの間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、自然人の移動、知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの。	4/ 5	5/20
財務金融	平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第1号)(修正)(内閣修正)	平成23年度の財政運営を適切に行うため、特例公債の発行に関する措置を定めるもの。 なお、「政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成23年度の補正予算において必要な措置を講ずるものとする」との規定を附則に追加する修正を行った。 4月28日、基礎年金の国庫負担の追加に係る規定を削除し、題名を改める等の内閣修正が行われた。	1/24	8/26
	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第3号)	引き続き中小企業者や住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限を平成24年3月31日まで1年間延長するもの。	1/25	3/31
	関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)	最近における内外の経済情勢等に対応するため、特惠関税制度及び暫定関税率等の適用期限の延長等のほか、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの充実・強化等を図るもの。	1/28	3/31

委員会名	議案名	概要	提出	成立
財務金融	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社及び国際開発協会に対する加盟国の出資総額がそれぞれ増額されることとなることに伴い、我が国のこれらの機関への出資額を増額するための措置を講ずるもの。	1/28	3/31
	株式会社国際協力銀行法案（内閣提出第28号）	株式会社日本政策金融公庫の部門である国際協力銀行について、その機能を強化し同公庫から独立した政策金融機関とするための措置を講ずるもの。	2/25	4/28
	預金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	平成23年12月を目途として完了するものとされている住専債権の回収等の業務を円滑に終了するための措置を講ずるとともに、当該業務の終了に伴い整理回収機構の機能を見直す等の措置を講ずるもの。	4/ 1	5/13
	資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）（参議院送付）	資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、新株予約権無償割当てによる増資に係る開示制度等の整備、英文開示の拡大、無登録業者による未公開株等の取引に関する対応等、所要の改正を行うもの。	4/ 1	5/17
	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（内閣提出第57号）	東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、被災納税者の実態等に照らし、緊急対応の措置として、現行税制を適用した場合の負担を軽減する等の措置を講ずるもの。	4/19	4/27
	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出第67号）	平成23年度において、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置等を定めるもの。	4/28	5/ 2

委員会名	議案名	概要	提出	成立
財務金融	東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）	国の資本参加の申請期限を平成29年3月31日まで延長するほか、東日本大震災の影響により自己資本の充実が必要となった金融機関等が国の資本参加を受けようとする場合の特例を設けるもの。	5/27	6/22
	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第82号）	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、寄附税制の拡充、金融・証券税制の改正、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずるもの。	6/10	6/22
	平成22年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出第87号）	財政法第6条第1項においては、各会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を下らない金額を公債等の償還財源に充てなければならないと規定されているが、平成22年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、この規定は適用しないこととするもの。	7/15	7/25
	国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案（野田毅君外3名提出、衆法第4号）	平成23年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成23年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する租税特別措置等について、その期限を暫定的に同年6月30日まで延長する措置を講ずるもの。	3/22	3/31
文部科学	展覧会における美術品損害の補償に関する法律案(第176回国会閣法第14号)(参議院送付)	国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設しようとするもの。	(2010) 10/29	3/29

委員会名	議案名	概要	提出	成立
文部科学	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）（修正）	公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校の第一学年に係る学級編制の標準を改めるとともに、市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しを行う等の措置を講ずるもの。 なお、平成23年東北地方太平洋沖地震の被災地等に係る教職員定数について特別の措置を講ずること等の修正を行った。	2/ 4	4/15
	独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	学術の振興を図るため、独立行政法人日本学術振興会に、学術研究の助成に関する業務に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるもの。	2/ 4	4/20
	海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第1号）	海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図ろうとするもの。	3/ 9	3/25
	スポーツ基本法案（奥村展三君外16名提出、衆法第11号）	スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めようとするもの。	5/31	6/17
厚生労働	国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第41号）（参議院送付）	高齢期における所得の一層の確保を支援するため、3年間の時限措置として徴収時効の過ぎた一定期間に係る国民年金保険料の納付を可能とするとともに、企業型確定拠出年金の加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みを導入することなど企業年金制度等の改善の措置等を講ずるもの。	(2010) 3/ 5	8/ 4

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第174回国会内閣提出第54号、参議院送付)(修正)	今後、平成21年に発生した新型インフルエンザと同程度の感染力や症状を呈する新型インフルエンザ等感染症が発生した場合の対応に万全を期するため、予防接種法において新たな臨時の予防接種の類型を創設する等所要の措置を講ずるもの。 なお、法律番号及び法律の略称の年表示を「平成22年」から「平成23年」に改める修正を行った。	(2010) 3/12	7/15
	独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(第176回国会閣法第9号)(参議院送付)	独立行政法人に係る改革を推進するため、(独)雇用・能力開発機構を解散するとともに、職業能力開発業務を(独)高齢・障害者雇用支援機構に移管する等の措置を講ずるもの。	(2010) 10/13	4/22
	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	新たに戦傷病者等の妻になった者等を特別給付金の支給対象とするもの。	1/28	4/20
	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案(内閣提出第23号)(修正)	雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給すること等を通じ、その就職を支援しようとするもの。 なお、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする等々の修正を行った。	2/14	5/13
	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)	基本手当算定の基礎となる賃金日額の下限額等の引上げ及び再就職手当について受給要件の緩和と給付水準の引上げを行うとともに、失業等給付に係る保険料率を引き下げる等の措置を講ずるもの。	2/14	5/13

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）（修正）	高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設等の措置を講ずるもの。 なお、社会医療法人について、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設置を可能とする旨の規定を削除する等の修正を行った。	4/5	6/15
	平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（内閣提出第90号）	平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成23年10月分から平成24年3月分までの子ども手当の支給等について必要な事項を定めるもの。	8/17	8/26
	国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（城島光力君外6名提出、衆法第3号）	平成22年度における子ども手当の支給に関する法律に基づく子ども手当の支給が平成23年3月分で終わることにより生ずる国民生活等の混乱を回避する観点から、同法の子どもの手当について、暫定的に同年9月分まで支給するよう、所要の措置を講ずるもの。	3/22	3/31
	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第15号）	社会保険病院、厚生年金病院等の運営を行い、かつ、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たさせるため、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした（独）年金・健康保険福祉施設整理機構を病院等の運営等を目的とした（独）地域医療機能推進機構に改組するもの。	6/10	6/17
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第16号）	障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めるもの。	6/14	6/17

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	母体保護法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第17号）	通常的一般社団法人となる都道府県医師会について、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせるとともに、厚生労働大臣は、当該指定に関し必要があると認めるときは、当該医師会に対し報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができることとするもの。	6/14	6/17
	歯科口腔保健の推進に関する法律案（参議院提出、参法第13号）	歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進しようとするもの。	7/26	8/ 2
農林水産	農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止し、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置する等の措置を講ずるもの。	2/ 8	6/ 8
	森林法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）（修正）	森林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、森林所有者等が作成する計画について認定要件を追加するとともに、森林施業に必要な路網を設置する際の他人の土地への使用権の設定手続の見直し等の措置を講ずるもの。 なお、森林の土地の所有者となった旨の届出、森林所有者等に関する情報の利用等、伐採の中止命令、国及び地方公共団体が講ずる措置に関する規定を追加すること等の修正を行った。	3/ 1	4/15
	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）（修正）	家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制を強化するための措置を講ずるもの。 なお、法律の施行期日を「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日」に改めること等の修正を行った。	3/ 4	3/29

委員会名	議案名	概要	提出	成立
農林水産	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案（内閣提出第65号）	東日本大震災に対処するため、除塩事業を土地改良事業として行うとともに、災害復旧等に係る土地改良事業についての都道府県の負担の軽減等を図るための土地改良法の特例措置を講ずるもの。	4/26	5/ 2
	東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案（内閣提出第66号）	東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講ずるもの。	4/26	5/ 2
	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第81号）	東日本大震災に対処して信用事業を行う農漁協等の信用事業の強化を図るため、その自己資本の充実に関する特別の措置を講ずるもの。	6/ 3	7/27
	お茶の振興に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第6号）	近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、お茶の生産者の経営安定、消費拡大、輸出促進、お茶の文化の振興等の措置を講ずるもの。	3/30	4/15
	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第21号）	対象海域の追加、特定の漁港漁場整備事業に対する国庫補助の補助率の嵩上げ措置の10年間延長、国及び県による調査事項の追加、有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務の見直し等の措置を講ずるもの。	7/27	8/ 5
	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）（内閣修正）	農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター65か所を設置することについて国会の承認を求めるもの。 5月20日、東日本大震災に対応して、地域センターの業務を円滑に遂行できるようにするため、農林水産大臣が、地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができるよう内閣修正が行われた。	2/ 8	6/ 8

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
経済産業	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第25号)(修正)	我が国産業を取り巻く諸課題に対応するため、産業再編促進のための組織面・金融面等からの支援、ベンチャー等成長企業の新商品生産に対する支援、中小企業の事業引継の仲介支援等の措置を講ずるもの。なお、主務大臣と公正取引委員会との協議の制度について、主務大臣及び公正取引委員会は所要の手続きの迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする等の修正を行った。	2/14	5/18
	特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第45号)(参議院送付)	オープン・イノベーションの進展等知的財産制度をめぐる状況の変化に対応し、通常実施権の登録対抗制度の見直し、中小企業に係る特許料金の減免制度の拡充、無効審判等の紛争処理制度の見直し等の措置を講ずるもの。	4/ 1	5/31
	不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第46号)(参議院送付)	技術的制限手段に係る規制を強化するとともに、営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続を整備するもの。	4/ 1	5/31
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(内閣提出第51号)(修正)	エネルギー安定供給、地球温暖化対策及び環境関連産業等の育成のため、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度を導入し、その利用拡大を図るもの。併せて「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」を廃止する措置を講ずるもの。なお、調達価格等算定委員会の新設、電力多消費産業及び東日本大震災で著しい被害を受けた者に対する賦課金の減免措置導入及び費用負担調整機関の交付金に対する予算措置導入等の修正を行った。	4/ 5	8/26
	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第52号)	再生可能エネルギーの普及拡大等に資するよう、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度による賦課金等、外生的及び固定的なコストの変動に起因する料金改定手続を整備する等の措置を講ずるもの。	4/ 5	8/26

委員会名	議案名	概要	提出	成立
経済産業	鉱業法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第53号）	国内の資源開発を促進するため、石油等の特定鉱物の開発について国による公募制の導入、鉱業権に係る許可基準の追加、鉱物探査に係る許可制度の導入等の措置を講ずるもの。併せて「石油及び可燃性天然ガス資源開発法」を廃止する措置を講ずるもの。	4/ 5	7/15
	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）	平成23年4月14日から平成24年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とするすべての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置並びに北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの。	4/15	7/25
国土交通	踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成23年度以降の5箇年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、国土交通大臣が指定した踏切道の改良に関する手続の見直し等について定めるもの。	2/ 1	3/31
	港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について、国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の措置を講ずるもの。	2/ 4	3/31

委員会名	議案名	概要	提出	成立
国土交通	都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	官民の連携を通じて、都市の国際競争力及び魅力を高め、都市の再生を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、都市開発事業の一層の促進を図るための新たな金融支援制度の創設、都市の再生に貢献する工作物に係る道路占用許可基準の特例制度の創設等の措置を講ずるもの。	2/ 8	4/20
	高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	高齢者の居住の安定を確保するため、加齢に伴う高齢者の身体機能の低下の状況に対応した構造等を有し、心身の状況の確認、生活相談等のサービスが提供される「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の創設等を行うもの。	2/ 8	4/27
	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第32号)	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の経営基盤の強化、我が国の鉄道事業の活性化等の必要性並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務の実施状況に鑑み、同機構による旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する支援措置に関する規定を整備するとともに、同機構の建設勘定において経理を行う業務の一部に要する費用に充てるため同機構の特例業務勘定から建設勘定に繰入れを行うことができることとする等の措置を講ずるもの。	3/ 8	6/ 8
	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案（内閣提出第47号）（参議院送付）	関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに関西における航空輸送需要の拡大を図るため、関西国際空港及び大阪国際空港の設置及び管理を一体的に行う新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、両空港の事業運営を行う権利の設定等に関する事項等を定めるもの。	4/ 1	5/17
	航空法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）（参議院送付）	航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講ずるもの。	4/ 1	5/17

委員会名	議案名	概要	提出	成立
国土交通	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案（内閣提出第61号）	東日本大震災による被害を受けた地域の実情に鑑み、国又は県が、被災地方公共団体からの要請に基づき、これに代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行できる制度を創設するもの。	4/22	4/28
	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案（内閣提出第62号）	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地を所轄する特定行政庁は、災害発生の日から6か月（延長の場合、最大で8か月）以内の期間に限って、指定した区域の建築物の建築を制限し、又は禁止することができることとする措置を講ずるもの。	4/22	4/28
	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	特定船舶の入港禁止措置についての平成18年7月5日の閣議決定のうち、北朝鮮船籍の全ての船舶の入港禁止の期間について、平成24年4月13日まで1年延長する変更をしたため、特定船舶入港禁止法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの。	4/15	6/17
環境	環境影響評価法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第55号）（参議院送付）	法の施行後の状況の変化及び施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業計画の立案段階における環境保全のために配慮すべき事項についての検討（いわゆる戦略的環境アセスメント）、環境保全のための措置等の実施の状況に係る報告その他の手続の新設等の措置を講ずるもの。	（2010） 3/19	4/22
	水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）（参議院送付）	有害物質による地下水汚染の防止を図るため、指定施設であって有害物質を貯蔵するもの等に係る構造等について基準を遵守すべきこととするとともに、定期点検等の措置を講ずるもの。	3/ 8	6/14
	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第9号）	環境の保全のための国民の取組をさらに促進するため、協働取組の推進を目的等に追加し、各主体間の協定の締結を促進する仕組みの整備等を図るとともに、学校教育等における環境教育の充実、環境教育等支援団体の指定、自然体験活動等の機会の場の認定等の措置を講ずるもの。	5/27	6/ 8

委員会名	議案名	概要	提出	成立
環境	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案（環境委員長提出、衆法第29号）	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めるもの。	8/23	8/26
	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第30号）	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長並びに特別遺族給付金の支給対象の拡大等の措置を講ずるもの。	8/23	8/26
安全保障	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第27号）（参議院送付）	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業を拡大しようとするもの。	(2010) 2/9	4/22
予算	平成23年度一般会計予算 平成23年度特別会計予算 平成23年度政府関係機関予算	今後需要が拡大していく分野を中心に、雇用を増やし、経済成長の要としていくための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにするるとともに、持続的な成長の基盤を築くために編成されたもの。 一般会計予算の規模は、92兆4,116億円となっている。 特別会計予算は、17の特別会計について予算を計上、政府関係機関予算は、3機関について、予算を計上している。	1/24	3/29 (注)

(注)憲法第60条第2項の規定により本院の議決が国会の議決となったものである。

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
予算	平成23年度一般会計補正予算 (第1号) 平成23年度特別会計補正予算 (特第1号) 平成23年度政府関係機関補正予 算(機第1号)	歳出面において、23年3月11日に発生した東日本大震災に関し、当 面緊急に必要となる経費の追加等を行うとともに、既定経費の減額を 行う一方、歳入面においては、その他収入の増収を見込むこと等を内 容とするもの。 この結果、平成23年度一般会計第1次補正後予算の総額は、当初予 算対し歳入歳出とも3,051億円増加し、92兆7,167億円となる。 また、特別会計予算及び政府関係機関予算について、それぞれ所要の 補正措置を講ずる。	4/28	5/2
	平成23年度一般会計補正予算 (第2号) 平成23年度特別会計補正予算 (特第2号)	歳出面において、23年3月11日に発生した東日本大震災の復旧状況 等の直近の状況を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すため、必要と なる経費の追加を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入れ を計上すること等を内容とするもの。 この結果、平成23年度一般会計第2次補正後予算の総額は、一般会 計第1次補正後予算に対し歳入歳出とも1兆9,988億円増加し、94 兆7,155億円となる。 また、特別会計予算について、所要の補正措置を講ずる。	7/15	7/25
決算行政 監 視	平成20年度一般会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (承諾を求めるの件)(第173回国 会、内閣提出)(参議院送付)	一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から平成 21年3月17日までの間において決定された使用額は、賠償償還及払戻 金の不足を補うために必要な経費、年金記録確認地方第三者委員会の 運営に必要な経費等11件、計297億円余。	(2009) 11/24	3/29
	平成20年度特別会計予算総則第 7条第1項の規定による経費増額 総調書及び各省各庁所管経費増額 調書(承諾を求めるの件)(第173 回国会、内閣提出)(参議院送付)	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成20年6月27日から 平成20年11月21日までの間において決定された経費増額は、社会資本 整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経 費の増額、同特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費 の増額等2特別会計15件、計427億9千万円余。	(2009) 11/24	3/29

委員会名	議案名	概要	提出	成立
決算行政監視	平成20年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（承諾を求めるの件）（第173回国会、内閣提出）（参議院送付）	平成20年度における予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった額について、決算調整資金に関する法律第7条第1項の規定により補てんするため、同資金から一般会計歳入に組み入れられた額、7,181億7千万円余。	(2009) 11/24	3/29
議院運営	平成23年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額削減の特例に関する法律案（議院運営委員長提出、衆法第7号）	平成23年4月分から同年9月分の歳費の月額を、歳費法第1条に規定する額からそれぞれ50万円を減じて得た額とするもの。	3/31	3/31
災害対策	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（内閣提出第63号）	東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置を定めるもの。	4/26	5/2
	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第86号）	東日本大震災に対処するため、被災者生活再建支援金に係る国の補助率の特例を定めるもの。	7/15	7/25
	地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第2号）	地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成28年3月31日まで延長するもの。	3/17	3/18
	津波対策の推進に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第14号）	津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めるもの。	6/9	6/17

委員会名	議案名	概要	提出	成立
災害対策	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第20号）	災害弔慰金について、支給対象となる遺族の範囲に、他の遺族のいずれもが存しない場合における死亡した者の兄弟姉妹であって、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものを加えるもの。	7/14	7/25
	災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第19号）	災害により死亡した遺族に対する弔慰及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する見舞並びに自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建の支援を確実なものとするため、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金について、差押えを禁止すること等を定めるもの	8/ 9	8/23
	東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（参議院提出、参法第20号）	東日本大震災関連義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら東日本大震災関連義援金を使用することができるようにするため、東日本大震災関連義援金について、差押えを禁止すること等を定めるもの。	8/ 9	8/23
倫理選挙	平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第38号）	平成23年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域について、平成23年4月の統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講ずるもの。	3/16	3/18
	平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）	法律の題名を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に改めるとともに、東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、公職選挙法の規定により行われる選挙の期日を延期する等の措置を講ずるもの。	5/10	5/20

委員会名	議案名	概要	提出	成立
倫理選挙	東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第22号）	東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を、平成23年12月31日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日について、現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようにするもの。	7/28	8/ 3
震災復興	原子力損害賠償支援機構法案（内閣提出第84号）（修正）	原子力損害賠償支援機構を設立し、大規模な原子力損害が生じた場合において、賠償責任を負う原子力事業者に対し、機構が資金の交付等を行うことにより、被害者への賠償の迅速かつ適切な実施を確保するとともに、電力の安定供給等を図るための所要の措置を講ずるもの。なお、国の責務規定を設けること、国債が交付されても、特別資金援助に係る資金が不足するときに限り、政府は機構に資金を交付することができること、機構は原子力事業者の委託を受け、損害賠償の全部又は一部の支払を行うことができること等の修正を行った。	6/14	8/ 3
	東日本大震災復興基本法案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第13号）	東日本大震災が未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めるもの。	6/ 9	6/20
	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第26号）	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めるもの。	8/ 9	8/12

委員会名	議案名	概要	提出	成立
震災復興	平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（参議院提出、参法第9号）（修正）	<p>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故（以下「平成23年原子力事故」という。）による被害を受けた者を早期に救済する必要があること等に鑑み、当該被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、平成23年原子力事故による損害を迅速に填補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるもの。</p> <p>なお、国が行う仮払金の支払は特定原子力損害を受けた者の早期の救済のために迅速かつ適正なものでなければならない旨の規定を追加すること、本法の主務大臣は文部科学大臣及び特定原子力損害を受けた事業者の事業を所管する大臣その他の政令で定める大臣とすること、本法の施行期日を公布の日から起算して45日を超えない範囲内において政令で定める日にすること、及び国は本法施行後おおむね2年以内に本法の規定について検討を加えること等の修正を行った。</p>	6/21	7/29 (衆議院 回付案 に同意)
	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第7号）	関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務等を行う体制を整備するため、現地対策本部を設置することについて、国会の承認を求めるもの。	6/9	6/20

決算等概要一覧

委員会名	議 案 名	概 要	提出	審議結果
総務	日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	日本放送協会の平成19年度決算であり、一般勘定において、経常事業収入6,847億円、経常事業支出6,416億円、差引き経常事業収支差金が431億円であり、これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金が375億円となっているもの。	(2009) 2/6	7/15 異議がない
	日本放送協会平成20年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	日本放送協会の平成20年度決算であり、一般勘定において、経常事業収入6,616億円、経常事業支出6,288億円、差引き経常事業収支差金が327億円であり、これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金が275億円となっているもの。	(2010) 2/9	7/15 異議がない
決算行政 監 視	平成20年度一般会計歳入歳出決算、平成20年度特別会計歳入歳出決算、平成20年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成20年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入89兆2,082億2千万円余、歳出84兆6,973億9千万円余であり、差引き剰余は4兆5,108億3千万円余。 特別会計の決算額は、21の特別会計があって歳入合計387兆7,395億2千万円余、歳出合計359兆1,982億2千万円余。 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額56兆1,857億8千万円余、一般会計の歳入への組入額等は55兆5,283億9千万円余であり、資金残額は6,573億8千万円余。 政府関係機関の決算額は、9つの機関があって収入合計1兆8,248億4千万円余、支出合計1兆7,847億3千万円余。	(2009) 11/24	8/11 議決
	平成20年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成20年度末現在額は、平成19年度末現在額より2兆7,986億3千万円余減少し、102兆3,690億3千万円余。	(2009) 11/24	8/11 是認
	平成20年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸付けている国有財産の平成20年度末現在額は、平成19年度末現在額より27億5千万円余増加し、1兆886億8千万円余。	(2009) 11/24	8/11 是認

【参考】 閉会中審査議案概要一覧

(は内閣提出、 は衆法又は参法)

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）	国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等を行うもの。
	国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）	国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずるとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の措置を講ずるもの。
	国家公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出第75号）	国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員に協約締結権を付与するとともに、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの。
	公務員庁設置法案（内閣提出第76号）	国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの。
	国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第77号）	国家公務員法等の一部を改正する法律、国家公務員の労働関係に関する法律及び公務員庁設置法の施行に伴い、人事官弾劾の訴追に関する法律を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行うもの。

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外 3 名提出、第173回国会衆法第11号）（自民・公明）	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びに地域住民等の役割を明らかにするとともに、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの。
	死因究明推進法案（下村博文君外 5 名提出、第174回国会衆法第30号）（自民・公明）	死因究明の推進について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、死因究明の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備するもの。
	国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治君外 6 名提出、第174回国会衆法第32号）（自民・公明・みんな）	職員団体の業務の実態に鑑み、公務に対する国民の信頼の確保を図るため、職員団体と当局との交渉の内容を公表するとともに、勤務時間中に職員団体の業務に短期間従事することができる制度を廃止するもの。
	国家公務員法等の一部を改正する法律案（河野太郎君外 6 名提出、第176回国会衆法第 5 号）（自民・みんな）	国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定を創設し、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備等を行うとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会の廃止、再就職等規制違反行為の監視等を行う民間人材登用・再就職適正化センターの設置に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行うもの。
	幹部国家公務員法案（河野太郎君外 6 名提出、第176回衆法第 6 号）（自民・みんな）	国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めるもの。
	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（野田毅君外 2 名提出、衆法第31号）（自民）	国民の祝日として、主権回復記念日を加え、同記念日を 4 月28日とするもの。

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第6号）	国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を行うため、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所を設置することについて、国会の承認を求めるもの。
総務	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）（内閣修正）	個人住民税における扶養控除の見直し及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等の所要の措置を講ずるもの。 6月10日、「地方税法等の一部を改正する法律案」（内閣提出第4号）について、題名を改めるとともに、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第83号）」により措置される事項を削除する内閣修正が行われた。
	国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案（内閣提出第78号）	我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額して支給する措置を講ずるもの。
	東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案（参議院提出、参法第16号）	当分の間の措置として、東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための事業又は事務に要する経費に充てるために市町村に交付する交付金について定めるもの。
法務	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）	一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給に関する臨時特例を定めるもの。
	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第80号）	

委員会名	議 案 名	概 要
法務	<p>児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、第173回国会衆法第5号） （自民・公明）</p>	<p>児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等を行うもの。</p>
	<p>児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（辻恵君外2名提出、衆法第23号）（民主）</p>	<p>みだりに児童ポルノを有償でかつ反復して取得すること等を処罰する罰則を設けるとともに、児童ポルノの定義を明確化し、あわせて心身に有害な影響を受けた児童の保護等に関する施策を推進するための規定の新設等の法整備を行うもの。</p>
外務	<p>原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）</p>	<p>我が国とロシアとの間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの。</p>
	<p>原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）</p>	<p>我が国と韓国との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの。</p>
	<p>原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）</p>	<p>我が国とベトナムとの間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの。</p>
	<p>原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第14号）（参議院送付）</p>	<p>我が国とヨルダンとの間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの。</p>

委員会名	議 案 名	概 要
財務金融	<p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）（内閣修正）</p>	<p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、所得税の諸控除の見直し、法人税率の引下げ、相続税の基礎控除等の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずるもの。</p> <p>6月10日、「所得税法等の一部を改正する法律案」（内閣提出第2号）の一部を削除するとともに、題名を改める内閣修正が行われた。</p>
文部科学	<p>教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外3名提出、第174回国会衆法第4号） （自民・みんな）</p>	<p>公立学校の教育公務員が政治的行為の制限に違反した場合について、罰則を設けるもの。</p>
	<p>東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参議院提出、参法第21号）</p>	<p>東日本大震災に対処するため、私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関し、私立の学校等の設置者に対する特別の助成措置、地方公共団体に対する特別の財政援助等について定めるもの。</p>
厚生労働	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第60号）</p>	<p>常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、違法派遣の場合に派遣先が派遣労働者に労働契約の申込みをしたものとみなすことなど派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置を講ずるもの。</p>
	<p>国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）（内閣修正）</p>	<p>基礎年金の国庫負担割合について、平成23年度において2分の1とする等のため、所要の措置を講ずるもの。</p> <p>4月28日、平成23年度の「国庫負担割合約36.5%と2分の1の差額」を負担するための財源に関する規定等について内閣修正が行われた。</p>
	<p>国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（田村憲久君外5名提出、第173回国会衆法第12号） （自民・公明）</p>	<p>施設で就労する障害者の自立を促進するため、国及び独立行政法人等において、予算の適正な使用に留意しつつ、就労施設から物品等を調達するよう努めるものとするもの。</p>

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外 2 名提出、衆法第32号） （自民・公明）	アレルギー疾患対策を総合的かつ計画的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、アレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めるもの。
農林水産	農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案（加藤紘一君外 4 名提出、第174回国会衆法第35号） （自民）	農業、森林並びに水産業及び漁村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るため、農林水産業者等に対して交付金を交付するもの。
	農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案（宮腰光寛君外 6 名提出、衆法第10号） （自民）	農業の担い手の育成及び確保に係る制度を見直すこと等を通じて施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の施策の基本となる事項を定めるもの。
経済産業	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）	公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、排除措置命令等の行政処分を行おうとする際の意見聴取のための手続を整備する等の措置を講ずるもの。
	特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（内閣提出第26号）	我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、特定多国籍企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画の認定について定め、外国為替及び外国貿易法、中小企業投資育成株式会社法、特許法等の特例措置を講ずるもの。
国土交通	賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案（第174回国会内閣提出第36号、参議院送付）	賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業を営む者及び家賃等弁済情報提供事業を営む者について登録制度を実施し、これらの事業に対し必要な規制を行い、家賃債務保証業者及び家賃等弁済情報提供事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、家賃等弁済情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、あわせて賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関する不当な行為を規制するもの。

委員会名	議 案 名	概 要
国土交通	交通基本法案（内閣提出第33号）	交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通に関する施策について、基本理念を定め、及び国、地方公共団体、事業者等の責務を明らかにするとともに、交通に関する施策の基本となる事項等について定めるもの。
	北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外4名提出、第174回国会衆法第11号）（自民）	北海道知事による観光振興計画の作成及びこれに基づく観光の振興を図るための特別の措置等北海道における観光の振興に関し必要な事項を定めるもの。
	離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案（武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第33号）（自民）	奄美群島、小笠原諸島及び沖縄の離島を含む離島について、その自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るため、その振興のための施策を拡充するもの。
	離島航路航空路整備法案（武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第34号）（自民）	離島航路航空路の整備を促進するため、離島航路航空路の整備について、基本理念を定め、国、関係地方公共団体及び離島航路航空路事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、整備計画の作成、離島航路航空路事業者への補助等について定めるもの。
	地下水の利用の規制に関する緊急措置法案（高市早苗君外13名提出、第176回国会衆法第17号）（自民）	地下水が、国民共通の貴重な財産であり、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の利用に対する規制が総合的に講ぜられるまでの間の緊急的な措置として特定の地域内における地下水の利用について必要な規制をするもの。
環境	地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第5号）	地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガス排出量削減に関する中長期目標を設定し、地球温暖化対策の基本事項等を定めるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
環境	<p>低炭素社会づくり推進基本法案(野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号) (自民)</p>	<p>低炭素社会づくりに関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、独立行政法人等、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、中長期的な目標の設定、低炭素社会づくり国家戦略の策定等の低炭素社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めるもの。</p>
	<p>気候変動対策推進基本法案(江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号) (公明)</p>	<p>気候変動対策を推進するため、同対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、独立行政法人等、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、気候変動対策の基本となる事項等を定めるもの。</p>
安全保障	<p>国際平和協力法案(中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号) (自民)</p>	<p>国際平和協力活動及び物資協力、これらの実施の手續その他の必要な事項を定めるもの。</p>
	<p>国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号) (自民)</p>	<p>国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送の職務に従事する警察官、海上保安官若しくは海上保安官補又は自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の国際緊急援助活動等を行う者若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防衛のためやむを得ない場合に武器を使用することができることとするもの。</p>
	<p>自衛隊法の一部を改正する法律案(小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号) (自民)</p>	<p>外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して、より広範に対応できるよう、生命又は身体の保護を要する邦人について、その避難のために必要な輸送及び輸送の際の警護並びにこれらの措置を実施する際の権限について定めるもの。</p>
<p>決算行政監視</p>	<p>平成21年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求める件)(第174回国会、内閣提出)</p>	<p>一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成21年6月30日から平成21年12月22日までの間において決定された使用額は、新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費、新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費等8件、計626億2千万円余。</p>

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	平成21年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	特別会計予備費予算総額9,924億4,750万円のうち、平成21年12月15日から平成22年1月20日までの間において決定された使用額は、農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費等1特別会計2件、計50億7千万円余。
	平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成21年6月30日から平成21年11月27日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等3特別会計8件、計390億4千万円余。
	平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成22年2月23日から平成22年3月26日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等2特別会計2件、計125億2千万円余。
	平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入107兆1,142億4千万円余、歳出100兆9,734億2千万円余であり、差引き剰余は6兆1,408億1千万円余。 特別会計の決算額は、21の特別会計があって歳入合計377兆8,931億1千万円余、歳出合計348兆600億3千万円余。 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額50兆4,845億8千万円余、一般会計の歳入への組入額等は49兆7,737億2千万円余であり、資金残額は7,108億5千万円余。 政府関係機関の決算額は、3つの機関があって収入合計1兆2,771億9千万円余、支出合計1兆5,300億9千万円余。
	平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成21年度末現在額は、平成20年度末現在額より5兆58億円余増加し、107兆3,748億4千万円余。
	平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸付けている国有財産の平成21年度末現在額は、平成20年度末現在額より52億6千万円余減少し、1兆834億2千万円余。

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額は9,996億7,409万3千円であり、平成22年6月18日から平成22年9月24日までの間において決定された使用額は、優良住宅取得支援事業に必要な経費等62件、計9,996億7,409万3千円。
	平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成22年5月11日から平成22年11月8日までの間において決定された使用額は、水俣病被害者の救済に必要な経費等11件、計961億8千万円余。
	平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成22年7月6日から平成22年12月7日までの間において決定された経費増額は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における防災・震災対策に係る道路事業に必要な経費の増額等3特別会計12件、計912億円余。
	平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成23年3月14日から平成23年3月30日までの間において決定された使用額は、東北地方太平洋沖地震による被災地域の緊急支援に必要な経費等6件、計687億3千万円余。
	平成22年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	特別会計予備費予算総額1兆8,497億120万3千円のうち、平成23年2月4日から平成23年3月18日までの間において決定された使用額は、農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費等1特別会計2件、計29億6千万円余。
	平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成23年2月22日から平成23年3月29日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等1特別会計2件、計1,520億8千万円余。

委員会名	議 案 名	概 要
議院運営	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（塩崎恭久君外 5 名提出、衆法第24号） （自民・公明・日本）	国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置くもの。
	国会法の一部を改正する法律案（塩崎恭久君外 5 名提出、衆法第25号） （自民・公明・日本）	国会に、東京電力福島原子力発電所事故に係る両院合同特別調査会を置くもの。
倫理選挙	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第 4 号）	最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するもの。
	政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第 3 号） （公明）	政治資金収支報告書の虚偽記載等があった場合において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の「選任」又は「監督」のいずれか一方について相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処することとするもの。
	政党助成法の一部を改正する法律案（林幹雄君外 4 名提出、第174回国会衆法第 2 号）（自民・公明）	政党の解散時における政党交付金の返還を免れる脱法行為を防止するため、政党が解散を決定した日後は、政党交付金による支出又は支部政党交付金による支出として寄附をすることができないこととするもの。
	公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外 4 名提出、第174回国会衆法第18号）（自民）	近時におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治への参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁するもの。
郵政改革	郵政改革法案（内閣提出、第176回国会閣法第 1 号）	郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
郵政改革	日本郵政株式会社法案（内閣提出、第176回国会閣法第2号）	郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置について定めるもの。
	郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第3号）	郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、郵政民営化法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法等を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行うもの。
震災復興	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（参議院提出、参法第12号）	東日本大震災の被害により過大な債務を負い、被災地域において事業の再生を図ろうとする事業者に対し、金融機関等が当該事業者に対して有する債権の買取等を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援するため、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を設立しようとするもの。

(参考) 衆議院を通過し参議院において閉会中審査となったもの

委員会名	議 案 名	概 要
安全保障	防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第21号)	自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、防衛審議官の新設、防衛医科大学校の看護師養成課程の新設及び日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定等の実施に係る措置等について所要の規定を整備するもの。